

平成21年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成22年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
2	平成21年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7

(4) 委託援助業務	8
IV 平成21年度の事業概要	9
1 総括	9
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	9
(2) 地方協議会の開催	9
(3) 常勤弁護士確保	9
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成22年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	10
ア 監事定期監査	10
イ 内部監査	10
ウ 情報セキュリティー監査	10
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	10
2 各業務	11
(1) 情報提供業務	11
ア 業務の概要	11
イ コールセンターにおける情報提供	11
ウ 地方事務所における情報提供	12
【資料5】平成21年度情報提供件数の推移	
【資料6】平成21年度における相談分野の概要 （問い合わせ上位20件）	
【資料7】平成21年度における関係機関紹介状況	
エ ホームページ等による情報提供	13
オ 関係機関との連携・協力関係強化	14
(2) 民事法律扶助業務	14
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	14
【資料8-1・2】平成21年度援助申込状況、援助決定件数等状況	
【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	15
【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた方の特徴	15
【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、 公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	15
【資料12】代理援助事件の事件別内訳	
【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳	

	【資料14】 支払保証立担保実績	
	【資料15】 代理援助事件の結果別内訳	
オ	不服申立てと再審査	16
	【資料16】 不服申立てと再審査（結果別内訳）	
カ	立替金等の状況	16
	【資料17】 立替金等残高表	
	【資料18】 法律相談費	
	【資料19】 代理援助立替金実績	
	【資料20】 書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	16
(3)	国選弁護等関連業務	17
ア	国選弁護関連業務	17
	【資料21】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料22-1・2】 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）	
	【資料23-1～4】 国選弁護報酬基準の概要	
	【資料24-1・2】 国選弁護報酬・費用算定件数（被疑者、被告人別）	
	【資料25】 国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料26】 国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	21
	【資料27】 国選付添人契約弁護士数の推移	
	【資料28】 国選付添事件受理件数	
	【資料29】 国選付添報酬基準の概要	
	【資料30】 国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	21
	【資料31】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務等	22
ア	犯罪被害者支援業務	22
	【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
	【資料35】 地方事務所における問い合わせ件数の推移	
	【資料36】 地方事務所に対応した問い合わせ内容	
	【資料37】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
イ	被害者国選弁護関連業務	23
	【資料38】 被害者国選弁護報酬基準の概要	
	【資料39】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	

(6) 受託業務	24
ア 概要	24
イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	24
ウ 日本弁護士連合会委託援助業務	24
【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V 平成21年度における業務実績	26
1 総合法律支援の充実	26
(1) 総括	26
ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	26
【資料41】認知度調査結果概要	
イ 地方協議会の開催	28
【資料42】平成21年度地方協議会開催一覧	
ウ 常勤弁護士の確保	29
【資料43】平成21年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料44】平成21年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	31
ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	31
【資料45】連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等	
(地方事務所別)	
イ 連携指数の上昇	31
(3) 民事法律扶助	33
ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	33
イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画	34
(4) 国選弁護人確保	34
ア 弁護士に対する説明会の実施	34
イ 常勤弁護士の採用・常駐	35
(5) 司法過疎対策	35
ア 地域事務所の設置等	35
イ 常勤弁護士の巡回	36
(6) 犯罪被害者支援	37
ア 連携・協力関係の構築等	37
イ 弁護士に対する説明会の実施	38
2 業務運営の効率化	38
(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	39
ア コールセンターにおける効率的な情報提供	39
イ 関係機関・団体データベースの活用等	39

(2)	民事法律扶助・国選弁護士確保	40
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	40
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	40
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	40
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	41
	【資料46】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
オ	国選弁護士契約における一括契約に関する取組	42
(3)	司法過疎対策	43
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	43
(1)	情報提供	43
ア	F A Qの充実等	43
	【資料47】裁判員制度についての問い合わせ件数	
	【資料48】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）	
	【資料49】平成21年度コールセンターにおける受電内容の推移	
イ	即日中の情報提供	45
	【資料50】資格・経験別窓口対応専門職員数	
(2)	民事法律扶助	45
ア	援助審査の合理化	45
イ	犯罪被害者に対する充実した援助の提供	46
ウ	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	46
エ	補正予算の措置	47
(3)	国選弁護士確保	48
ア	関係機関との定期的な協議	48
イ	指名通知に関する目標時間の設定等	48
ウ	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施	49
エ	不祥事案の再発防止	49
(4)	犯罪被害者支援	50
ア	地方事務所の職員の配置	50
イ	窓口対応専門職員等に対する研修の実施	50
ウ	犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	52
エ	犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	53
オ	民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等	54
カ	国選被害者参加弁護士契約弁護士に対する研修の実施	55
(5)	司法過疎対策	55
(6)	関係機関連携強化	56
4	委託援助業務	56
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	56

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務	57
5 予算、収支計画及び資金計画	57
6 短期借入金の限度額	58
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	58
8 剰余金の使途	58
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	58
(1) 施設・設備に関する計画	58
(2) 人事に関する計画	59
ア 常勤弁護士確保状況等	59
イ 職員の確保状況等	59

以上

I はじめに

平成21年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第1期中期目標の期間（平成18年4月10日から同22年3月31日まで）における4年目（最終）の年度である。

支援センターは、平成18年10月2日の業務開始以降、同19年10月には日本弁護士連合会委託援助業務の開始、同年11月には国選付添人に関する業務の開始、同20年12月には国選被害者参加弁護士に関する業務の開始など、その業務範囲を拡大してきたが、平成21年度においては、5月21日からの被疑者国選弁護制度の対象事件範囲の大幅な拡大、裁判員制度の施行などに確実に対応できるよう取り組んだ。

また、平成21年度は、昨今の経済状況を反映して、金銭の借り入れや労働に関する問い合わせが大幅に増加するなど、情報提供業務におけるコールセンターの問い合わせ件数が401,841件（前年度比113,944件増）に急増したり、また、民事法律扶助業務における法律相談援助の実施件数が237,306件（前年度比57,760件増）、代理援助開始決定件数が101,222件（前年度比20,780件増）にそれぞれ増加するなど、支援センターが提供する法律サービスの利用者が大幅に増加した。

他方、前年度からの課題の一つであった認知度の向上については、本部・地方連動型広報の実施など戦略的な広報活動を実施した結果、平成22年2月の調査では、認知度が37.3%と前年度（同24.3%）と比べ大幅に上昇し、現に法的トラブルを抱えるなどして法的サービスの提供を求めている利用者層に対しては相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたのではないかと考えられる。

以上のように、平成21年度は、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務の増大に対し、契約弁護士数を増加させるなどして対応してきたところであり、今後も確実な業務の遂行のため、引き続き体制の整備に努めていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成21年度における業務実績とその成果を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

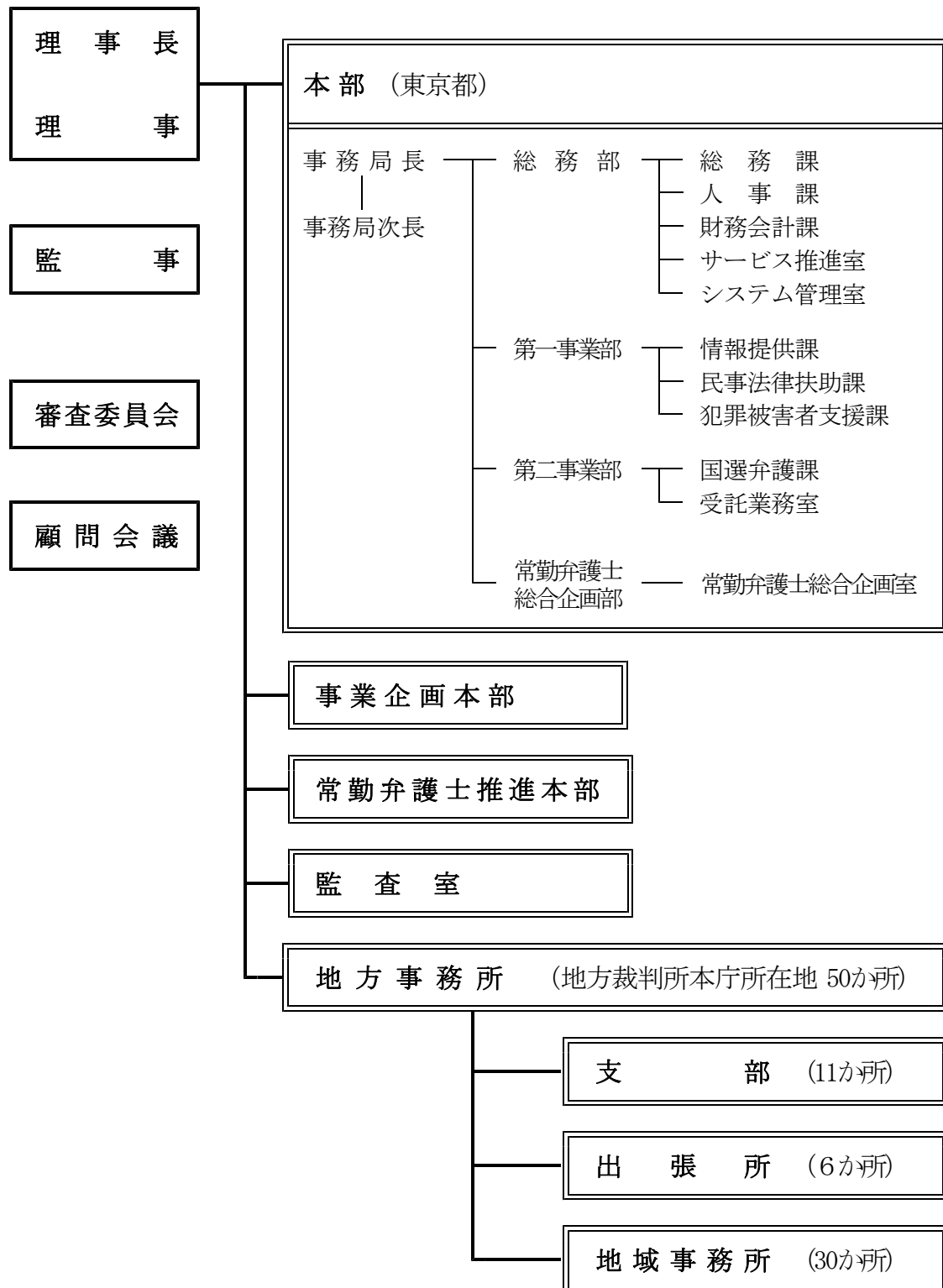
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成21年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成22年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成22年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員状況

理事長	寺井一弘	（平成20年4月10日就任）
理事	岩瀬徹	（〃 再任）
同	草野満代	（平成21年4月2日就任）
同	加毛修	（平成20年4月10日就任）
同	西川元啓	（〃 再任）
監事	馬場義宣	（〃 再任）
同	羽田悦朗	（〃 再任）

（注）平成22年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	寺井一弘	（平成22年4月10日再任）
理事	大川真郎	（〃 就任）
同	草野満代	（〃 再任）
同	菅野富邇子	（〃 就任）
同	廣瀬健二	（〃 就任）
監事	藤原藤一	（〃 就任）
同	羽田悦朗	（〃 再任）

8 職員状況

平成22年3月31日現在、常勤職員数は776名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

その後、平成21年度補正予算（第2号）で運営費交付金が追加措置されたことに伴い、法務大臣に対して、中期計画の変更について認可申請を行い、平成22年2月26日付けで認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ (Frequently Asked Question (よくある質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。
- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。追加的に措置された交付金については、民事法律扶助に充てること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成21年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成21年4月1日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。
- 地方事務所単位で平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、

常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。

- 民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始すること。
- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」等に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築・強化を図ること。契約弁護士確保のため、弁護士に対する説明会を実施すること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を2回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日常的に分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。新聞記事等を日々分析し、問い合わせが増えそうな質問を想定し、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 法律相談援助の相談枠を増加させること及び援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成20年度と比較して短縮すること。
- 弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、

犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。

- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。
- 地方事務所ごとに、国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

IV 平成21年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立4年目である平成21年度も、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めることが大きな課題の一つであったが、そのための広報活動を戦略的に実施した。

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情等取扱規程」に基づき、利用者から寄せられた様々なお意見・ご要望等を集約して組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした研修を実施するなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）、平成21年度に合計49名の常勤弁護士を採用した。

平成22年3月31日現在で、常勤弁護士は合計200名となり、【資料3】のとおり、合計78か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、30か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成22年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成21年度に、合計29回余りにわたり、延べ3,100名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

また、平成22年1月に情報セキュリティ対策基準を策定し、同基準において情報セキュリティ監査を行うことを規定した。

これに基づいて、平成21年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、埼玉地方事務所、茨城地方事務所、福岡地方事務所、宮城地方事務所

イ 内部監査

本部、東京地方事務所多摩支部、同池袋出張所 同渋谷出張所、静岡地方事務所浜松支部、同沼津支部、山梨地方事務所、新潟地方事務所、奈良地方事務所、同南和地域事務所、愛知地方事務所、同三河支部、岐阜地方事務所、同可児地域事務所、福井地方事務所、石川地方事務所、富山地方事務所、同魚津地域事務所、岡山地方事務所、島根地方事務所、同浜田地域事務所、大分地方事務所、熊本地方事務所、岩手地方事務所、青森地方事務所、旭川地方事務所、釧路地方事務所、高知地方事務所、同安芸地域事務所

ウ 情報セキュリティ監査

東京地方事務所、愛知地方事務所、滋賀地方事務所

支援センターでは、これら監査の結果を理事長に報告し、また、内部監査の結果については監事にも報告するとともに、地方事務所等に改善事項を指摘し、業務方法の改善を図った。

さらに、国選契約弁護士に支払う報酬及び費用の算定に関する内部監査を実施し、平成22年度にも実施する予定である。

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成21年度における寄附金収入は約1億5,000万円であった。

平成21年度における取組としては、前年度に引き続き、広報誌やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、前年度から検討・準備を行っていた新たな寄附金の受入制度を開始し、寄附金等の自己収入の受入れを図った。

新たな寄附金の受入制度としては、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度である「更生寄附」

を、平成21年11月から開始し、広報誌等に案内を掲載したほか、法務省を通じて全国の保護観察所、保護司等への周知を行った。また、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みとして、「法テラス・サポーターズクラブ」を同年12月に創設し、入会の申込み、寄附の受入れを開始した。なお、同サポーターズクラブの申込みに当たっては、ホームページからも行えるようにするなどの工夫を図った。

他方、地方公共団体からの補助金については、支援センターの地方事務所を通じて、再度、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めたが、160万円余りにとどまった。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ コールセンターにおける情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性にかんがみ、コールセンターを設置して、電話とメールによる情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国统一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQと関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受け止め、かつ紛争解決に資する法制度情報や適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者や裁判所OB、法科大学院生等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は利用者の負担となるが、ナビダイヤルのシステムを使い、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用していただけるようにして、全国あまねく均質なサービスを提供できる設計としている。

また、仕事をお持ちの方にも利用していただけるように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、裁判員制度（平成21年5月21日施行）に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成21年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメールを併せて、合計401,841件、月平均約33,000件で、対前年度比約140%と増加し、特に平成21年の6月、7月及び平成22年2月と月別合計件数が過去最高を更新した。

お問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（20.0%）が最も多く、次いで男女・夫婦（16.2%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（5.8%）、借地・借家（3.7%）各種裁判手続（3.0%）、の順となっている。また、労働問題についてのお問い合わせは合計すると、7.0%と高い割合となっている。

紹介先としては、経済的に困りの方が無料の法律相談や法的支援をご希望される場合が多いため、支援センター地方事務所の民事法律扶助部門を紹介する割合が高く（28.3%）なっている。支援センターに寄せられるお問い合わせは、経済的、社会的に弱い立場にある方からのものが多いことから、司法の利用を経済面から支える民事法律扶助をサービスメニューに持つことは、支援センターの最大の強みであり、利用者の利便性向上にもつながっている。

一方、民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関をご案内することになるが、その際の主なご案内先としては、弁護士会（21.0%）、司法書士会（11.9%）が多く、これに次いで市役所（8.4%）、区役所（3.8%）、都道府県庁（3.7%）、都道府県労働局（総合労働相談コーナー）（1.8%）、消費生活センター（1.5%）、家庭裁判所（家事調停）（1.4%）等となっている。

ウ 地方事務所における情報提供

支援センターでは全国の地方事務所においても、面談と電話により情報提供を行っている。電話による情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターで対応することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の詳細な実情等を考慮しなければ案内できないようなお問い合わせ、口頭のみのご案内よりも資料等をお示ししてのご案内の方が望ましいお問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事

務所等をご案内し、情報提供をさせていただくことがある。また、地域の関係者等からのご紹介により、地方事務所等に直接来訪されたり、電話をされる方も多い。

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で247,172件で、対前年度比約130%と増加した。お問い合わせ内容としては、金銭の借入れ（28.8%）、男女・夫婦（18.4%）、相続・遺言（5.8%）、民事法律扶助（5.2%）となっている。労働に関するお問い合わせは合計すると、5.7%となっている。このように、お問い合わせ件数も相当数あり、内容も多岐にわたっていることから、地方事務所の窓口で対応する職員にも、高い業務スキルが求められるため、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として充てている。

全国あまねく質の高い情報提供を実施するためには、地方事務所における窓口対応専門職員の業務スキルの向上も不可欠である。そこで、本部において、平成21年6月から3回に分けて、窓口対応専門職員を対象とした集合研修を実施した。本部で窓口対応専門職員の集合研修を実施するのは初めてであり、効率的かつ効果的な研修とすべく、1回あたり20名程度の少人数で参加型かつ実践的な内容のカリキュラムとした。地方事務所においても、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

【資料5】平成21年度情報提供件数の推移

【資料6】平成21年度における相談分野の概要
(問い合わせ上位20件)

【資料7】平成21年度における関係機関紹介状況

エ ホームページ等による情報提供

近年のインターネットの普及にかんがみ、また、利用者が主体的に24時間利用できるという利便性もあることから、ホームページでの情報提供も行っている。また、ホームページには、分野別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約750問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者はもちろん、関係機関の相談窓口担当者の方にも、自ら紛争解決に役立つ情報をいつでもご利用いただけるようにしている。

さらに、支援センターに多くのお問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「身近なトラブル」「消費者トラブル」「成年後見」「近隣トラブル」の9つの分野の法的トラブルについて、従前からFAQを基に作成していたQ&Aリーフレットの内容を見直した更新版を作成し、関係機関のご協力を得て、利用者の方々に配布させていただくなどしている。また、お問い合わせの最近の傾向等を分析し、ホームページや新聞の連載記事に情報提供するなど、支援センター発信型

の情報提供も充実させた。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、民事法律扶助の要件に該当する方を除いて、利用者の方々は、支援センターが紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等のサービスを利用され、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催をお願いするなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体をお招きし、その場において、連携・協力関係構築に関するご理解をいただくようお願いするなどした。このような会議等以外の場でも、本部においては平成21年9月から10月にかけて総合法律支援関係省庁を対象にコールセンター見学・説明会を開催し、各地においては支援センター職員が自治体や社会福祉協議会などに業務説明に回るなどして、業務への理解と連携関係構築に向けて地道な活動を重ねてきた。

今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関をご案内する場合にも、利用者の負担軽減のため、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び迫行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成21年度の法律相談援助実施件数は237,306件（前年度比32.2%増）、代理援助開始決定件数は101,222件（同25.8%増）、書類作成援助開始決定件数は6,769件（同32.7%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した。また、財団法人法律扶助協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にある。

【資料8-1・2】平成21年度援助申込状況、援助決定件数等状況

【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成21年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は13,401名（前年度比13.5%増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は5,090名（前年度比9.0%増）となり、いずれも前年度より増加した。

【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた方の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた方は、女性が51.0%、男性が49.0%と、女性の比率がやや高く、この割合は前年度と比べ男性が3.5ポイント増えた。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の方が25.4%（前年度比3.0ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方と合わせると41.8%（前年度比4.0ポイント増）を占める。また、生活保護を受給されている方の割合は13.9%（前年度比3.3ポイント増）であった。なお、生活保護を受給されている方であって年金を受給されている方を合わせると15.6%（前年度比3.5ポイント増）であり、いずれも前年と比べて増加傾向にあり、依然として対象者層の中でも所得の低い方の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた方の職業別割合では、無職の方が4割強となっていることとも整合的である。

【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の47.1%と半数近くを占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比1.3ポイント減）。次いで離婚事件が12.6%（前年度比0.2ポイント増）となっており、ポイントの上では自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向がうかがえる。なお、書類作成援助では92.8%（前年度比0.2ポイント増）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成21年度に新規に実施したものが459件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが77.2%と多く、敗訴は0.7%、調停不成立は1.5%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料12】代理援助事件の事件別内訳

【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料14】支払保証立担保実績

【資料15】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成21年度の不服申立件数は317件（前年度比24.8%増）、再審査申立件数は118件（前年度比34.1%増）であった。不服申立件数及び再審査申立件数のいずれも、昨年度を大きく上回った。

【資料16】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成21年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は147億9,918万5,499円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は6億4,686万2,400円、法律相談援助に係る法律相談費合計は11億6,662万5,450円であった。また、償還金は97億3,381万2,492円であり、償還免除額は9億9,509万3,155円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、自動払込手続による初期の段階の滞納者（初回滞納者、滞納月数1か月、2か月連続及び3か月連続である滞納者）に対して、コンビニエンスストアでの支払い可能な葉書による督促を行うとともに、滞納が1年以上継続している被援助者に対し、本部から集中して督促を実施した（いわゆるCランク督促）。

なお、生活保護を受給されている方について、事件進行中の立替金の償還を猶予し、かつ、事件終結後に金銭給付を得ることができなかったものについては立替金の償還を免除する旨の周知の徹底を図った。

【資料17】立替金等残高表

【資料18】法律相談費

【資料19】代理援助立替金実績

【資料20】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

生活保護を受給されている方の自己破産事件の予納金の立替開始に伴い、業務方法書の改正を行ったほか、立替基準についても内容の正確性を図るための語句修正を一部行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長若しくは裁判官が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。さらに平成21年5月21日、被疑者の国選弁護の対象事件が、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大された。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(ア) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所等は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。

以下「国選弁護士契約約款」という。)によらなければならない。国選弁護士契約約款は、国選弁護士に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護士契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護士契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護士として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受領し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護士契約弁護士の人数は、平成21年4月1日時点で15,556名であったが、平成22年4月1日時点で17,620名となり、これは全国の弁護士数の約61%に相当する。

【資料21】国選弁護士契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護士候補の指名通知

支援センターの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人の候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護士契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、

被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成21年度の裁判所等からの指名通知請求の合計件数は136,515件（うち被疑者国選弁護は61,857件、被告人国選弁護は74,658件）であった。1か月当たりの平均件数は11,376件（うち被疑者国選弁護は5,155件、被告人国選弁護は6,221件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数6,431件に比べて大幅に増加した。特に、被疑者国選弁護は、対前年比で8倍を超えており、これは、平成21年5月21日の被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大による影響であると考えられる。

【資料22-1・2】国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づ

いて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件の6つの類型に区分し、各類型（裁判員裁判事件を除く。）ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたとき、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費・宿泊料、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成21年度においては、平成21年5月21日（同年4月2日認可）に変更されており、変更後の約款が施行されている。なお、同22年2月26日にも約款の変更の認可を受けているところ、同変更後の約款は同年4月1日から施行されている。

【資料23-1～4】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成21年度の報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が58,831件、被告人国選弁護が70,630件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が3,917件、簡易裁判所事件が8,963件、家庭裁判所事件が37件、地方裁判所事件が50,926件であり、控訴事件が5,285件、上告事件が1,502件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成21年度の不服申立件数は、合計406件であり、1か月当たり34件であって、前年度における1か月当たり平均件数31件に比べて増加した。

【資料24-1・2】国選弁護報酬・費用算定件数（被疑者、被告人別）

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の対象事件の範囲が拡大した。

国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成22年4月1日時点で5,675名となった。

国選付添人の事務に関する契約約款は、平成22年2月26日、変更の認可を受け、変更後の約款が、平成22年4月1日から適用されている。

平成21年度の国選付添事件の受理件数は合計552件であり、報酬算定件数は合計564件である。

【資料27】国選付添人契約弁護士数の推移

【資料28】国選付添事件受理件数

【資料29】国選付添報酬基準の概要

【資料30】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成21年度には、新たに4か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、5名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号53から78のとおりである。

また、【資料31】のとおり、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置し

た常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内等を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った。

【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

(ア) コールセンター

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が二次的被害を与えないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成21年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計10,429件（業務開始以降28,945件）であり、前年度に比べ約22%増となっている。

問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、DV被害（ドメスティック・バイオレンス）、性被害、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、セクシャル・ハラスメント、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、児童・高齢者・障害者虐待、交通犯罪、民事介入暴力に関する問い合わせ（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）のほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが約6割（58.3%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに対する主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（30.8%）が最も多く、これに次いで警察、地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事
手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

(イ) 地方事務所

支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行った。

「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは、全国で15,616件であり、前年度に比べ約37%増となっている。また、精通弁護士の紹介は898件であり、前年度に比べ約29%増となっている。

【資料35】 地方事務所における問い合わせ件数の推移

【資料36】 地方事務所に対応した問い合わせ内容

【資料37】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介状況

イ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月1日に、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行された。

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度であり、一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強姦、強制わいせつ等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に恵まれない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

これら犯罪被害者等のための制度の施行に伴い、支援センターでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見を聴取した上での国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。なお、この一連の業務は、被害者参加人からの意見聴取を除き、国選弁護関連業務とほぼ同一である。

制度施行から1年が経過し、支援センターにおける当該制度に係る業務は円滑に行なわれており、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は2,219名（平成22年4月1日現在）で前年度に比べ約20%増となっている。

また、平成21年度における被害者参加人からの選定請求件数は204件（前

年度29件（平成20年12月から平成21年3月末まで）であった。

なお、平成21年度における報酬及び費用の算定件数は128件、不服申立ては2件であった。

【資料38】 被害者国選弁護報酬基準の概要

【資料39】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することとなった。

(イ) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込みがあると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、

⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料40】のとおりである。

【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。）。

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務ごとの活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成21年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成21年度においては、支援センターの存在や業務内容を国民に周知するという広報の目的を明確にした上で、さらに組織・業務の特性を生かして、以下のとおり、戦略的な広報活動を実施した。

その1は、本部・地方事務所連動型広報の実施である。

限られた広報予算を効果的に活用するため、支援センターの認知度調査において認知媒体として高い割合を占めているテレビ、新聞など複数のメディアを用いるとともに、統一的な広報素材を活用し、実施時期を連動させるなどして、広告の相乗効果を高めるよう努めた。さらに、新聞では、「今求められるセーフティネットとはー司法と福祉の連携を中心にー」と題した座談会の模様を広告として掲載するなど、時機を捉えたテーマを選択し趣向を凝らした広告を展開した。

また、支援センターの本部と地方事務所が、共通の広報素材を活用して広告展開を行うことで、支援センターの統一的なイメージを効率的かつ効果的に醸成するよう努めた。

その2は、関係機関との更なる連携強化策の展開である。

コールセンター及び地方事務所利用者の認知媒体調査では、地方自治体、裁判所、警察等といった関係機関からの紹介で支援センターを知った方が高い割合を占めていることから、それぞれの関係機関の特性や支援センターに対するニーズに即した連携強化策を全国規模で展開することが、支援センターの認知度向上のために有効である。そこで、金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会とともに「多重債務者相談強化キャンペーン」を共催し、コールセンターを同キャンペーンの一元的な窓口として、キャンペーンポスター等に掲載いただくことで、コールセンターの存在を周知したほか、金融庁から各自治体の担当者に支援センターの民事法

律扶助業務を周知するなどしていただいた。

また、(社)日本民営鉄道協会を通じて全国約60の鉄道会社の駅施設等に約1,600枚のポスターを無料掲出いただくなど、鉄道利用者に法的トラブルの相談窓口としての周知を図るなどの取組を行った。

その3は、インターネットによる情報発信の強化である。

コールセンター利用者の認知媒体調査において、ホームページが高い割合を占めていることから、現に法的トラブルを抱えて相談場所等を探している国民に対し、法テラスの存在や業務内容を周知するため、ホームページの充実を図り、利便性を高めるとともに、インターネットリスティング広告(ヤフーやグーグルの検索サイトで、「多重債務」などの関連ワードを入力して検索すると、そのスポンサーサイトに支援センターの広告が表示されるというもの)を実施して、より多くの方を効果的にホームページに誘引するよう努めた。

その4は、マスコミへの積極的な情報発信である。

「法テラスの日」などのイベント時に限らず、開業以来、最高件数を記録したコールセンターの利用件数推移やリーマンショック以降の問い合わせ内容の変化など、時機をとらえた記者発表を積極的に展開し、7回のリリースに対し、19回の記事掲載・テレビ報道を実現した。

最後に、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成である。

認知度調査の結果によれば、国民の中には、支援センターがいまだどのような法人であるかが分からないことから警戒感を抱き、利用しない方も相当数存在するものと認められることから、広報素材に、支援センターは国が設立した公的な法人であることをきちんと明記するとともに、「法テラス・サポーターズクラブ大使による法務副大臣表敬訪問」などのイベントを実施するなどして、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成を図った。

以上のように戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数は前年度比約40%増加、民事法律扶助の法律相談援助件数は前年度比約32%増加となったことからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対して、相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、平成22年2月下旬に、前年度と同様の電話調査の手法により実施した認知度調査では、認知度が37.3%と前年度(同24.3%)と比べ13%と大幅に上昇している。しかし、法的トラブルを抱えていない方も含め、広く一般の方の認知度を毎年度向上させることは引き続きの課題である。

【資料41】認知度調査結果概要

また、高齢者・障害者に対しても、支援センターの役割や業務内容を分

かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。今後、高齢者・障害者団体等に対する業務説明会などにおいて同DVDを活用し、周知を図ることを考えている。

支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループ、各課室及び地方事務所に報告するなどし、同ワーキンググループ等において組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、その内容を本部各課室・地方事務所に周知し、改善への取組を促した。また、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施し、同研修内容を全職員へ周知した。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成21年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

平成21年度においては、全国の各地方事務所等において、少なくとも1回以上、合計86回（平成20年度：85回）の地方協議会を開催した。

これら地方協議会については、支援センターの各業務の説明はもとより、多重債務問題、被害者支援問題、労働問題、被疑者国選問題等のテーマ別による議論を行うなどした。また、地元自治体や裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。その結果、各地における関係機関・団体等の支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、更なる連携の確保・強化が図られた。また、支援センターの各地方事務所においては、地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談を実

施したり、関係機関と共催でのイベント開催や常勤弁護士による地方自治体での講演を実施するなど広報活動を工夫したほか、多重債務問題の解決に向けて、裁判所を始め様々な関係機関・団体に地方協議会への参加を要請して、管内全体を挙げて同問題に取り組む枠組みを作ったり、被害者支援を実施している各機関の権能について主体的に情報を集約して関係機関に配布するなど、関係機関の中心的役割を果たすなどの業務改善を行った。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料42】のとおりである。

【資料42】平成21年度地方協議会開催一覧

さらに、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年に顧問会議を設置し（注）、平成21年度においては、平成21年10月27日及び同22年3月8日にそれぞれ開催し、常勤弁護士の活動による関係機関との連携強化の在り方や情報提供業務の在り方、中期計画などについて意見を聴取した。

（注）顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所特別顧問
金平輝子	前日本司法支援センター理事長
高木剛	財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	株式会社読売巨人軍取締役オーナー
竹下守夫	駿河台大学総長
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成21年4月1日から同22年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計29回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、

意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号21から29のとおり、合計9回にわたり、司法試験合格者及び司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、【資料43】のとおり、各地の支援センターの事務所に28回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。

【資料43】平成21年度司法研修所選択型実務修習受入状況

さらに、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法律事務所へのエクスターンシップの受け入れをより活発にすることにより、支援センターの業務内容及び常勤弁護士についての理解を深めてもらい、今後の支援センターの常勤弁護士及び契約弁護士の増員を図るため、【資料44】のとおり、各地の支援センターの法律事務所において、合計30回にわたり全国15校の法科大学院生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらう機会を設けた。

【資料44】平成21年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

このほか、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールによる常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

(イ) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の

者等から常勤弁護士を採用する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施しており、平成21年度は合計51名の常勤弁護士を確保した。

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

地方事務所単位で平均6.8以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,372件（対前年度比3.3%減）、各地方事務所平均147.4件（対前年度比3.3%減）、窓口数にして全国合計24,638件（対前年度比1.0%減）、各地方事務所平均492.8件（対前年度比1.0%減）のデータを関係機関データベースに登載した

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口総数については【資料45】のとおりである。

【資料45】 連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等
（地方事務所別）

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。

- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。

（注） 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

$$(\text{「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 + \text{「予約」窓口数} \times 8) \div \text{窓口総数}$$

（ア） 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成21年7月15日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年9月から10月の間、計3回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施（9省庁合計46名参加）した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。

（イ） 地方協議会の開催

上記V 1 (1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成21年度中に少なくとも1回以上、合計86回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

（ウ） 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記V 1 (2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者と電話や面談の後、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。

上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成19年3月31日現在で1.76、同20年3月31日現在で1.98、同21年3月31日現在では1.93、同22年3月31日現在では1.92を示している。平成21年度は、前年度に引き続き、データベースに登載している関係機関情報を精査し、これまでの紹介実績や相談窓口の統廃合等を反映した内容に見直したことにより、相談窓口総数は減少（前年度比246件減）し、それに伴い「紹介」窓口数（前年度比404件減）、「転送」窓口数（同80件減）及び「予約」窓口数（同16件減）が減少した。連携指数としては平成20年度より若干下降したものの、「取次」窓口数（前年度比12件増）が増加する等、関係機関・団体とのより密接な関係の構築に努めた。

また、犯罪被害者支援を行っている関係機関、窓口についても同様に連携指数を算出したところ、平成21年5月現在では全地方事務所合計1.73、同22年5月現在では1.74を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計78か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は35か所、地域事務所は20か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記V 1(5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内等を巡回し、民事法律扶助事件又は国選弁護事件を取り扱った。

また、平成21年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料10】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。

ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査の結果を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始する。

平成20年度秋に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」については、平成21年9月末に最終的な調査結果を取りまとめ、平成22年3月に冊子として製本した報告書を本調査に御協力いただいた研究者や関係機関等に送付した（なお、同報告書は平成22年4月に当支援センターのホームページに掲載して国民にも公表し、広範な研究や提言等への活用を図った。）。

同報告書は、利用者のニーズを調査した結果をできるだけ客観的に提示し、ニーズをよりよく充足するための方策の検討に向けた基礎資料を提出する目的で作成されているため、支援センターとしては、今回の調査で明らかとなった法的ニーズを的確に反映し、支援センターの利用につながるような事業計画の策定に向け、まずは、最高裁判所、法務省、サービスの提供者である日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と、本調査に携わった研究者の参加を得て、本調査結果を読み解き、分析するための検討会を平成22年1月25日、2月26日、3月30日の計3回開催し、今後の取組の方向性等についての意見交換を行うなどの検討を開始した。

平成22年度以降も引き続き、同報告書をさらに読み込んで分析を深めるとともに、必要に応じて追加調査や関係機関との協議を行う等、具体的な事業計画の策定に向け取り組んでいくこととしている。

(4) 国選弁護人確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研究会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の

広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成21年5月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護に関する諸規程の仕組み、契約締結の方法、国選弁護人の指名通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定並びに支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(イ) 国選付添関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、国選付添関連業務について説明を行った。

また、支援センターは、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成21年度の常勤弁護士の配置については、上記Ⅴ 1 (3) ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士

を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v)当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計78か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は26か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成21年度に新設されたのは、(ア)長崎県の平戸地域事務所、(イ)熊本県の高森地域事務所、(ウ)青森県の八戸地域事務所、(エ)高知県の中村地域事務所の4か所である（【資料3】番号66、67、74、78）。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記地方裁判所支部に近接する島根地方事務所（【資料3】番号28）及び旭川地方事務所（【資料3】番号43）に配

置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。

島根地方事務所に配置した常勤弁護士の西郷支部に対する平成21年度の巡回状況及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成21年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

ア 連携・協力関係の構築等

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟するなどし（現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所で加盟済み。）、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対する速やかな支援センターの案内・紹介体制確保のため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。

また、各地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議・意見交換を行い、犯罪被害者の方々へのリーフレット等の配布依頼をするなど、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。

このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関とともに街頭で啓発・広報活動を行い、リーフレット等の配布、ポスターのパネル展示、啓発パレードへの参加、あるいはイベントにブースを設置するなどした。

このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。

（注） 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メン

バーとして設置されている。

イ 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

支援センターは、各地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度の施行前から、制度の円滑な導入を図るため、弁護士会と複数回にわたり協議を重ね、制度施行後は、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催の説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行なうことにより、多くの契約弁護士確保のための取組を行った。

また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行うとともに、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行なった。

その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、前述のとおり、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。

また、物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、

原則として一般競争入札、企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委託しており、平成21年度の契約内容は、同20年度の実績から、コールセンターにおける年間受付件数を電話は300,000件、メールは15,000件と推定して入札を実施したことにより、同20年度契約金額より減額を図るなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営に努めている。

なお、平成21年度は年度途中において受付件数が急増し、想定件数を超過することが明らかになったことから、平成21年度中において受電件数の想定を電話380,000件、メール25,000件とする契約の見直しを行っている。

また、平成21年度には、同20年度に引き続き専門業者によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得るとともに、それらの結果を業務に反映させるための研修やオペレーター等に対する指導を行うよう指示するなど、当センターとして一定の品質の維持・向上に努めている。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。
- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成21年7月15日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援

関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

上記Ⅴ 1 (2)イ(イ)記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した（【資料4】番号13～17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を1,500部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成21年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記Ⅴ 1 (1)ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成21年度は、同18年度に採用した常勤弁護士が3年間の任期を満了する年度に当たり、任期更新を行わず退職する常勤弁護士が数名予定されていたことから、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正したほか、事務連絡を發出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルールに加え、退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めた。

また、平成21年度は、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動するために、法律事務所に勤務する事務職員が法テラス法律事務所内の事務を円滑に処理できるよう、法テラス法律事務所に勤務する事務職員を対象にした業務研修を実施するとともに、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂し、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集を改めて、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画課において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。

平成21年度に常勤弁護士又は内定者(法曹経験者)に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料46】のとおりである。

各法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成21年9月又は同22年1月から1年間の任期に合わせ、任期満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施している。

平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現している。

ちなみに、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であり、ゼミ形式の科目を取り入れたブロック別研修も多く、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

【資料46】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約（複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの（上記IV 2 (3)ア(7)参照））についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版（同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。）を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括

国選弁護士契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成21年度に、一括国選弁護士契約に基づき報酬算定がなされた事件の件数は合計65件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計304件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成20年度は4,525件、同21年度は3,917件である（【資料25】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成21年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記V1(5)ア「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号53～78参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日常的に分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ 新聞記事等を日々分析するなどして、社会情勢や時事的事項により問い合わせが増えそうな質問を想定し、それに対する答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成21年度においても、このうち約750問をホームページで公開している。この他、裁判員制度について、FAQの見直し・

更新を行うなど、同制度の円滑な実施と制度の周知・協力にも努めた。

【資料47】 裁判員制度についての問い合わせ件数

平成21年度においても、FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

平成21年度は、利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月から継続して実施しているウェブによる利用者アンケート調査に加えて、一定の期間を設けて、コールセンターの電話利用者と地方事務所での面談利用者を対象にアンケート調査を行っている。

コールセンターにおいては、平成22年2月1日から同月27日までの間(調査対象総件数24,600件中1,773件回答。有効回答率7.2%)、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度を得た。地方事務所においては、平成21年10月1日から同年12月28日までの間(総件数5,398件中1,758件回答。有効回答率32.6%)、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼するが、回答に当たっては職員の面前で記入するのではなく、無記名かつ封入した封筒には封をするなど客観的な評価を得られるよう十分留意した形式でアンケート調査を行い、その結果、5段階評価で4.3の満足度の評価を得た。

ウェブによる利用者アンケート調査における平成21年度の評価は3.6であり、回答率も引き続き低いことから、今後アンケート調査の実施方法等についても、検証する必要がある。

支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な方が一定数おられることなどから、今後は平成21年度と同様、一定の調査期間を設けて行うアンケート調査も定期的に行うことにより、多面的な方向で、客観的な利用者の満足度を把握していく予定である。

また、コールセンターが提供するサービスについては、【資料49】のとおり、平成21年度を通しての苦情が全体の0.1%~0.3%程度であるなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、引き続き、FAQやオペレーターへの研修のさらなる充実、関係機関とより緊密な連携の確保、情報提供のサービス内容が周知されるような広報の徹底などにより、いずれの調査方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上

に力を入れていくこととする。

【資料48】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）

【資料49】平成21年度コールセンターにおける受電内容の推移

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことがある経験者、若しくはその資格を有する者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に対応する。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことがある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料50】のとおりである。

【資料50】資格・経験別窓口対応専門職員数

地方事務所に来訪した利用者に対しては、即日中に対応するが、情報提供窓口は予約優先性であるため、予約状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合はコールセンターや他の関係機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、法律相談援助の相談枠を増加させること及び援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成20年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①審査委員の人数について、事案に応じて適正な範囲内でその数を減らすこと、②審査の開催頻度を増やすこと、③書面審査を活用すること、などの試みを行ってきたところである。

特に、①について平成21年度は、原則2名の審査委員による審査が43地方事務所、単独による審査については36地方事務所がそれぞれ採用しており、これらの審査方法がかなり定着していることが伺える。③については、

平成21年5月から7月に全国5箇所では民事法律扶助業務職員研修を実施した結果、すべての地方事務所において書面審査が行われるなどの合理化が図られた。しかし、平成21年度は代理援助が101,222件（前年度比25.8%増）、書類作成援助が6,769件（同32.7%増）と前年度を大きく上回ったため、年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間を平成20年度と比較すると、短縮されているのは13地方事務所に過ぎず、35地方事務所においてはほぼ横ばいの状態となった。また、法律相談援助も237,306件（同32.2%増）と前年度を大きく上回ったため、法律相談援助の申込みから実施までの日数については、16地方事務所において縮減されているものの、31地方事務所においては横ばいとなっている。また、平成20年度から審査の合理化のために導入した地方扶助専門審査委員制度は段階的に拡充し、平成20年度は5地方事務所が施行されたところ、平成21年度には17地方事務所において運用が始まっている。このほか、専門審査委員を置くことができない7地方事務所において、時間外審査の制度が導入された。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪の被害に遭われた方に対する平成21年度の法律相談援助件数は3,307件で、代理援助件数は1,105件であり、うち損害賠償命令申立事件が112件であった。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましく、支援センターでは、精通弁護士を1,822名確保しており、うち1,664名が民事法律扶助の契約弁護士である。

なお、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、民事法律扶助制度の概要や民事法律扶助の留

意点等の研修テーマに沿った独自の印刷物を配布するなど、新規契約弁護士・司法書士を含めた契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。

－実施状況－

- ① 研修を実施した地方事務所数 40地方事務所
- ② 研修実施回数 1回 24地方事務所
- 〃 2回から3回 14地方事務所
- 〃 4回以上 2地方事務所

また、平成22年1月、民事法律扶助課長が日本弁護士連合会主催の会員向け講習会において、「民事法律扶助制度の概要」についての講義を行った。この講義の様子は、日本弁護士連合会のテレビ会議システムにより、全国の会員に発信された。さらに、平成21年9月には、山形市で開催された犯罪被害者支援全国経験交流集会において、民事法律扶助の概要、損害賠償命令制度での民事法律扶助の利用状況等の報告を行った。

エ 補正予算の措置

年度計画内容

平成21年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。

平成21年度においては、昨今の経済情勢に鑑み、緊急経済対策経費として約25億円の補正予算が追加的に措置された。

この追加的措置を受け、日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力し、年末年越し「雇用と生活」全国一斉緊急総合相談会を実施するなど、労働問題・多重債務問題等に関する問題の解決を図った。

なお、代理援助件数の前年度比は以下のとおりである。

代理援助件数

- 平成20年度 80,442件
- 平成21年度 101,222件 (25.8%増)
- ①うち、労働事件
 - 平成20年度 1,293件
 - 平成21年度 2,028件 (56.8%増)
- ②うち、多重債務事件
 - 平成20年度 58,902件
 - 平成21年度 72,672件 (23.4%増)

(3) 国選弁護士確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成21年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。なお、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における指名通知業務については、ほとんどの事件において当日中に指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、約99%の事件で指名通知請求から24時間以内に指名通知が行われており、指名通知請求を受けてから24時間以内に指名通知を行うという処理時間の

目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名通知が行われている。

ウ 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが34か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の実施及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化があり、増加する事件数に対応し得る契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護士契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同20年4月1日時点で13,427名、同21年4月1日時点で15,556名、同22年4月1日時点で17,620名となり、年々増加している。裁判員裁判制度が実施され、裁判員裁判の公判も実施されているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応し得る国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布したほか、上記の説明会等の機会を利用するなどの方法で研修を実施した。

エ 不祥事案件の再発防止

支援センターは、平成21年2月、契約弁護士1名に対し、合計7件の被疑者国選弁護事件に関する報酬の請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求し、本来支払われるべき報酬との差額である30万円余りの支払を受けたことを理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知し、再発防止に向けて会員に対する注意喚起等適切な対応をとるよう申し入れるとともに、同契約弁護士に

ついて警察に告訴した。なお、支援センターは、同契約弁護士に対し、過払いにかかる国選弁護報酬の返還を請求し、その全額の支払を受けた。

国選弁護報酬はすべて国費で賄われており、このような国選弁護報酬の過大請求は絶対にあってはならないことである。支援センターでは、日本弁護士連合会その他関係機関と協議しつつ、接見の疎明資料を提出してもらう制度を導入し、再発防止のための効果的な措置の実施を進めている。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国10か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員等を対象に、最高検察庁、日本弁護士連合会、被害者参加人のための国選弁護制度を利用した遺族及び当該国選被害者参加弁護士、静岡犯罪被害者支援センターから講師を招聘するなどして研修を実施し、犯罪被害者支援に関する知識、技能等の習得に努めた。

また、犯罪被害者支援業務の全国的な均質化を目指し、犯罪被害者支援

業務を実施するに当たっての問題点、課題となっている事項について、少人数のグループに分かれて検討・協議し、これに関する意見交換を行なうことによって、地方事務所における問題意識の共有を図るなど、実践的な研修プログラムの実施により、個々の職員のスキルアップを図った。

平成21年度における犯罪被害者支援業務研修等の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

日時：平成21年11月5、6日

場所：本部会議室

内容：○被害者参加制度の運用状況

○日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の取組

○被害者参加を経験して

○犯罪被害者支援業務 実務運用上の留意点

○犯罪被害者支援センターとの連携について

(イ) 担当職員意見交換会

日時：平成21年11月6日

場所：本部会議室

内容： 犯罪被害者支援業務の実務手順等に関する留意点を再確認するとともに、犯罪被害者等への対応方法、関係機関・団体等との連携方法等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図った。

方法： 下記10のテーマについて、6つのグループに分かれて検討・協議をした後、各グループごとに集約した意見を発表し、これについて質疑応答、意見交換を行なった。

○被害者国選弁護関連業務

○関係機関との連携の在り方

○被害者対応時の留意点

○支援センター内における業務間連携の在り方

○広報・周知活動

○精通弁護士紹介業務

○小規模事務所の課題

○職員のレベルアップ方策

○現行業務の改善すべき点

○その他

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、平成19、20年度に実施した担当職員研修の講義内容を収めたDVDや(ア)に係る研修資料、当該事務所における対応事例

等を用いて研修を実施した。

(エ) コールセンターオペレーターが提供するサービスの質の向上に向けた取組

犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ適切な情報提供を行うため、日常の業務において、被害者等の対応に際して生じた苦情内容、精通弁護士紹介・取次に関する留意点等について分析するなどし、問題点や改善すべき点をコールセンターオペレーターにフィードバックした。

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成21年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成22年2月～3月

回答機関・団体数：1,286（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次等）状況
- 支援センターに対する被害者等からの意見
- 各機関のセミナーやイベントの主催・共催状況
- その他意見・要望

支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、93.5%の関係機関・団体において認知されていた（前年度は91.9%）。

各業務の具体的内容に関する認知度の調査は以下の通りで、いずれも着実に認知度は高まっている。

① 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者ダイヤルの設置を知っていたこと

82.9%（前年度82.7%）

- ② 犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口についての紹介
 - ・ 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること
83.2% (同73.7%)
 - ・ 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること
80.1% (同69.8%)
- ③ 精通弁護士の紹介
 - ・ 無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること
77.1% (同66.3%)
 - ・ 犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること
72.7% (同65.0%)
- ④ 国選被害者参加弁護士の選定に関する業務
 - ・ 国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所へ通知する業務を行っていること
49.5% (同40.4%)
 - ・ 被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名すること
43% (同34.7%)

被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務については、当該制度と民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困っている場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を受けることが可能であることを踏まえ、今後、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度等の更なる周知に努めていく必要がある。

連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数は2,631名（前年度1,340名）であり、逆に関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数は11,651名（前年度8,473名）であったことから、関係機関との連携がより密なものとなっている。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成22年4月1日現在、全国で1,839名（同19年3月31日現在1,185名、同20年3月1日現在1,261名、同21年4月1日現在1,570名）が登載されており、各弁護士会の協力を得ながら順調に増加している。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・ 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・ 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やそのご家族からの問い合わせに応じ、全国の地方事務所では、前記IV 2 (5) ア(イ)のとおり、合計898件の精通弁護士の紹介を行った。
オ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等

年度計画内容

資力に乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応が行えるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。

また、イ(ア)及び(イ)の職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携の在り方等について、各地方事務所における具体的事例による検討等を行った。

なお、平成22年4月1日現在における被害者参加弁護士契約弁護士数（2,219名）のうち、民事法律扶助契約を締結している弁護士は2,039名（約92%）、日本弁護士連合会委託援助契約を締結している弁護士は1,850名（約83%）となっている。

カ 国選被害者参加弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所における実施状況は下記のとおりである。

- ・ 業務解説書等を配布したもの 38か所
- ・ 地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施したもの 7か所
- ・ 弁護士会主催の説明会に出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施したもの 11か所

また、隔月で開催している支援センター本部犯罪被害者支援課と日本弁護士連合会との協議において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況に関する説明を行なった。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記Ⅴ1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・国選被害者参加事件受任業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関

する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ 1 (1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成21年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成21年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は80,297件(前年度比26%増)であり、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成22年3月31日現在で11,087人の弁護士及び775の弁護士法人との間で基本契約を締結している。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元判明者の依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、綜合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成20年度申込実績(18,816件)及び平成21年5月から被疑者国選制度の対象範囲が拡大することを踏まえ、平成21年度当初の事業計画では、年間援助予定総件数を13,590件としていたが、予測していたほど刑事被疑者弁護援助件数が減少せず、また、高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助など他の援助件数も予測を上回って増加したため、年度途中で事業計画を変更

して年間援助予定総件数を18,890件に修正して対応を行った。

平成21年度の年間援助申込件数は18,164件であった。同20年度の申込実績(18,816件)と比較すると652件減少しているが、これは、平成21年5月から被疑者国選制度の対象範囲が拡大したことに伴い、刑事被疑者弁護援助事業の援助件数が減少したためであるが、当初予測したほど減少せず、また、他の援助件数も予測を上回って増加したため、全体として652件の減少にとどまったものである。

申込実績を援助業務別にみると、刑事被疑者弁護援助は前年度11,868件で平成21年度7,165件、少年保護事件付添援助は前年度4,739件で平成21年度6,914件、犯罪被害者法律援助は前年度378件で平成21年度515件、難民認定法律援助は前年度171件で平成21年度585件、子どもに対する法律援助は前年度103件で平成21年度139件、外国人に対する法律援助は前年度493件で平成21年度774件、心神喪失者等医療観察法援助は前年度301件で平成21年度345件、高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助は前年度763件で平成21年度1,727件と、刑事被疑者弁護援助を除くすべての業務において前年度を上回る申込件数を示しているが、特に、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助、外国人に対する法律援助及び高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助において件数の伸びが著しい。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は着実に成果を上げて来ている。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成21年度は5件の援助申込があり、そのすべてについて、援助開始を決定した。

5件の内訳は、失踪宣告取消の審判申立が2件、就籍申立許可の審判申立が2件、戦時死亡宣告取消の審判申立が1件となっている。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、支援センターにおける平成21年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護士確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を踏まえ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務等を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成21年度には、新たに49名の常勤弁護士を確保し、合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記V1(1)ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。特に平成20年度においては、同21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたことから、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（綜合法律支援法第48条において準用）において、職員の給与は「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成21年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、

その結果を勤勉手当及び昇給に反映させたほか、1級ないし5級在職者を対象とした昇格試験及び事務局長クラスを始めとした地方事務所相互間を含む広範な人事異動計画を策定し、組織の活性化を図った。

以上

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注1)
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180	(注2)
補助金等収入	514	244	△ 269	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403	(注4)
事業外収入	800	99	△ 701	(注5)
計	42,505	39,526	△ 2,979	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209	(注6)
物件費	2,128	2,296	168	(注7)
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999	(注8)
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	(注6)
物件費	679	616	△ 63	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
計	42,505	38,302	△ 4,203	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注1)
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
補助金等収入	514	244	△ 269	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403	(注3)
事業外収入	800	99	△ 701	(注4)
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
計	26,709	26,897	188	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209	(注5)
物件費	2,128	2,296	168	(注6)
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999	(注7)
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
計	26,709	25,674	△ 1,035	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
取 入				
受託収入	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
計	15,796	12,628	△ 3,168	
支 出				
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
うち国選弁護人確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	
物件費	679	616	△ 63	
計	15,796	12,628	△ 3,168	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	42,505	38,302	△ 4,203	
経常費用	42,505	38,302	△ 4,203	
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999 (注1)	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209 (注2)	
物件費	2,128	2,296	168 (注3)	
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168 (注4)	
うち国選弁護士確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	
物件費	679	616	△ 63	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	42,505	39,526	△ 2,979	
前年度繰越金	0	1,574	1,574 (注5)	
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180 (注4)	
補助金等収入	514	244	△ 269 (注6)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403 (注7)	
事業外収入	800	99	△ 701 (注8)	
純利益	0	1,223	1,223 (注9)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,223	1,223	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注9)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	26,709	25,674	△ 1,035	
経常費用	26,709	25,674	△ 1,035	
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999 (注1)	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209 (注2)	
物件費	2,128	2,296	168 (注3)	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
収益の部	26,709	26,897	188	
前年度繰越金	0	1,574	1,574 (注4)	
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
補助金等収入	514	244	△ 269 (注5)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403 (注6)	
事業外収入	800	99	△ 701 (注7)	
純利益	0	△ 1,223	△ 1,223 (注8)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	△ 1,223	△ 1,223	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注5)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注6)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 収支計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,796	12,628	△ 3,168	
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
うち国選弁護人確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	
物件費	679	616	△ 63	
収益の部	9,083	9,083	0	
受託収入	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	42,505	29,641	△ 12,864	
経常費用	42,505	29,641	△ 12,864	
業務活動による支出	42,505	29,641	△ 12,864	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	42,505	39,526	△ 2,979	
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注2)
業務活動による収入	42,505	37,952	△ 4,553	
運営費交付金による収入	12,903	12,903	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180	(注1)
その他の収入	12,107	10,734	△ 1,373	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	26,709	25,674	△ 1,035	
経常費用	26,709	25,674	△ 1,035	
業務活動による支出	26,709	25,674	△ 1,035	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	26,709	26,897	188	
前年度繰越金	0	1,574	1,574 (注1)	
業務活動による収入	26,709	25,324	△ 1,385	
運営費交付金による収入	12,903	12,903	0	
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
その他の収入	12,107	10,734	△ 1,373 (注2)	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,796	12,628	△ 3,168	
経常費用	15,796	12,628	△ 3,168	
業務活動による支出	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	15,796	12,628	△ 3,168	
業務活動による収入	15,796	12,628	△ 3,168	
受託収入	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

総 表

	件数		金額(円)	
	件	%		%
競争性のある契約	41	21.9	407,178,844	32.0
うち一般競争入札	36	19.3	388,576,752	30.6
うち企画競争	5	2.7	18,602,092	1.5
競争性のない随意契約	146	78.1	863,502,628	68.0
事務所・宿舎の賃貸借契約	112	59.9	262,280,128	20.6
会計監査人契約	1	0.5	36,750,000	2.9
官報公告契約	1	0.5	3,594,888	0.3
他との互換性がない契約	31	16.6	558,987,612	44.0
その他の契約	1	0.5	1,890,000	0.1
合計	187	100.0	1,270,681,472	100.0

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	社会保険手続等委託契約	H21.4.1	3,061,800	入札	3,123,750	98.0%	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士 関東社会保険労務事務所	
2	カラー印刷機の保守付リース	H21.5.1	11,655,063	入札	11,736,963	99.3%	東京都千代田区神田神保町2-4 ステラグループ株式会社	
3	青森地方事務所空調設備工事	H21.5.21	5,040,000	入札	5,064,004	99.5%	青森県青森市新町2-5-1 株式会社 角弘	
4	デジタルカラー複合機8台保守付リース一式	H21.5.29	13,078,800	入札	17,060,400	76.6%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
5	平成21年度戸籍附票及び住民票の写しの取得代行業務	H21.6.1	15,876,000	入札	34,020,000	46.7%	東京都豊島区要町1-9-1 オリファサービズ債権回収株式会社	
6	複写式接見簿の印刷・発送業務委託一式	H21.6.5	13,045,983	入札	16,905,000	77.2%	東京都板橋区東坂下2-5-1 ナカバヤシ株式会社東京本社	
7	ファイルサーバー購入、構築作業及び保守業務	H21.6.9	2,929,500	入札	3,153,570	92.9%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器株式会社	
8	平成21年度定期広報誌印刷・発送業務一式	H21.6.24	8,708,700	入札	11,367,155	76.6%	熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
9	平成21年度日本司法支援センター職員採用事務業務委託一式	H21.6.24	2,835,000	入札	4,592,474	61.7%	東京都港区港南1-8-15 ソフトプレーン・ヒューマン株式会社	
10	日本司法支援センター本部事務所における秘書派遣委託契約	H21.7.1	1,898,880	入札	3,042,900	62.4%	大阪府大阪市中央区南船場3-1-8 ヒューマンステージ株式会社	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
11	事務所用パソコン端末等購入	H21.7.7	2,497,950	入札	4,108,650	60.8%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器株式会社	
12	デジタルカラー複合機及びレーザープリンタのリース等一式	H21.7.29	8,019,900	入札	10,233,360	78.3%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
13	法テラス広報用リーフレット印刷発送	H21.8.25	1,659,000	入札	3,189,186	52.0%	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 敷島印刷株式会社	
14	スタッフ弁護士事務所用PC端末及びモバイルPC端末等のリース一式	H21.8.31	6,161,400	入札	13,433,640	45.9%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器(株)	
15	日本司法支援センターホームページ運用支援業務委託	H21.10.5	7,245,000	入札	19,383,000	37.4%	東京都墨田区江東橋1-12-8 富士ソフトサービスビューロ株式会社	
16	JR東日本首都圏ドアガラスステッカー広告業務委託	H21.10.14	4,284,000	入札	5,773,162	74.2%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
17	一般乗用旅客自動車(ハイヤー)供給契約	H21.10.20	11,450,160	入札	11,450,160	100.0%	東京都中央区新川2-21-13 株式会社白樺自動車	
18	弁護士賠償責任保険契約一式	H21.10.27	1,551,160	入札	2,077,620	74.7%	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	
19	デジタルカラー複合機5台保守付リース一式	H21.11.11	6,898,500	入札	10,073,700	68.5%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
20	スタッフ弁護士事務所用PC端末及びモバイルPC端末等のリース一式	H21.11.16	21,563,640	入札	43,700,517	49.3%	東京都港区浜松町2-4-1 東京センチュリーリース株式会社	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
21	法テラス千葉法律事務所什器備品	H21.11.20	3,349,500	入札	3,507,823	95.5%	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンポー	
22	法テラス八戸地域事務所什器備品	H21.11.30	2,571,450	入札	2,708,643	94.9%	青森県八戸市卸センター2-4-12 株式会社金入	
23	日本司法支援センター地域事務所業務用書籍購入契約	H21.12.18	2,041,443	入札	2,041,443	100.0%	東京都千代田区神田神保町1-1 株式会社三省堂書店	
24	日本司法支援センター宮城地方事務所における派遣委託契約一式	H21.12.25	1,049,332	入札	1,736,595	60.4%	宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 株式会社ベルシステム24東北支店	
25	償還金猶予等の発送業務委託契約	H21.12.25	8,610,000	入札	9,209,172	93.5%	東京都台東区根岸2-14-18 株式会社第一東京印刷所東京支部	
26	架電による入金案内業務委託契約一式	H22.1.20	677,250	入札	1,632,750	41.5%	東京都新宿区西新宿7-22-33 株式会社JPSS	
27	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託契約	H22.2.4	1,732,500	入札	2,415,000	71.7%	東京都渋谷区代々木2-6-5 株式会社もしもしホットライン	
28	メール誤送信防止システム等の供給及び構築作業、並びに保守業務委託契約	H22.2.9	9,660,000	入札	10,036,530	96.3%	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
29	法テラスシンクライアントシステム等の供給及び構築作業並びに保守業務委託契約	H22.2.17	67,200,000	入札	118,997,115	56.5%	東京都港区港南2-18-1 株式会社日立システムアンドサービス	
30	日本司法支援センター情報提供業務システム等の供給及び構築作業並びに保守業務委託契約	H22.2.25	101,198,905	入札	219,544,712	46.1%	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル株式会社富士通ビジネスシステム	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
31	産業医業務委託契約	H22.3.1	3,276,000	入札	3,276,000	100.0%	東京都新宿区西新宿3-9-3 株式会社メディカルトラスト	
32	平成22年度日本司法支援センター職員採用試験事務業務委託契約	H22.3.3	3,360,000	入札	3,805,200	88.3%	東京都港区芝浦1-2-1 株式会社シンカ	
33	法テラス広報グッズ作成業務	H22.3.3	3,990,000	入札	4,166,400	95.8%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
34	日本司法支援センター刊行物改訂及び印刷・発送業務	H22.3.4	4,998,000	入札	6,741,000	74.1%	横浜市金沢区鳥浜町16-2 株式会社ポートサイド印刷	
35	平成22年3月期消費税確定申告書作成並びに運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業業務	H22.3.10	1,874,250	入札	2,835,000	66.1%	東京都千代田区霞が関3-2-5 新日本アーンストアンドヤング税理士法人	
36	自動体外式除細動器(AED)の供給一式	H22.3.26	23,527,686	入札	25,090,800	93.8%	東京都港区元麻布1-6-6 総合警備保障株式会社	

企画競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	平成21年度日本司法支援センター職員採用試験における試験問題作成及び採点業務委託一式	H21.7.16	3,018,750	企画競争	3,018,750	100.0%	本件は、法テラスの職員採用に当たり、筆記試験（一般教養試験問題及び小論文試験問題）の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽2-15-1 株式会社ディスコ	
2	平成21年度日本司法支援センター職員昇格試験の試験問題作成及び採点業務委託一式	H21.9.24	1,257,585	企画競争	1,257,585	100.0%	本件は、法テラスの職員の昇格試験の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
3	「法テラス白書」作成業務委託	H21.11.11	2,415,000	企画競争	2,415,000	100.0%	本件は、法テラス白書の作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を行い最適な企画を提出した者を特定したものである。	会計規程第17条第1号	東京都台東区根岸2-14-18 株式会社第一印刷所	
4	日本司法支援センター広報用DVD制作業務委託契約	H22.1.22	5,996,737	企画競争	5,996,737	100.0%	本件は、法テラス広報用DVDの作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を行い最適な企画を提出した者を特定したものである。	会計規程第17条第1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

第2表の2

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
5	平成22年度日本司法支援センター職員採用試験問題作成及び採点業務委託契約	H22.3.19	5,914,020	企画競争	5,914,020	100.0%	本件は、法テラスの職員採用に当たり、筆記試験(一般教養試験問題及び小論文試験問題)の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-9-2汐留住友ビル24階 株式会社日本能率協会 マネジメントセンター	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	北九州法律事務所貸借契約	H21.8.10	1,695,750	随意	1,695,750	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
2	法テラス奈良事務所貸借契約	H21.9.1	7,466,760	随意	7,466,760	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区難波2-2-3近鉄ビルサービス株式会社	
3	法テラス可児事務所貸借契約	H21.9.19	2,835,000	随意	2,835,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
4	中村地域事務所(高知)貸借契約	H21.10.28	2,580,000	随意	2,580,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人情報につき非公表	
5	秋田地方事務所貸借契約	H21.10.29	2,346,036	随意	2,346,036	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	秋田県秋田市中通3-1-41株式会社北都銀行	
6	千葉地方事務所法律事務所貸借契約	H21.10.30	3,294,012	随意	3,294,012	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区丸の内1-6-6日本生命保険相互会社	
7	香川法律事務所貸借契約(借増し部分)	H21.11.2	8,246,184	随意	8,246,184	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	岡山市北区本町6-36丸田産業株式会社	
8	広島法律事務所貸借契約の契約変更(平成21年12月1日から増額変更)	H21.11.17	32,899,080	随意	32,899,080	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	大阪市西区江戸堀1-3-20株式会社ワキタ	
9	秩父地域事務所貸借契約(借増し部分)	H21.11.30	1,224,000	随意	1,224,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都豊島区東池袋1-45-11メゾン金子602号株式会社三東興業	
10	鹿児島地方事務所建物貸借契約	H22.1.12	6,877,824	随意	6,877,824	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、既存物件の借増しすることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-2-8株式会社プロパティマネージメント	
11	魚津地域事務所貸借契約	H22.2.25	7,491,992	随意	7,491,992	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	富山県魚津市上村木1-20-30魚津商工会議所	
12	栃木地方事務所借上宿舍	H21.4.1	2,925,000	随意	2,925,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	宇都宮市峰2丁目28番8号株式会社三向地所	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
13	福岡地方事務所借上宿舎	H21.5.1	2,244,000	随意	2,244,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
14	佐世保地域事務所借上宿舎	H21.6.27	2,388,000	随意	2,388,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
15	本部借上宿舎	H21.8.25	1,393,200	随意	1,393,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
16	兵庫地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,056,570	随意	1,056,570	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
17	千葉地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,200,480	随意	1,200,480	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
18	東京地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,770,000	随意	1,770,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
19	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
20	函館地方事務所借上宿舎	H21.9.4	1,464,000	随意	1,464,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
21	静岡地方事務所借上宿舎	H21.9.4	2,214,000	随意	2,214,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市吉田町22-12 有限会社せりざわ企画	
22	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.7	1,121,800	随意	1,121,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
23	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.7	2,088,000	随意	2,088,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
24	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.8	1,071,600	随意	1,071,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
25	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.8	1,086,000	随意	1,086,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
26	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.15	1,116,000	随意	1,116,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
27	山口地方事務所借上宿舎	H21.9.16	1,586,700	随意	1,586,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
28	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.17	1,376,400	随意	1,376,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
29	岐阜地方事務所借上宿舎	H21.9.17	2,780,700	随意	2,780,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
30	静岡地方事務所借上宿舎	H21.9.18	2,400,150	随意	2,400,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県磐田市中泉2443-2 有限会社神谷マネージメントプランナー	
31	本部借上宿舎	H21.9.24	1,587,600	随意	1,587,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
32	旭川地方事務所借上宿舎	H21.10.25	2,280,000	随意	2,280,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
33	法テラス本部借上宿舎	H21.11.20	1,491,600	随意	1,491,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
34	高知地方事務所(須崎地域事務所)借上宿舎賃貸借契約	H21.12.17	1,659,200	随意	1,659,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
35	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	1,557,000	随意	1,557,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
36	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	1,800,000	随意	1,800,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	2,181,900	随意	2,181,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	山形県山形市鉄砲町1-3-59 有限会社荒井縫製工場	
38	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	1,977,500	随意	1,977,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
39	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	2,167,650	随意	2,167,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
40	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	2,905,000	随意	2,905,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	滋賀県草津市笠山3-2-24 株式会社カキノキ住宅	
41	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	3,075,225	随意	3,075,225	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	青森県八戸市城下4-21-15 株式会社ホンダ四輪販売八戸	
42	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	3,075,225	随意	3,075,225	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
43	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.21	1,547,520	随意	1,547,520	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
44	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.21	2,109,900	随意	2,109,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福島県郡山市麓山1-4-3 株式会社ハマヤマ	
45	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,448,400	随意	1,448,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
46	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,465,320	随意	1,465,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
47	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,895,250	随意	1,895,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
48	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	2,464,050	随意	2,464,050	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	岩手県盛岡市みたけ5-15-12 有限会社大弘産業	
49	熊本地方事務所借上宿舎	H21.12.23	1,029,400	随意	1,029,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,224,960	随意	1,224,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
51	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,302,720	随意	1,302,720	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
52	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,461,600	随意	1,461,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
53	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,764,480	随意	—	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
54	沖縄地方事務所借上宿舎	H21.12.24	1,965,500	随意	1,965,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
55	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	2,252,000	随意	2,252,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	岩手県盛岡市みたけ5-15-12 有限会社大弘産業	
56	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	1,365,600	随意	1,365,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
57	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	2,244,000	随意	2,244,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
58	愛媛地方事務所借上宿舎	H21.12.25	2,412,000	随意	2,412,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	愛媛県今治市東門町5-2-5 有限会社アイエム	
59	香川地方事務所借上宿舎	H21.12.25	2,879,750	随意	2,879,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	横浜市保土ヶ谷区境木本町15番地1 有限会社清裕事務所	
60	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	3,198,150	随意	3,198,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	和歌山市土佐町2-16-1 有限会社平成の智	
61	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,298,400	随意	1,298,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
62	熊本地方事務所借上宿舎	H21.12.26	1,398,000	随意	1,398,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157-3 有限会社菊陽不動産	
63	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,562,800	随意	1,562,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
64	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,811,040	随意	1,811,040	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
65	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	2,037,000	随意	—	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	鳥取県鳥取市富安1-166 有限会社アルファ	
66	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	2,131,800	随意	2,131,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
67	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.27	1,770,100	随意	1,770,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
68	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.27	1,949,770	随意	1,949,770	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
69	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,623,000	随意	1,623,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
70	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,743,000	随意	1,743,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
71	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,803,000	随意	1,803,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長崎県平戸市浦の町748-1 合資会社井芹地所	
72	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.29	3,397,450	随意	3,397,450	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	埼玉県草加市金明町389-1 リベレステ株式会社	
73	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.30	2,115,600	随意	2,115,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
74	島根地方事務所(浜田地域事務所)借上宿舍賃借契約	H22.1.1	2,524,500	随意	2,524,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
75	鹿児島地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.4	1,563,000	随意	1,563,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
76	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,224,960	随意	1,224,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
77	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,302,720	随意	1,302,720	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
78	青森地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,963,500	随意	1,963,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
79	香川地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	2,544,150	随意	2,544,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
80	長野地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.9	2,646,120	随意	2,646,120	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長野県松本市清水2-9-20 飯田木材工業株式会社	
81	大阪地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.15	1,256,590	随意	1,256,590	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
82	東京地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.22	1,491,600	随意	1,491,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
83	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.27	1,203,120	随意	1,203,120	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
84	静岡地方事務所下田地域事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.27	1,204,800	随意	1,204,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
85	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.2.5	1,788,000	随意	1,788,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
86	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.2.12	1,688,400	随意	1,688,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構西日本支社	
87	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.1	1,580,000	随意	1,580,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
88	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.12	1,479,600	随意	1,479,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
89	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.14	2,901,000	随意	2,901,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県浜名郡新居町中之郷106-1 (有)小笠原不動産	
90	三河借上宿舎賃貸借契約	H22.3.15	1,561,800	随意	1,561,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
91	千葉借上宿舎賃貸借契約	H22.3.15	1,783,120	随意	1,783,120	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
92	島根借上宿舎賃貸借契約	H22.3.23	1,464,300	随意	1,464,300	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
93	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.24	1,608,100	随意	1,608,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
94	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.24	1,914,000	随意	1,914,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
95	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.25	1,648,800	随意	1,648,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
96	北九州借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,027,000	随意	1,027,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
97	兵庫借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,078,080	随意	1,078,080	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
98	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,429,200	随意	1,429,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
99	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,465,320	随意	1,465,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
100	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,616,400	随意	1,616,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
101	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,665,600	随意	1,665,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
102	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,665,600	随意	1,665,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
103	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,738,800	随意	1,738,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
104	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,809,600	随意	1,809,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
105	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	2,042,300	随意	2,042,300	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
106	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	1,749,600	随意	1,749,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
107	千葉借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	2,010,000	随意	2,010,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
108	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	2,395,250	随意	2,395,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市共栄町7-2株式会社イソーハウジング	
109	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.30	1,676,400	随意	1,676,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
110	旭川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.31	1,663,100	随意	1,663,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
111	広島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.12.12	3,660,600	随意	3,660,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	広島市西区三滝本町2-6-12土井ハウジング株式会社	
112	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.12.22	1,496,400	随意	1,496,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
113	会計監査人との監査契約	H21.9.1	36,750,000	随意	36,960,000	99.4%	法務大臣から選任された会計監査人との契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2-2 あずさ監査法人	
114	日本司法支援センター平成20年事業年度財務諸表官報公告	H21.12.1	3,594,888	随意	3,594,888	100.0%	官報の公告掲載取次店及び価格が国立印刷局によって定められており、競争性を有しないため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区神田錦町1-2東京官書普及株式会社	
115	日本司法支援センター本部事務所改修工事(B工事)一式	H21.4.1	35,700,000	随意	36,120,000	98.8%	入居する建物の躯体部分及び建物全体の設備関係の維持管理上の必要性があることから、建物管理指定の業者に発注せざるを得ないことから随意契約を締結することとした。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-8-1大成建設株式会社	
116	法テラス阪神法律事務所設備工事一式	H21.8.21	2,205,000	随意	2,517,397	87.6%	入居するビル内の躯体にかかる改修工事を行う場合は、ビル管理会社の指定業者で施工せざるを得なく、指定業者である同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区釣鐘町2-4-7西松建設株式会社関西支店	
117	法テラス奈良電気設備等工事	H21.9.4	1,869,000	随意	2,013,904	92.8%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区難波2-2-3近鉄ビルサービス株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
118	浜田地域事務所改修工事一式	H21.10.21	1,039,500	随意	1,042,555	99.7%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	島根県江津市敬川町825番地1 有限会社太江建設	
119	法テラス可児地域事務所建築設備工事	H21.10.28	3,650,000	随意	3,654,000	99.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	岐阜市美江町1-27 第一住宅相互株式会社	
120	法テラス和歌山法律事務所事務所改修工事	H21.11.18	3,700,000	随意	4,257,765	86.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	和歌山市西浜921番地 上起建設株式会社	
121	法テラス滋賀法律事務所内装工事及び建築設備工事	H21.11.21	3,696,000	随意	3,916,500	94.4%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 星光ビル管理株式会社	
122	八戸地域事務所 間仕切り工事	H21.11.24	1,464,540	随意	1,464,540	100.0%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	青森市第二間屋町3-3-34 株式会社金入青森支店	
123	法テラス魚津地域事務所建築・設備工事	H21.12.1	3,150,000	随意	3,150,000	100.0%	ビルの新築に伴い、専有部分内の同工事を行うには、新築ビル建設共同企業体による施工とせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	建設共同企業体 代表者 魚津市大光寺町2511番地 千田建設株式会社	
124	法テラス秩父地域事務所改修工事	H21.12.21	2,960,000	随意	3,207,804	92.3%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	埼玉県秩父市番場町11-1 株式会社トーワホーム	
125	法テラス平戸地域事務所建築設備工事一式	H22.11.26	2,932,307	随意	3,051,098	96.1%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	長野県平戸市築地町479-1 株式会社中野ハウジング	
126	コールトラッキングシステムの保守業務委託一式	H21.4.1	5,740,875	随意	5,740,875	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
127	情報提供等システムに係るアプリケーション保守業務契約	H21.4.1	48,277,152	随意	48,277,152	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
128	情報提供等システムの開発に関する請負契約	H21.4.21	60,963,840	随意	60,963,840	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
129	財務会計システムバージョンアップ業務委託	H21.8.25	9,414,720	随意	9,686,250	97.2%	財務会計システムを開発した会社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
130	「情報提供等システムに係るアプリケーション保守業務委託契約」の変更増契約	H21.9.25	9,081,072	随意	9,081,072	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
131	情報提供等システム民事法律扶助に係るデータの更新作業委託(生保一律免除登録作業委託)一式	H22.1.25	2,910,600	随意	2,910,600	100.0%	法テラス業務システムを開発した会社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
132	財務会計システムマスタ作成支援作業	H22.2.2	3,610,438	随意	3,663,187	98.6%	当センターが使用する財務会計システム「GLOVIA」内の、多岐にわたりかつそれらが有機的に関連する項目に係るマスタ作成業務であるため、同システムの開発・導入業者と契約締結したものである。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティーセンター 富士通株式会社	
133	次期コールセンター用IP-PBXの調達及び構築等	H22.2.16	196,961,100	随意	228,925,152	86.0%	コールセンターのサービスレベルを確保するという観点から、固定電話又は携帯電話レベルの通話品質を実現でき、また、通話録音や転送件数集計等の機能を実現できるIP接続方式による既存IP-PBXへの接続は、既存IP-PBXと同一メーカーの製品によらざるを得ないことから、既存IP-PBXの導入業者と契約締結したものである。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-2 7 後楽鹿島ビル株式会社 富士通ビジネスシステム	
134	平成21・22年度IT監査対応民事業務システム・平成21年度人事給与システムの改修に係る作業委託一式	H22.2.19	24,844,680	随意	24,844,680	100.0%	契約の相手方は、本システムの開発業者であり、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
135	システム導入支援(メール誤送信防止システム等一式)業務委託契約	H22.3.8	1,291,500	随意	1,291,500	100.0%	契約の相手方は、本システムの運用保守をしている業者であり、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-1 2 住商情報システム株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
136	IP-PBXシステム・情報提供業務システム・シンククライアントシステム一式の導入に伴うインターネットデータセンター受入作業、ネットワーク設計・構成変更作業、プロジェクト工程管理作業、IP-PBXシステム・情報提供業務システム・シンククライアントシステム・被害者国選システム一式導入支援業務各委託契約	H22.3.23	12,490,800	随意	12,490,800	100.0%	契約の相手方は、インターネットデータセンターの管理者であり、かつ、当センターシステムの運用保守をしている業者であることから、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区 晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
137	平成22年度コールトラッキングシステムの保守業務委託契約	H22.3.31	5,740,875	随意	5,740,875	100.0%	契約の相手方は、コールトラッキングシステムの開発業者であり、同システムのノウハウを有している業者は契約の相手方しかいないことから、本件保守業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
138	(法テラス大阪) 阪神甲子園球場看板広告掲出	H21.6.1	3,675,000	随意	3,675,000	100.0%	契約の相手方は、阪神甲子園球場に掲出する全ての看板広告を一括販売しており、看板広告を掲載できるのは、契約の相手方以外に存在しなかったため。	会計規程第17条第1号	大阪市福島区 海老江1-1-31 株式会社 阪神コンテンツリンク	
139	(法テラス神奈川) 神奈川県広報誌「県のたより」広告掲載	H21.8.17	2,940,000	随意	2,940,000	100.0%	「県のたより」に掲載する広告については、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	神奈川県横浜市神奈川区 茶町5-1 横浜クリエイションスクエア 4・5F 株式会社相鉄エージェンシー	
140	(法テラス福岡) 西日本新聞「法テラス福岡・北九州開所3周年記念特集」公告委託	H21.9.8	1,680,000	随意	1,680,000	100.0%	「西日本新聞」に掲載する広告については、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区 天神1-4-1 株式会社西新広福岡	
141	岐阜バスのラッピング広告業務委託	H21.10.19	2,260,000	随意	2,457,000	92.0%	岐阜バスを利用したラッピング広告バスによる広報業務を委託できる相手方は、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	岐阜市九重町 4丁目20番地 岐阜乗合自動車株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
142	判例検索ソフト「新・判例秘書」貸借契約	H21.4.1	20,556,900	随意	20,556,900	100.0%	性質(本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、貸借を受けることは不可能であるため。)	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
143	判例検索ソフト新判例秘書DVD貸借契約	H21.12.18	1,382,325	随意	1,382,325	100.0%	性質(本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、貸借を受けることは不可能であるため。)	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
144	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H21.11.26	51,420,314	随意	51,420,314	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
145	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H22.3.31	31,379,074	随意	31,379,074	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
146	新型インフルエンザ対策マスク調達	H21.5.25	1,890,000	随意	1,890,000	100.0%	新型インフルエンザ対策として緊急に調達する必要があり、競争入札を行う時間がなかったため。	会計規程第17条第2号	東京都千代田区三番町20-2 デジタルコミュニケーション株式会社	

「平成21年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

「競争性のある契約」については、件数が41件で上記記載要件を満たす契約全体の約22%、金額が約4億718万円で全体の約32%であり、平成20年度に比べ、件数及び金額において全体に占める比率が低くなっている。

一方、「競争性のない随意契約」については、件数が146件で全体の約78%、金額が約8億6350万円で全体の約68%と、平成20年度に比べ、件数及び金額における比率がいずれも高くなっている。

随意契約の件数の比率が高くなっている要因としては、主に、常勤弁護士・職員の採用・配置に伴う事務所の増床による賃貸借契約件数の増加や職員宿舍借上げ数の増加による賃貸借契約件数が112件と多数に上り、全体（187件）の約60%を占めていることによる。

こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民に利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の等級に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。なお、これら事務所や職員宿舍は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舍の賃貸借については、面積、賃料等を総合的に勘案

するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

上記事務所・宿舍の賃貸借契約以外では、会計監査人契約及び官報公告契約がそれぞれ1件で全体の約1%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

なお、平成20年度における随意契約の金額の比率と比較して、平成21年度における随意契約の金額の比率が高くなっているのは、平成20年度において、高額な入札等（コールセンターの運営等の業務委託（9億4290万円）及び広報業務委託（3億2591万円））が行われたことによるものであり、当該要因を除けば昨年同様である。

注）いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

2 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、その件数が31件で全体の約17%、金額にして約5億5899万円で全体の約44%、「その他の契約」については、件数が1件、金額にして189万円となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

(1) 第3表「随意契約一覧表」No.115～125の「改修工事」等

これらは、事務室の改修等の工事契約であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(2) 同表No.126～137の「システムの開発、保守及びデータの更新作業業務委託」

これらは、支援センターの業務システムを開発した会社以外の者を相手方となしえないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 同表No.138～141の「広告掲載業務委託」

これらは、新聞や県の広報誌等への支援センターの広告掲載を委託するものである。これらの広告掲載業務については、契約の相手方以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(4) 同表No.142～143の「判例検索ソフト賃貸借」

これらは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約である。支援センターでは、同ソフトに搭載されている判例件数はもとより、判例から判例タイムズ等の主要法律文献（10文献）にリンクできるなどその使い勝手の良さや常勤弁護士が他の支援

センターの法律事務所に異動することを考慮して、支援センターの全国の法律事務所に統一的に本ソフトを導入しているところ、本ソフトは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであり、その結果、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

(5) 同表No. 144～145の「コールセンター運營業務に関する委託費の増額」

本件委託契約については、平成20年度において随意契約から競争契約（総合評価）に移行したものであるが、平成21年度において、年間想定受付件数の増加に伴い、委託費用が増加するとして増額変更を行ったものであり、随意契約とならざるを得なかったものである。

(6) 同表No.146の「新型インフルエンザ対策のためのマスク購入」

これは、マスクの注文が殺到しており、必要数を入手できないおそれがあった状況下において、確実に必要数を確保するため、緊急性があるとして随意契約とならざるを得なかったものである。

3 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づき、いわゆる少額随契を除く随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度分について、公表事項として、上記に加え予定価格及び落札率を追加することとし、平成22年6月18日にホームページに公表した。

なお、その際、随意契約に加え、競争入札分についても同様に公表し、平成22年度分からは、毎月公表することとした。

4 一般競争入札における1者応札の改善について

平成20年度において、一般競争入札33件中1者応札は9件であったものの、平成21年度においては36件中8件と、1者応札の件数及び一般競争入札に占める割合は減少している。

平成21年度における改善のための具体的方策として、1者応札となった原因が、当センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられることから、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して、積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることの周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報

として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札者等の各種様式も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できるような措置を講じている。

なお、現在、1者応札となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策について検討しており、当センターのホームページにおいて当該方策を公表する予定である。

5 契約に関する規程類（複数年契約に関する規定）の整備について

平成21年度において複数年契約を行っているもののほとんどが、パソコン・複写機等についての5年のリース契約及び保守契約であるものの、それ以外に長期契約による経費の平準化のため、複数年契約を行っていることから、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の要件等について検討しているところであり、現在、会計規程の改正を行うべく作業中である。

6 契約の第三者委託（再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置）について
仕様書及び契約書において、再委託の把握及び一括再委託禁止の事項又は条項が規定されるよう、ひな形を変更した。（※）

※ 再委託の把握及び一括再委託禁止の事項又は条項の規定例

仕様書

第〇 留意事項

○ 再委託

受託者は、原則として業務の全部又は一部を他の者に委託してはならない。受託者において委託が必要であると判断した場合は、その可否について日本司法支援センターの判断を求めなければならない。

契約書

（委任又は下請負）

第〇条 乙は、この契約の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲に対し、この契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

7 契約事務に係る執行体制について

支援センターにおける契約事務は、地方事務所等（97か所）で取り扱う予定

価格が50万円以下の契約案件を除き、総務部財務会計課ですべての案件を処理していたが、平成21年度において、地方事務所等で取り扱うことができる契約の範囲の一部（広報）を、予定価格100万円以下と拡大し、事務量の軽減を図った。

財務会計課の組織体制は課長以下8名で構成され、同課においては、この体制で契約事務のほか、財務管理、資産管理、支払事務及び外部監査対応等、支援センターの会計に関するすべての業務を行っていたが、平成22年度において、財務課と会計課に分割し、財務課において契約事務を所掌することとした。

【資料1】 日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成22年3月31日現在

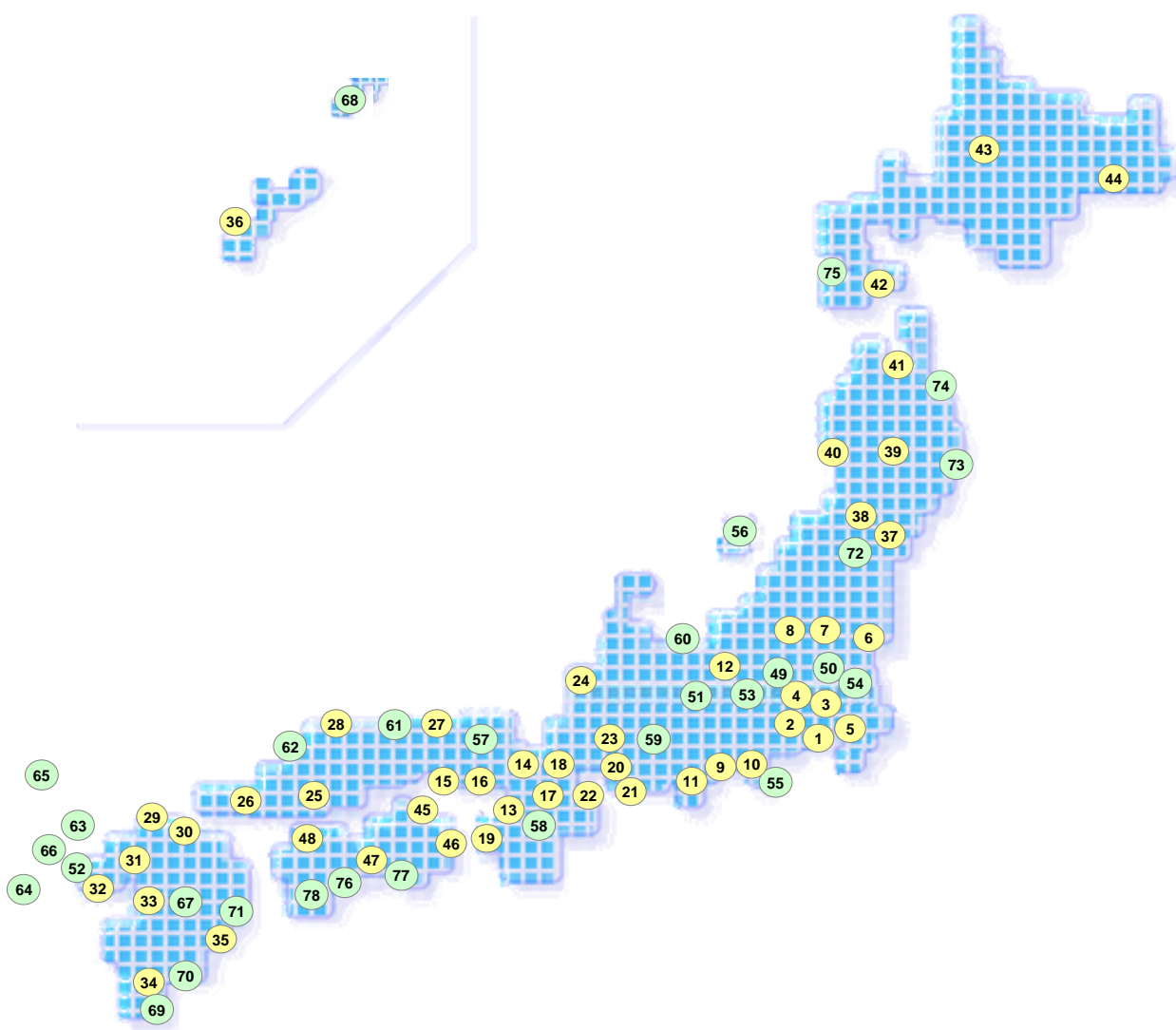
事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファースト立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503381-2312	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503381-2285	03-3409-4048
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONEビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 ヨンダビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・5F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3階	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル6F	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルプレッジ・ヒロミ101	0503383-0005	0574-61-2940
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピースビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510 森貨事務所1F	0503383-0468	0950-23-8286
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第一ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ（～平成22年3月31日）

平成11年7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年6月 12月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出 司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年6月 11月～12月	総合法律支援法公布 全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年 4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年 3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、（財）中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年 4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年 4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年 2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可

【資料3】 常勤弁護士配置先一覧（平成22年3月31日現在）



地方事務所（41か所）・支部（7か所）	
1	東京地方事務所
2	東京地方事務所多摩支部
3	埼玉地方事務所
4	埼玉地方事務所川越支部
5	千葉地方事務所
6	茨城地方事務所
7	栃木地方事務所
8	群馬地方事務所
9	静岡地方事務所
10	静岡地方事務所沼津支部
11	静岡地方事務所浜松支部
12	長野地方事務所
13	大阪地方事務所
14	京都地方事務所
15	兵庫地方事務所
16	兵庫地方事務所阪神支部
17	奈良地方事務所
18	滋賀地方事務所
19	和歌山地方事務所
20	愛知地方事務所
21	愛知地方事務所三河支部
22	三重地方事務所
23	岐阜地方事務所
24	福井地方事務所
25	広島地方事務所
26	山口地方事務所
27	鳥取地方事務所
28	島根地方事務所
29	福岡地方事務所
30	福岡地方事務所北九州支部
31	佐賀地方事務所
32	長崎地方事務所
33	熊本地方事務所
34	鹿児島地方事務所
35	宮崎地方事務所
36	沖縄地方事務所
37	福島地方事務所
38	山形地方事務所
39	岩手地方事務所
40	秋田地方事務所
41	青森地方事務所
42	函館地方事務所
43	旭川地方事務所
44	釧路地方事務所
45	香川地方事務所
46	徳島地方事務所
47	高知地方事務所
48	愛媛地方事務所

地域事務所（30か所）	
49	熊谷地域事務所
50	下妻地域事務所
51	松本地域事務所
52	佐世保地域事務所
53	秩父地域事務所
54	牛久地域事務所
55	下田地域事務所
56	佐渡地域事務所
57	福知山地域事務所
58	南和地域事務所
59	可児地域事務所
60	魚津地域事務所
61	倉吉地域事務所
62	浜田地域事務所
63	荏岐地域事務所
64	五島地域事務所
65	対馬地域事務所
66	平戸地域事務所
67	高森地域事務所
68	奄美地域事務所
69	指宿地域事務所
70	鹿屋地域事務所
71	延岡地域事務所
72	会津若松地域事務所
73	宮古地域事務所
74	八戸地域事務所
75	江差地域事務所
76	須崎地域事務所
77	安芸地域事務所
78	中村地域事務所

【資料4】 常勤弁護士就職説明会等実施状況

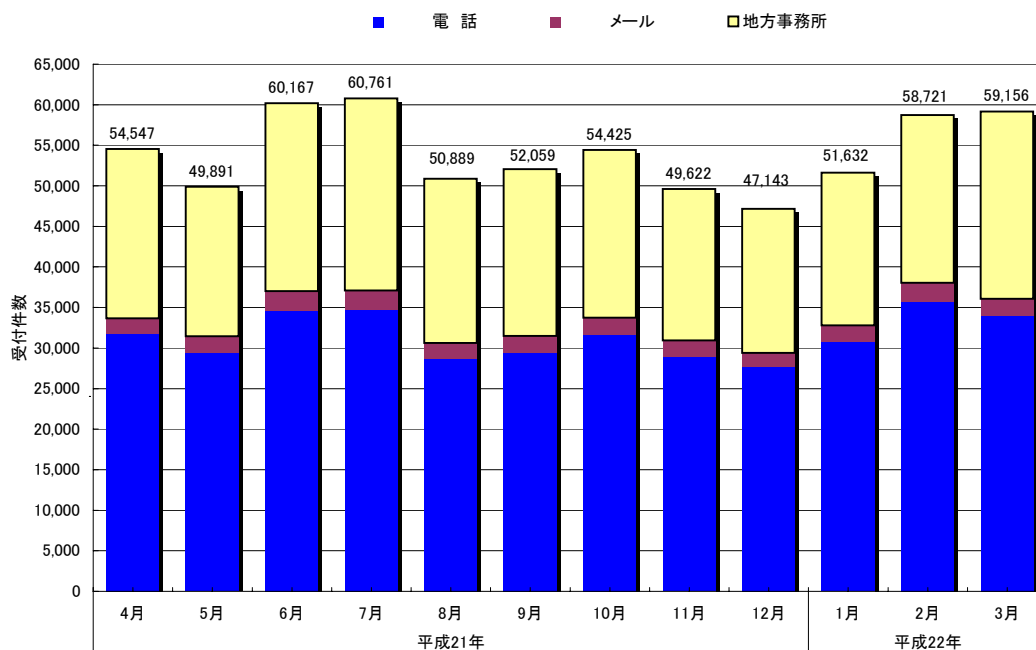
日本弁護士連合会、単位弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
1	平成21年5月	東京都	司法修習生・弁護士	13人
2	7月	大阪府	司法修習生	40人
3	10月	東京都	司法修習生	400人
4	10月	東京都	司法修習生	900人
5	10月	東京都	司法修習生・弁護士	300人
6	10月	大阪府	司法修習生・弁護士	240人
7	11月	宮城県	司法修習生	60人
8	12月	東京都	司法修習生	26人
9	平成22年2月	愛知県	司法修習生	140人
10	2月	京都府	司法修習生	130人
11	3月	兵庫県	司法修習生	70人
司法研修所における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
12	平成21年4月	埼玉県	司法修習生	60人
法科大学院における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
13	平成21年4月	東京都	法科大学院生・教員	30人
14	5月	埼玉県	法科大学院生・教員	50人
15	5月	東京都	法科大学院生・教員	30人
16	6月	大阪府	法科大学院生・教員	60人
17	6月	京都府	法科大学院生・教員	60人
大手司法試験予備校における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
18	平成21年9月	東京都	司法試験合格者	120人
19	9月	大阪府	司法試験合格者	70人
20	平成22年1月	東京都	司法修習生	50人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数（※）
21	平成21年10月	東京都	司法試験合格者	120人
22	11月	大阪府	司法試験合格者	87人
23	12月	北海道	司法修習生	5人
24	12月	福岡県	司法修習生	5人
25	12月	愛知県	司法修習生	7人
26	12月	香川県	司法修習生	3人
27	平成22年1月	広島県	司法修習生	9人
28	2月	東京都	司法修習生	19人
29	2月	大阪府	司法修習生	8人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも随時実施している。

※ 参加者数については、配付資料部数としているものもあるので、実際の参加者数と相違する場合もある。

【資料5】 平成21年度情報提供件数の推移

	平成21年										平成22年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター	33,633	31,403	36,975	37,053	30,568	31,461	33,713	30,903	29,350	32,754	38,009	36,019	401,841	
電話	31,718	29,431	34,576	34,705	28,637	29,500	31,609	28,957	27,677	30,809	35,696	33,952	377,267	
メール	1,915	1,972	2,399	2,348	1,931	1,961	2,104	1,946	1,673	1,945	2,313	2,067	24,574	
地方事務所	20,914	18,488	23,192	23,708	20,321	20,598	20,712	18,719	17,793	18,878	20,712	23,137	247,172	
合計	54,547	49,891	60,167	60,761	50,889	52,059	54,425	49,622	47,143	51,632	58,721	59,156	649,013	

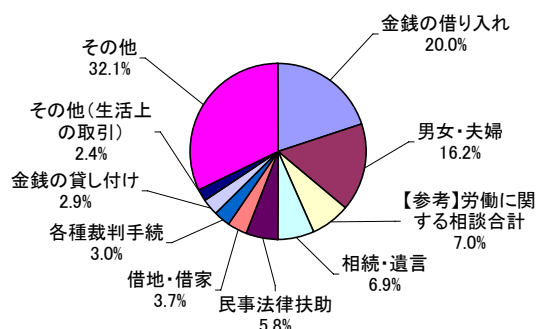


【資料6】 平成21年度における相談分野の概要（問い合わせ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数	割合		
		合計	分野別男女比	
			男性	女性
金銭の借り入れ	79,828	20.0%	53.3%	46.7%
男女・夫婦	64,632	16.2%	27.6%	72.4%
【参考】労働に関する相談合計	27,964	7.0%	54.2%	45.8%
相続・遺言	27,381	6.9%	35.8%	64.2%
民事法律扶助	23,148	5.8%	46.9%	53.1%
借地・借家	14,705	3.7%	49.9%	50.1%
各種裁判手続	11,929	3.0%	55.1%	44.9%
金銭の貸し付け	11,768	2.9%	50.8%	49.2%
その他(生活上の取引)	9,520	2.4%	52.3%	47.7%
犯罪被害者	9,083	2.3%	45.9%	54.1%
定年・退職・解雇	6,861	1.7%	55.5%	44.5%
刑事手続のしくみ	6,217	1.6%	54.6%	45.4%
損害賠償	5,482	1.4%	55.7%	44.3%
その他の法律事務	5,364	1.3%	48.8%	51.2%
賞金・退職金	5,277	1.3%	61.2%	38.8%
高齢者・障害者	5,211	1.3%	37.7%	62.3%
子ども	4,543	1.1%	30.8%	69.2%
情報提供	4,038	1.0%	52.3%	47.7%
いじめ・嫌がらせ	3,972	1.0%	47.5%	52.5%
その他(職場)	3,289	0.8%	60.6%	39.4%

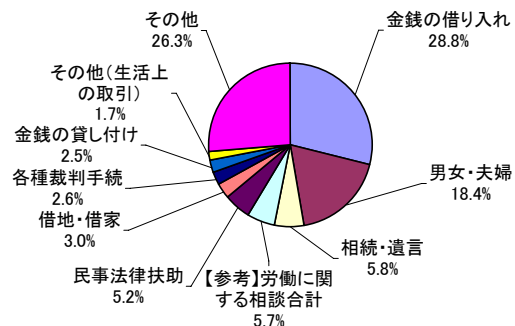
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	71,057	28.8%
男女・夫婦	45,391	18.4%
相続・遺言	14,447	5.8%
【参考】労働に関する相談合計	14,084	5.7%
民事法律扶助	12,875	5.2%
借地・借家	7,335	3.0%
各種裁判手続	6,332	2.6%
金銭の貸し付け	6,257	2.5%
その他(生活上の取引)	4,251	1.7%
賞金・退職金	4,019	1.6%
損害賠償	3,530	1.4%
定年・退職・解雇	3,415	1.4%
子ども	3,208	1.3%
犯罪被害者	2,892	1.2%
高齢者・障害者	2,602	1.1%
情報提供	2,138	0.9%
慰謝料	1,677	0.7%
その他の法律事務	1,657	0.7%
いじめ・嫌がらせ	1,622	0.7%
人身事故	1,608	0.7%
隣地との関係	1,468	0.6%

地方事務所

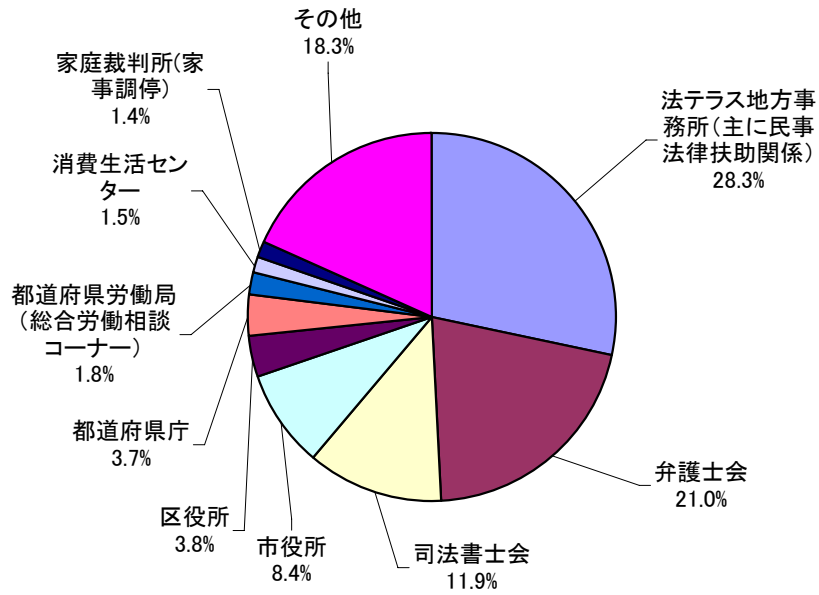


※【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。

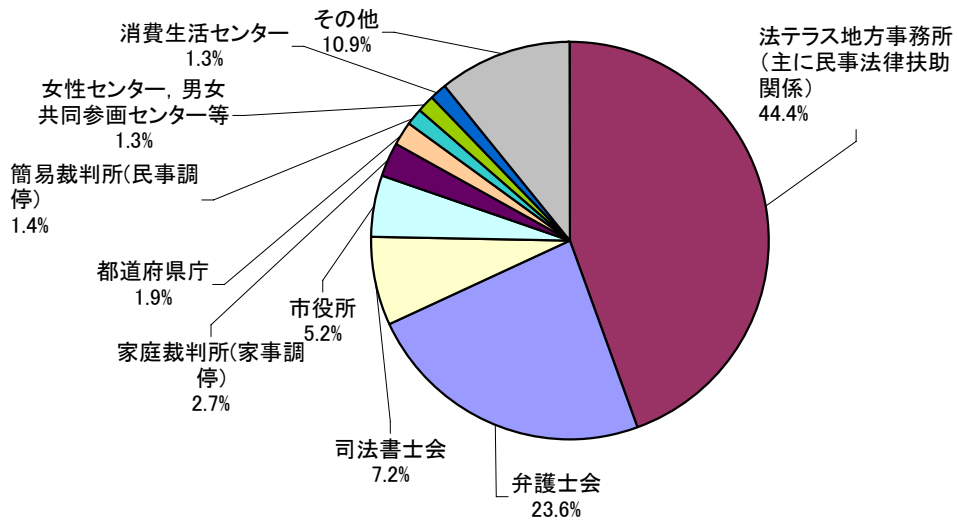
※問い合わせ件数には、いたずらと相談分類「X.情報提供以外」の件数を含みません。

【資料7】 平成21年度における関係機関紹介状況

コールセンター



地方事務所



【資料 8 - 1】 平成21年度援助申込状況

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	40,014	17,875	379	201	78	100
神奈川	15,431	6,941	45	13	26	6
埼玉	8,133	4,170	12	3	2	7
千葉	6,077	2,805	21	10	5	6
茨城	4,920	2,244	3	1	2	0
栃木	2,304	1,124	8	4	2	2
群馬	2,134	1,371	12	5	6	1
静岡	5,940	2,388	8	1	1	6
山梨	1,952	612	4	0	2	2
長野	2,221	911	14	9	2	3
新潟	3,081	1,487	11	7	0	4
大阪	20,509	9,249	27	5	14	8
京都	5,112	2,744	32	11	11	10
兵庫	10,482	4,948	51	4	29	18
奈良	2,768	1,308	4	1	0	3
滋賀	1,454	673	5	3	1	1
和歌山	1,721	968	31	16	13	2
愛知	6,150	3,464	36	6	23	7
三重	1,771	943	33	11	18	4
岐阜	2,403	785	9	5	4	0
福井	1,341	559	6	2	1	3
石川	1,718	1,086	14	6	5	3
富山	827	566	16	5	3	8
広島	6,036	2,178	7	2	1	4
山口	3,081	1,058	5	1	2	2
岡山	1,899	1,030	11	5	1	5
鳥取	1,723	679	7	2	2	3
島根	1,604	549	2	0	1	1
福岡	10,760	5,100	5	0	4	1
佐賀	1,567	656	1	0	1	0
長崎	4,115	1,351	9	5	3	1
大分	4,638	1,211	12	8	3	1
熊本	3,008	1,444	10	0	9	1
鹿児島	2,030	1,104	8	4	2	2
宮崎	3,494	1,400	7	3	2	2
沖縄	1,336	897	29	3	13	13
宮城	5,383	3,804	43	18	21	4
福島	2,830	1,241	6	5	1	0
山形	2,606	1,324	2	1	1	0
岩手	2,270	1,397	27	19	7	1
秋田	2,910	1,156	21	7	9	5
青森	3,516	1,493	3	0	3	0
札幌	10,481	4,153	42	0	24	18
函館	1,534	805	3	1	2	0
旭川	1,804	941	8	3	2	3
釧路	2,990	1,248	12	1	2	9
香川	1,762	452	13	3	6	4
徳島	1,353	658	5	1	1	3
高知	2,029	706	5	5	0	0
愛媛	2,084	735	3	3	0	0
合計	237,306	107,991	1,087	429	371	287

【資料 8 - 2】 平成21年度援助決定件数等状況

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	21,538	17,705	13,195	26,048	152	170	107	215
神奈川	5,951	6,719	4,850	7,820	179	222	198	203
埼玉	3,544	3,946	3,199	4,291	179	224	201	202
千葉	1,754	2,617	1,864	2,507	72	188	133	127
茨城	1,737	2,173	1,526	2,384	36	71	61	46
栃木	703	1,088	655	1,136	14	36	33	17
群馬	1,202	1,336	869	1,669	69	35	25	79
静岡	2,488	2,096	1,379	3,205	294	292	218	368
山梨	431	576	413	594	33	36	31	38
長野	773	803	665	911	43	108	71	80
新潟	1,128	1,364	999	1,493	75	123	101	97
大阪	8,829	8,780	6,480	11,129	343	469	331	481
京都	2,024	2,596	2,115	2,505	79	148	116	111
兵庫	4,377	4,315	3,266	5,426	589	633	624	598
奈良	1,012	1,217	1,082	1,147	94	91	80	105
滋賀	522	624	463	683	32	49	30	51
和歌山	997	925	770	1,152	50	43	44	49
愛知	2,204	3,284	2,311	3,177	83	180	150	113
三重	504	770	571	703	96	173	160	109
岐阜	667	757	725	699	14	28	21	21
福井	377	525	406	496	12	34	30	16
石川	711	1,044	831	924	10	42	24	28
富山	386	425	380	431	105	141	140	106
広島	2,228	1,984	2,105	2,107	172	194	254	112
山口	964	994	659	1,299	35	64	43	56
岡山	1,270	986	608	1,648	67	44	11	100
鳥取	515	639	553	601	54	40	55	39
島根	363	534	420	477	6	15	15	6
福岡	4,544	4,496	3,541	5,499	411	604	490	525
佐賀	503	617	542	578	14	39	31	22
長崎	1,176	1,263	979	1,460	64	88	87	65
大分	905	1,161	942	1,124	26	50	33	43
熊本	1,297	1,320	936	1,681	111	124	87	148
鹿児島	761	885	675	971	125	219	161	183
宮崎	1,339	1,282	1,022	1,599	58	118	87	89
沖縄	708	631	408	931	307	266	206	367
宮城	4,050	3,718	3,180	4,588	64	86	73	77
福島	866	1,167	889	1,144	73	74	49	98
山形	939	1,273	1,062	1,150	50	51	50	51
岩手	1,230	1,314	1,221	1,323	41	83	69	55
秋田	1,015	1,070	950	1,135	33	86	63	56
青森	1,008	1,248	1,098	1,158	83	245	199	129
札幌	2,397	3,965	3,659	2,703	89	188	193	84
函館	564	778	742	600	30	27	24	33
旭川	615	858	749	724	93	83	97	79
釧路	788	1,221	1,048	961	14	27	25	16
香川	326	426	363	389	22	26	18	30
徳島	491	584	444	631	44	74	75	43
高知	346	430	398	378	88	276	217	147
愛媛	604	693	563	734	25	42	37	30
合計	95,671	101,222	78,770	118,123	4,852	6,769	5,678	5,943

【資料9】 最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定								援助終結決定							
	17年度	18年度			19年度	20年度	21年度	前年比 (倍)	17年度	18年度			19年度	20年度	21年度	前年比 (倍)
		扶助協会	法テラス	合計						扶助協会	法テラス	合計				
東京	14,668	7,307	6,891	14,198	12,018	13,677	17,875	1.31	12,950	5,701	5,749	11,450	12,601	10,935	13,302	1.22
神奈川	2,480	1,282	1,700	2,982	3,437	5,173	6,941	1.34	2,143	1,218	1,431	2,649	2,622	3,389	5,048	1.49
埼玉	1,805	888	1,150	2,038	2,361	2,769	4,170	1.51	1,186	531	1,575	2,106	1,928	2,599	3,400	1.31
千葉	760	373	545	918	1,536	1,963	2,805	1.43	636	353	324	677	1,052	1,451	1,997	1.38
茨城	613	375	418	793	1,157	1,749	2,244	1.28	512	249	316	565	778	1,153	1,587	1.38
栃木	426	175	249	424	667	804	1,124	1.40	393	190	168	358	462	591	688	1.16
群馬	490	277	386	663	802	965	1,371	1.42	314	241	226	467	562	666	894	1.34
静岡	905	431	560	991	1,283	1,654	2,388	1.44	746	490	432	922	1,000	1,396	1,597	1.14
山梨	304	140	194	334	421	473	612	1.29	237	279	117	396	329	408	444	1.09
長野	554	267	310	577	633	687	911	1.33	531	216	270	486	564	578	736	1.27
新潟	741	355	528	883	1,002	1,246	1,487	1.19	681	807	352	1,159	756	994	1,100	1.11
大阪	6,166	3,062	3,717	6,779	7,274	7,651	9,249	1.21	4,764	2,490	3,486	5,976	7,001	6,653	6,811	1.02
京都	2,286	1,090	1,151	2,241	2,197	2,118	2,744	1.30	3,697	1,225	954	2,179	2,153	1,923	2,231	1.16
兵庫	3,403	1,733	1,896	3,629	3,827	4,169	4,948	1.19	2,919	1,433	1,422	2,855	3,508	3,620	3,890	1.07
奈良	863	420	525	945	1,039	1,220	1,308	1.07	748	418	445	863	945	932	1,162	1.25
滋賀	321	238	237	475	524	525	673	1.28	323	209	178	387	414	458	493	1.08
和歌山	495	285	359	644	885	848	968	1.14	523	218	260	478	507	692	814	1.18
愛知	1,708	746	938	1,684	2,011	2,428	3,464	1.43	1,959	860	766	1,626	1,496	2,195	2,461	1.12
三重	489	263	272	535	636	721	943	1.31	504	253	222	475	494	651	731	1.12
岐阜	321	192	170	362	621	695	785	1.13	310	147	156	303	368	580	746	1.29
福井	184	78	118	196	283	482	559	1.16	180	86	87	173	257	321	436	1.36
石川	457	257	293	550	719	753	1,086	1.44	429	197	226	423	586	698	855	1.22
富山	269	115	166	281	340	418	566	1.35	273	115	105	220	275	311	520	1.67
広島	1,441	639	735	1,374	1,494	1,834	2,178	1.19	1,130	587	672	1,259	1,243	1,683	2,359	1.40
山口	376	251	219	470	621	724	1,058	1.46	197	39	462	501	412	718	702	0.98
岡山	812	392	446	838	844	832	1,030	1.24	570	515	333	848	661	797	619	0.78
鳥取	122	96	181	277	441	623	679	1.09	159	51	103	154	273	469	608	1.30
島根	303	143	126	269	323	396	549	1.39	263	131	121	252	278	333	435	1.31
福岡	2,475	1,341	1,504	2,845	3,622	4,082	5,100	1.25	1,891	1,027	1,056	2,083	2,762	3,329	4,031	1.21
佐賀	393	163	229	392	464	571	656	1.15	292	220	164	384	359	474	573	1.21
長崎	520	265	330	595	909	1,148	1,351	1.18	371	171	260	431	646	774	1,066	1.38
大分	406	244	360	604	849	1,053	1,211	1.15	304	190	221	411	687	777	975	1.25
熊本	440	234	330	564	971	1,100	1,444	1.31	318	201	240	441	546	766	1,023	1.34
鹿児島	365	240	337	577	740	888	1,104	1.24	217	136	300	436	628	779	836	1.07
宮崎	403	254	440	694	897	1,132	1,400	1.24	260	174	232	406	597	791	1,109	1.40
沖縄	556	249	317	566	656	711	897	1.26	411	197	218	415	437	594	614	1.03
宮城	2,365	1,280	1,423	2,703	2,865	3,363	3,804	1.13	2,079	1,151	1,008	2,159	2,312	2,921	3,253	1.11
福島	612	253	358	611	727	903	1,241	1.37	585	254	241	495	603	723	938	1.30
山形	655	227	385	612	923	1,032	1,324	1.28	418	346	231	577	949	1,009	1,112	1.10
岩手	678	355	493	848	1,113	1,296	1,397	1.08	581	279	390	669	884	1,051	1,290	1.23
秋田	769	369	453	822	1,028	983	1,156	1.18	670	398	344	742	833	973	1,013	1.04
青森	546	260	338	598	883	1,298	1,493	1.15	577	234	288	522	617	982	1,297	1.32
札幌	2,958	1,554	1,480	3,034	3,383	3,612	4,153	1.15	3,064	1,340	1,347	2,687	3,396	3,273	3,852	1.18
函館	304	179	221	400	654	813	805	0.99	277	163	166	329	474	621	766	1.23
旭川	286	159	322	481	619	832	941	1.13	279	157	168	325	541	681	846	1.24
釧路	419	238	320	558	716	1,032	1,248	1.21	339	165	252	417	626	791	1,073	1.36
香川	186	102	113	215	279	354	452	1.28	139	95	104	199	211	240	381	1.59
徳島	389	177	241	418	592	553	658	1.19	328	188	191	379	464	490	519	1.06
高知	237	129	160	289	390	534	706	1.32	197	135	89	224	282	422	615	1.46
愛媛	233	139	158	297	431	656	735	1.12	197	89	130	219	249	450	600	1.33
合計	59,957	30,281	34,792	65,073	73,107	85,543	107,991	1.26	53,071	26,559	28,598	55,157	62,628	70,105	84,448	1.12
17年度比 (倍)				1.09	1.22	1.43	1.80					1.04	1.18	1.32	1.59	

(注) 平成17年度及び平成18年度4月～9月は、財団法人法律扶助協会の実績による。

【資料10-1】 契約弁護士数

地方事務所	契約弁護士数				(参考) 単位会 員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	2,654	2,210	3,181	2,848	13,811	23.0%	29	31	33	32
神奈川	567	562	663	553	1,125	58.9%	6	6	7	7
埼玉	237	294	330	315	535	61.7%	8	8	8	8
千葉	191	303	314	291	488	64.3%	5	5	5	5
茨城	127	133	133	131	173	76.9%	2	2	2	2
栃木	94	100	101	99	140	72.1%	2	2	2	2
群馬	146	149	151	151	203	74.4%	3	3	3	3
静岡	242	228	241	220	330	73.0%	1	1	1	1
山梨	75	75	74	72	87	85.1%	0	0	0	0
長野	135	140	138	135	164	84.1%	0	0	0	0
新潟	159	164	168	167	202	83.2%	3	3	4	4
大阪	1,759	1,779	2,150	1,020	3,577	60.1%	34	35	35	27
京都	388	368	397	361	493	80.5%	6	6	7	7
兵庫	441	454	463	442	621	74.6%	7	7	7	7
奈良	110	110	110	109	133	82.7%	1	1	1	1
滋賀	80	82	82	78	100	82.0%	0	0	0	0
和歌山	83	96	99	94	115	86.1%	1	1	1	1
愛知	486	472	724	123	1,352	53.6%	15	15	17	15
三重	87	92	93	86	125	74.4%	0	0	0	0
岐阜	92	93	94	93	131	71.8%	5	5	5	5
福井	63	64	64	63	76	84.2%	1	1	1	1
石川	106	106	106	107	122	86.9%	3	3	3	3
富山	60	60	59	53	81	72.8%	0	0	0	0
広島	256	281	300	298	424	70.8%	5	5	5	5
山口	102	110	102	102	125	81.6%	5	5	5	5
岡山	223	223	227	223	282	80.5%	2	2	2	2
鳥取	45	45	44	44	53	83.0%	2	2	2	2
島根	43	43	43	43	54	79.6%	1	1	1	1
福岡	581	580	626	590	876	71.5%	7	7	8	6
佐賀	57	65	62	61	73	84.9%	2	2	2	2
長崎	99	101	101	99	123	82.1%	2	2	2	2
大分	95	97	97	97	113	85.8%	11	11	11	11
熊本	142	139	142	138	195	72.8%	3	3	3	3
鹿児島	90	92	93	92	132	70.5%	4	4	4	4
宮崎	77	79	79	80	91	86.8%	6	6	6	6
沖縄	105	113	114	110	217	52.5%	1	1	1	1
宮城	242	252	264	219	331	79.8%	5	5	5	5
福島	112	115	113	113	143	79.0%	5	5	5	5
山形	61	63	60	59	71	84.5%	3	3	3	3
岩手	62	64	65	62	78	83.3%	1	1	1	1
秋田	57	61	62	57	66	93.9%	2	2	2	2
青森	73	71	72	72	84	85.7%	2	2	2	2
札幌	354	391	416	395	543	76.6%	4	4	4	4
函館	31	31	31	31	36	86.1%	1	1	1	1
旭川	28	41	41	40	50	82.0%	2	2	2	2
釧路	44	46	46	46	59	78.0%	5	5	5	5
香川	78	77	76	75	125	60.8%	0	0	0	0
徳島	64	64	64	64	76	84.2%	3	3	3	3
高知	51	50	52	40	77	67.5%	0	0	0	0
愛媛	76	76	74	73	130	56.9%	1	2	2	2
合計	11,630	11,504	13,401	10,934	28,811	46.5%	217	221	229	216

(注1) 契約弁護士・法人数は、平成22年3月末現在。

(注2) 弁護士数(会員数)は、日弁連資料(平成22年5月1日現在)による。

【資料10-2】 契約司法書士数

地方 事務所	契約司法書士数				(参考) 単体会 員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数			
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者
東京	299	397	395	414	3,133	13.2%	9	12	14	15
神奈川	191	221	224	236	904	26.1%	6	7	7	7
埼玉	142	177	174	174	741	23.5%	2	3	3	3
千葉	96	116	111	113	623	18.1%	1	2	2	2
茨城	54	76	59	61	298	20.5%	0	0	0	0
栃木	53	64	63	64	219	29.2%	0	0	0	0
群馬	85	88	87	89	293	30.4%	0	0	0	0
静岡	88	94	97	98	439	22.3%	3	3	3	3
山梨	32	32	32	32	128	25.0%	0	0	0	0
長野	94	113	115	117	363	32.2%	0	0	0	0
新潟	70	84	81	87	302	28.8%	3	3	3	3
大阪	299	335	337	340	2,157	15.8%	6	6	6	6
京都	161	186	188	191	512	37.3%	2	2	2	2
兵庫	308	363	362	373	938	39.8%	7	8	8	8
奈良	47	48	48	48	195	24.6%	2	2	2	2
滋賀	51	54	54	54	202	26.7%	1	1	1	1
和歌山	28	28	29	29	152	19.1%	0	0	0	0
愛知	222	258	259	263	1,096	24.0%	7	9	9	9
三重	76	89	88	90	265	34.0%	1	1	1	1
岐阜	60	74	68	75	349	21.5%	3	3	3	3
福井	20	26	25	27	135	20.0%	1	1	1	1
石川	52	58	58	61	184	33.2%	0	0	0	0
富山	27	35	39	41	169	24.3%	0	0	0	0
広島	163	172	170	175	463	37.8%	8	8	8	8
山口	71	76	73	80	238	33.6%	2	2	2	2
岡山	69	79	73	78	329	23.7%	2	3	3	3
鳥取	23	37	30	35	108	32.4%	1	1	1	1
島根	21	22	22	24	126	19.0%	0	0	0	0
福岡	260	333	351	363	839	43.3%	1	1	1	1
佐賀	33	34	33	33	117	28.2%	2	2	2	2
長崎	47	50	50	50	157	31.8%	3	3	3	3
大分	39	40	39	41	171	24.0%	0	0	0	0
熊本	86	93	90	96	314	30.6%	5	5	5	5
鹿児島	97	103	103	109	295	36.9%	4	4	4	4
宮崎	47	51	50	51	168	30.4%	2	2	2	2
沖縄	50	61	62	63	210	30.0%	0	0	0	0
宮城	80	85	86	86	287	30.0%	0	0	0	0
福島	92	94	92	95	285	33.3%	2	2	3	3
山形	55	64	63	65	167	38.9%	0	0	0	0
岩手	23	26	26	26	151	17.2%	2	2	2	2
秋田	55	56	58	68	124	54.8%	0	0	0	0
青森	37	40	41	43	133	32.3%	2	2	2	2
札幌	141	157	168	173	413	41.9%	3	3	3	3
函館	11	13	13	13	49	26.5%	1	1	1	1
旭川	21	27	24	26	71	36.6%	0	0	0	0
釧路	22	24	24	26	85	30.6%	1	1	1	1
香川	45	44	45	47	165	28.5%	0	0	0	0
徳島	39	40	40	42	149	28.2%	0	0	0	0
高知	59	57	55	56	117	47.9%	0	0	0	0
愛媛	35	48	48	49	241	20.3%	1	1	1	1
合計	4,276	4,942	4,922	5,090	19,769	25.7%	96	106	109	110

(注1) 契約司法書士・法人数は、平成22年3月末現在。

(注2) 司法書士数(会員数)は、日司連資料(平成22年4月1日現在)による。

【資料11-1】 援助を受けた方の年齢・性別

地方事務所	10代		20代		30代		40代		50代		60代以上		不明		全年齢の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
東京	8	10	751	1,004	1,774	2,170	2,110	2,130	2,042	1,319	2,699	1,821	18	19	9,402	8,473
神奈川	17	24	257	430	624	973	797	924	731	548	938	678	0	0	3,364	3,577
埼玉	4	10	168	252	417	664	472	598	432	290	502	356	3	2	1,998	2,172
千葉	1	2	103	191	263	444	302	367	302	213	332	284	0	1	1,303	1,502
茨城	2	6	123	114	296	299	293	244	277	170	232	180	2	6	1,225	1,019
栃木	1	4	54	93	124	162	124	155	118	78	124	87	0	0	545	579
群馬	3	4	58	100	159	175	174	200	155	104	140	98	1	0	690	681
静岡	1	1	117	198	239	355	274	297	231	181	261	222	6	5	1,129	1,259
山梨	0	1	28	34	73	93	66	72	67	61	63	53	1	0	298	314
長野	0	1	47	60	77	177	103	133	97	55	84	77	0	0	408	503
新潟	1	5	81	100	139	217	180	210	186	129	129	110	0	0	716	771
大阪	6	2	447	520	914	1,089	1,171	1,188	1,073	687	1,266	881	4	1	4,881	4,368
京都	7	11	115	190	251	416	259	386	261	256	313	279	0	0	1,206	1,538
兵庫	1	6	211	307	481	638	569	707	530	409	552	530	4	3	2,348	2,600
奈良	0	0	65	94	124	163	132	176	129	111	155	159	0	0	605	703
滋賀	1	2	32	51	86	104	93	89	64	44	61	46	0	0	337	336
和歌山	0	1	35	68	100	122	119	136	95	99	99	87	5	2	453	515
愛知	4	14	171	286	375	575	380	492	328	234	335	261	6	3	1,599	1,865
三重	0	3	44	63	94	139	117	130	100	92	84	76	1	0	440	503
岐阜	2	1	34	41	74	108	93	103	101	78	85	64	0	1	389	396
福井	1	2	24	31	82	93	56	66	60	45	56	43	0	0	279	280
石川	0	0	44	64	128	160	110	133	120	105	128	94	0	0	530	556
富山	1	0	26	25	64	71	71	78	65	45	60	57	3	0	290	276
広島	6	13	148	126	248	294	249	251	241	170	239	187	4	2	1,135	1,043
山口	1	0	38	56	114	147	124	136	122	97	117	106	0	0	516	542
岡山	0	2	53	88	111	158	114	146	103	77	87	91	0	0	468	562
鳥取	0	1	45	67	81	119	57	84	69	48	57	51	0	0	309	370
島根	0	0	24	47	40	83	65	65	56	57	50	62	0	0	235	314
福岡	5	4	291	358	484	713	515	696	548	519	465	497	2	3	2,310	2,790
佐賀	0	0	50	61	81	95	59	87	70	57	39	57	0	0	299	357
長崎	0	1	72	98	141	152	147	168	155	166	123	128	0	0	638	713
大分	5	0	65	71	130	159	125	150	123	131	125	126	1	0	574	637
熊本	0	1	86	116	158	173	161	201	157	146	110	134	1	0	673	771
鹿児島	0	2	74	76	108	148	133	126	134	115	106	82	0	0	555	549
宮崎	2	0	82	113	169	210	132	150	175	138	109	120	0	0	669	731
沖縄	1	1	57	86	119	148	94	120	79	76	56	55	2	3	408	489
宮城	6	4	247	225	469	518	472	455	448	322	363	273	2	0	2,007	1,797
福島	1	2	84	101	128	155	154	165	152	109	105	85	0	0	624	617
山形	0	1	94	78	166	173	161	151	158	119	108	114	1	0	688	636
岩手	3	1	100	99	172	196	179	153	157	125	108	104	0	0	719	678
秋田	0	0	79	83	119	158	120	143	144	129	104	77	0	0	566	590
青森	0	1	73	98	160	221	172	164	181	148	124	151	0	0	710	783
札幌	1	5	262	348	437	634	442	584	398	393	320	329	0	0	1,860	2,293
函館	0	0	26	42	84	126	70	114	76	95	76	96	0	0	332	473
旭川	0	0	44	65	96	138	98	113	93	83	105	106	0	0	436	505
釧路	3	4	88	97	95	216	126	164	114	118	89	126	3	5	518	730
香川	0	1	25	36	49	67	51	55	45	43	37	43	0	0	207	245
徳島	0	1	30	40	70	112	68	92	83	50	57	55	0	0	308	350
高知	0	0	27	45	82	87	67	73	70	77	76	100	1	1	323	383
愛媛	2	3	29	53	84	88	75	83	94	70	70	84	0	0	354	381
合計	97	158	5,328	7,089	11,153	14,895	12,295	13,903	11,809	9,031	12,123	9,982	71	57	52,876	55,115

割合 (%)	0.1%	0.1%	4.9%	6.6%	10.3%	13.8%	11.4%	12.9%	10.9%	8.4%	11.2%	9.2%	0.1%	0.1%	49.0%	51.0%
--------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	-------	-------

(注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11-2】 援助を受けた方の職業

地方事務所	給与生活者	商工自営業	農林・漁業	自由業	学生	パート・アルバイト	無職	その他	合計
東京	4,432	897	3	269	66	3,366	8,187	655	17,875
神奈川	1,327	299	0	96	14	1,448	3,313	444	6,941
埼玉	1,076	133	0	28	7	955	1,846	125	4,170
千葉	684	105	3	26	3	660	1,246	78	2,805
茨城	1,255	65	5	15	5	307	560	32	2,244
栃木	316	49	3	5	5	220	510	16	1,124
群馬	451	43	2	8	4	268	559	36	1,371
静岡	646	127	6	13	0	543	977	76	2,388
山梨	168	37	3	2	0	157	239	6	612
長野	236	43	4	6	1	192	404	25	911
新潟	498	68	7	7	4	287	591	25	1,487
大阪	2,192	434	2	75	8	1,886	4,434	218	9,249
京都	624	135	2	27	21	680	1,218	37	2,744
兵庫	1,169	240	8	56	7	1,087	2,107	274	4,948
奈良	305	52	1	9	2	263	649	27	1,308
滋賀	223	25	1	4	0	116	299	5	673
和歌山	232	55	11	9	1	261	379	20	968
愛知	978	84	1	11	8	743	1,577	62	3,464
三重	276	39	3	5	0	200	398	22	943
岐阜	216	36	1	14	0	169	337	12	785
福井	193	24	3	2	0	133	189	15	559
石川	305	84	6	7	1	260	402	21	1,086
富山	216	27	1	0	0	104	206	12	566
広島	699	98	3	17	5	439	876	41	2,178
山口	321	52	1	8	1	238	421	16	1,058
岡山	257	43	4	7	3	219	457	40	1,030
鳥取	217	24	5	4	2	138	264	25	679
島根	182	23	3	4	1	126	203	7	549
福岡	1,472	253	14	56	6	992	2,143	164	5,100
佐賀	195	28	6	9	1	150	244	23	656
長崎	383	80	19	10	1	276	567	15	1,351
大分	378	60	14	11	4	241	458	45	1,211
熊本	463	87	20	13	2	320	530	9	1,444
鹿児島	352	64	14	13	0	228	405	28	1,104
宮崎	430	69	24	21	2	276	503	75	1,400
沖縄	316	30	6	14	2	177	313	39	897
宮城	1,489	168	14	38	3	627	1,345	120	3,804
福島	409	62	12	13	1	225	488	31	1,241
山形	477	78	11	17	0	240	469	32	1,324
岩手	475	77	15	11	1	276	524	18	1,397
秋田	386	57	12	8	2	256	416	19	1,156
青森	436	78	22	6	0	298	619	34	1,493
札幌	1,272	97	1	28	12	782	1,850	111	4,153
函館	209	42	4	6	3	128	403	10	805
旭川	388	48	1	0	1	105	393	5	941
釧路	371	35	3	2	3	231	579	24	1,248
香川	153	18	3	5	0	100	164	9	452
徳島	182	27	2	8	0	142	282	15	658
高知	211	50	6	3	1	133	286	16	706
愛媛	209	52	3	7	3	129	313	19	735
合計	30,350	4,901	318	1,033	217	21,797	46,142	3,233	107,991
割合 (%)	28.1%	4.5%	0.3%	1.0%	0.2%	20.2%	42.7%	3.0%	100.0%

(注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11-3】 援助を受けた方の収入（月額）

地方事務所	無収入	10万円未満	20万円未満	30万円未満	30万円以上	合計
東京	4,944	2,398	6,093	3,306	1,134	17,875
神奈川	2,444	1,116	1,774	1,151	456	6,941
埼玉	1,416	578	1,208	673	295	4,170
千葉	906	408	879	459	153	2,805
茨城	526	345	763	487	123	2,244
栃木	179	209	473	212	51	1,124
群馬	296	202	459	277	137	1,371
静岡	525	396	877	428	162	2,388
山梨	77	145	204	151	35	612
長野	320	141	273	137	40	911
新潟	275	253	547	296	116	1,487
大阪	3,644	1,265	2,365	1,418	557	9,249
京都	482	631	933	510	188	2,744
兵庫	1,274	918	1,503	939	314	4,948
奈良	244	283	460	254	67	1,308
滋賀	156	93	257	120	47	673
和歌山	288	185	296	159	40	968
愛知	755	577	1,368	554	210	3,464
三重	295	137	318	148	45	943
岐阜	182	155	298	120	30	785
福井	90	100	220	114	35	559
石川	215	213	386	214	58	1,086
富山	74	84	237	132	39	566
広島	480	327	789	445	137	2,178
山口	139	243	377	218	81	1,058
岡山	204	215	348	215	48	1,030
鳥取	116	148	257	115	43	679
島根	71	105	240	108	25	549
福岡	1,396	769	1,670	969	296	5,100
佐賀	161	128	231	114	22	656
長崎	324	237	488	243	59	1,351
大分	136	203	527	290	55	1,211
熊本	99	248	649	346	102	1,444
鹿児島	94	248	495	224	43	1,104
宮崎	129	234	587	347	103	1,400
沖縄	292	147	285	134	39	897
宮城	976	599	1,288	731	210	3,804
福島	248	237	457	217	82	1,241
山形	267	203	518	237	99	1,324
岩手	182	226	591	287	111	1,397
秋田	246	209	433	227	41	1,156
青森	271	322	573	271	56	1,493
札幌	848	858	1,450	744	253	4,153
函館	96	151	319	186	53	805
旭川	194	159	383	175	30	941
釧路	337	221	436	196	58	1,248
香川	136	68	143	67	38	452
徳島	167	121	239	118	13	658
高知	138	161	278	107	22	706
愛媛	93	134	318	149	41	735
合計	27,447	17,753	36,560	19,739	6,492	107,991
割合 (%)	25.4%	16.4%	33.9%	18.3%	6.0%	100.0%

(注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料11-4】 援助を受けた方の公的給付

地方事務所	無	生活保護	年金	生保・年金	その他	合計
東京	11,087	3,353	1,833	306	1,296	17,875
神奈川	3,860	1,353	684	129	915	6,941
埼玉	2,634	643	347	39	507	4,170
千葉	2,002	352	270	31	150	2,805
茨城	1,898	79	150	6	111	2,244
栃木	619	131	118	13	243	1,124
群馬	911	55	160	7	238	1,371
静岡	1,697	144	262	30	255	2,388
山梨	461	30	81	5	35	612
長野	581	79	118	10	123	911
新潟	1,052	140	152	19	124	1,487
大阪	5,052	2,024	893	224	1,056	9,249
京都	1,795	532	307	110	0	2,744
兵庫	2,806	757	615	115	655	4,948
奈良	642	155	212	32	267	1,308
滋賀	435	92	55	12	79	673
和歌山	629	73	106	13	147	968
愛知	2,233	588	248	53	342	3,464
三重	779	78	75	5	6	943
岐阜	540	68	82	9	86	785
福井	389	35	57	2	76	559
石川	670	55	142	10	209	1,086
富山	381	11	91	2	81	566
広島	1,200	318	248	35	377	2,178
山口	571	82	172	12	221	1,058
岡山	523	128	122	23	234	1,030
鳥取	401	50	76	7	145	679
島根	325	27	104	8	85	549
福岡	3,247	829	479	94	451	5,100
佐賀	434	54	58	4	106	656
長崎	674	156	193	29	299	1,351
大分	774	102	148	13	174	1,211
熊本	812	107	171	24	330	1,444
鹿児島	553	120	130	26	275	1,104
宮崎	803	99	156	19	323	1,400
沖縄	525	67	72	9	224	897
宮城	2,699	244	366	24	471	3,804
福島	766	56	141	17	261	1,241
山形	883	31	170	1	239	1,324
岩手	1,018	84	149	18	128	1,397
秋田	684	86	120	10	256	1,156
青森	1,113	107	154	21	98	1,493
札幌	2,322	724	420	107	580	4,153
函館	342	143	139	31	150	805
旭川	682	109	100	19	31	941
釧路	897	177	107	26	41	1,248
香川	238	39	70	6	99	452
徳島	420	75	58	8	97	658
高知	354	72	117	17	146	706
愛媛	496	58	91	21	69	735
合計	66,909	14,971	11,389	1,811	12,911	107,991
割合 (%)	62.0%	13.9%	10.5%	1.7%	12.0%	100.0%

(注) 代理援助・書類作成援助の合計の数字である。

【資料12】 代理援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	585	649	1,234	279	2,014	622	2,636	526	122	8,223	4,504	12,727	110	71	17,705
神奈川	253	110	363	90	1,063	213	1,276	98	71	3,063	1,693	4,756	44	21	6,719
埼玉	154	99	253	31	692	89	781	72	40	2,001	723	2,724	27	18	3,946
千葉	94	53	147	17	374	87	461	31	29	1,344	567	1,911	9	12	2,617
茨城	55	50	105	27	177	49	226	23	13	948	814	1,762	11	6	2,173
栃木	37	18	55	8	148	29	177	18	9	525	292	817	3	1	1,088
群馬	79	29	108	15	244	35	279	43	9	559	313	872	2	8	1,336
静岡	116	51	167	24	309	90	399	60	13	874	530	1,404	14	15	2,096
山梨	18	12	30	5	55	18	73	9	6	269	175	444	4	5	576
長野	47	23	70	10	135	30	165	14	4	325	202	527	10	3	803
新潟	60	49	109	16	182	59	241	21	5	577	390	967	3	2	1,364
大阪	483	235	718	93	840	269	1,109	165	76	4,686	1,841	6,527	56	36	8,780
京都	165	106	271	75	428	143	571	55	43	1,035	508	1,543	19	19	2,596
兵庫	210	139	349	52	562	169	731	63	66	1,840	1,145	2,985	27	42	4,315
奈良	72	41	113	17	138	54	192	15	10	540	321	861	6	3	1,217
滋賀	22	28	50	6	68	18	86	25	4	304	137	441	7	5	624
和歌山	44	31	75	8	105	38	143	4	6	434	235	669	15	5	925
愛知	179	85	264	37	650	121	771	110	32	1,496	521	2,017	23	30	3,284
三重	36	26	62	3	124	26	150	19	8	323	200	523	3	2	770
岐阜	48	19	67	7	95	15	110	24	9	389	146	535	2	3	757
福井	22	29	51	5	75	16	91	7	4	193	161	354	9	4	525
石川	89	39	128	12	174	36	210	24	8	335	313	648	5	9	1,044
富山	11	15	26	5	56	25	81	11	4	171	124	295	2	1	425
広島	95	51	146	13	214	61	275	36	7	1,055	441	1,496	3	8	1,984
山口	37	27	64	6	111	39	150	21	4	494	249	743	3	3	994
岡山	68	41	109	9	143	45	188	27	4	526	115	641	4	4	986
鳥取	29	22	51	11	93	36	129	11	8	221	199	420	6	3	639
島根	24	27	51	10	78	7	85	5	4	236	139	375	2	2	534
福岡	171	105	276	40	549	122	671	82	37	2,142	1,203	3,345	25	20	4,496
佐賀	38	20	58	4	105	23	128	11	0	312	94	406	0	10	617
長崎	56	31	87	18	85	35	120	15	6	613	392	1,005	9	3	1,263
大分	46	42	88	15	112	24	136	15	9	473	417	890	0	8	1,161
熊本	79	43	122	11	143	42	185	19	10	610	353	963	1	9	1,320
鹿児島	50	46	96	16	133	31	164	15	14	397	172	569	9	2	885
宮崎	75	47	122	22	116	41	157	13	8	491	454	945	9	6	1,282
沖縄	46	29	75	16	116	36	152	16	13	220	127	347	7	5	631
宮城	160	104	264	31	494	119	613	81	31	1,672	979	2,651	26	21	3,718
福島	32	33	65	8	131	28	159	34	6	560	325	885	6	4	1,167
山形	36	31	67	10	92	41	133	2	4	541	507	1,048	6	3	1,273
岩手	49	29	78	6	141	28	169	8	4	721	318	1,039	8	2	1,314
秋田	52	24	76	10	105	19	124	12	8	476	363	839	1	0	1,070
青森	35	15	50	6	86	23	109	3	2	622	446	1,068	5	5	1,248
札幌	163	105	268	42	510	123	633	102	64	2,546	281	2,827	15	14	3,965
函館	32	13	45	7	46	8	54	6	7	380	274	654	4	1	778
旭川	20	22	42	1	76	19	95	5	5	391	316	707	1	2	858
釧路	54	30	84	11	155	41	196	20	6	519	370	889	13	2	1,221
香川	16	6	22	4	55	12	67	2	1	203	121	324	2	4	426
徳島	20	7	27	0	78	15	93	3	5	261	190	451	2	3	584
高知	34	16	50	5	43	13	56	13	2	199	94	293	1	10	430
愛媛	37	21	58	4	37	17	54	14	14	323	220	543	4	2	693
合計	4,433	2,923	7,356	1,178	12,755	3,299	16,054	2,028	874	47,658	25,014	72,672	583	477	101,222

割合(%)	4.4%	2.9%	7.3%	1.2%	12.6%	3.3%	15.9%	2.0%	0.9%	47.1%	24.7%	71.8%	0.6%	0.5%	100.0%
-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	------	------	--------

【資料13】 書類作成援助事件の事件別内訳

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計			
東京	0	1	1	1	2	8	10	1	1	149	5	154	0	2	170
神奈川	1	0	1	0	1	4	5	0	1	213	1	214	0	1	222
埼玉	0	5	5	0	3	8	11	0	0	201	6	207	1	0	224
千葉	1	0	1	1	1	2	3	0	0	181	1	182	0	1	188
茨城	2	0	2	0	2	0	2	0	0	64	3	67	0	0	71
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	1	36	0	0	36
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	35	0	0	35
静岡	1	2	3	0	1	7	8	1	0	273	4	277	1	2	292
山梨	0	0	0	0	0	2	2	0	0	31	3	34	0	0	36
長野	0	1	1	0	2	0	2	0	0	103	2	105	0	0	108
新潟	1	0	1	0	1	1	2	0	0	113	7	120	0	0	123
大阪	1	0	1	0	2	11	13	0	1	443	10	453	1	0	469
京都	0	0	0	1	2	17	19	0	0	125	3	128	0	0	148
兵庫	1	3	4	2	6	13	19	0	1	580	23	603	2	2	633
奈良	0	1	1	0	3	15	18	1	0	71	0	71	0	0	91
滋賀	0	1	1	0	0	0	0	0	0	46	2	48	0	0	49
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	42	0	42	0	0	43
愛知	1	0	1	1	2	0	2	0	0	175	1	176	0	0	180
三重	0	0	0	0	1	0	1	0	0	161	11	172	0	0	173
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	1	28	0	0	28
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	2	34	0	0	34
石川	0	2	2	0	0	1	1	0	0	39	0	39	0	0	42
富山	0	1	1	0	1	1	2	0	0	116	22	138	0	0	141
広島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	192	1	193	0	0	194
山口	0	3	3	0	0	0	0	0	0	60	1	61	0	0	64
岡山	0	0	0	0	0	2	2	0	0	41	1	42	0	0	44
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	40	0	0	40
島根	0	2	2	0	0	0	0	0	0	13	0	13	0	0	15
福岡	0	1	1	2	0	6	6	0	0	537	56	593	1	1	604
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	2	39	0	0	39
長崎	0	0	0	1	2	6	8	0	0	77	2	79	0	0	88
大分	0	0	0	0	3	0	3	0	0	47	0	47	0	0	50
熊本	0	0	0	0	0	1	1	0	0	122	0	122	1	0	124
鹿児島	0	1	1	0	1	4	5	0	0	205	8	213	0	0	219
宮崎	2	1	3	0	0	2	2	0	0	103	9	112	1	0	118
沖縄	0	0	0	0	1	3	4	1	0	244	17	261	0	0	266
宮城	0	0	0	0	2	1	3	0	0	82	1	83	0	0	86
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	1	73	1	0	74
山形	0	0	0	0	1	0	1	0	0	46	4	50	0	0	51
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0	83	0	0	83
秋田	1	0	1	0	1	2	3	0	0	80	2	82	0	0	86
青森	0	3	3	0	0	0	0	0	0	232	8	240	2	0	245
札幌	1	0	1	1	2	3	5	0	0	180	1	181	0	0	188
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	2	27	0	0	27
旭川	0	0	0	0	2	1	3	0	0	77	3	80	0	0	83
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	27	0	0	27
香川	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	0	24	1	0	26
徳島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	70	2	72	1	0	74
高知	0	0	0	0	0	2	2	0	0	274	0	274	0	0	276
愛媛	0	0	0	1	0	1	1	0	0	38	2	40	0	0	42
合計	13	28	41	12	45	127	172	4	4	6,283	231	6,514	13	9	6,769
割合(%)	0.2%	0.4%	0.6%	0.2%	0.7%	1.9%	2.5%	0.1%	0.1%	92.8%	3.4%	96.2%	0.2%	0.1%	100.0%

【資料14】 支払保証立担保実績

地方事務所	前期より継続		当期発生		当期消滅		次期への繰越	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東京	250	256,140,000	94	137,580,000	56	100,520,000	288	293,200,000
神奈川	27	45,370,000	33	39,320,000	14	14,270,000	46	70,420,000
埼玉	36	39,500,000	27	21,090,000	21	14,800,000	42	45,790,000
千葉	15	18,100,000	18	24,650,000	11	11,050,000	22	31,700,000
茨城	8	13,500,000	5	4,750,000	5	9,000,000	8	9,250,000
栃木	5	4,450,000	7	6,020,000	8	6,960,000	4	3,510,000
群馬	2	1,400,000	7	7,300,000	4	2,500,000	5	6,200,000
静岡	12	16,700,000	4	8,950,000	7	10,350,000	9	15,300,000
山梨	1	1,500,000	1	650,000	0	0	2	2,150,000
長野	8	22,250,000	0	0	2	1,650,000	6	20,600,000
新潟	6	5,160,000	3	2,650,000	3	1,750,000	6	6,060,000
大阪	65	83,540,000	35	41,730,000	42	38,460,000	58	86,810,000
京都	81	119,240,000	25	22,460,000	41	69,220,000	65	72,480,000
兵庫	24	33,360,000	31	56,010,000	17	20,260,000	38	69,110,000
奈良	9	24,420,000	4	13,800,000	6	17,220,000	7	21,000,000
滋賀	8	10,900,000	3	4,600,000	1	1,000,000	10	14,500,000
和歌山	6	7,100,000	1	400,000	1	770,000	6	6,730,000
愛知	26	39,390,000	14	19,890,000	18	27,090,000	22	32,190,000
三重	1	400,000	0	0	0	0	1	400,000
岐阜	2	1,500,000	2	1,000,000	3	2,000,000	1	500,000
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	7	5,780,000	2	2,920,000	7	5,780,000	2	2,920,000
富山	1	800,000	4	4,600,000	0	0	5	5,400,000
広島	5	7,200,000	3	1,000,000	5	5,250,000	3	2,950,000
山口	2	2,000,000	2	1,700,000	2	2,000,000	2	1,700,000
岡山	1	2,500,000	0	0	1	2,500,000	0	0
鳥取	5	3,050,000	3	2,400,000	5	3,050,000	3	2,400,000
島根	1	700,000	1	150,000	0	0	2	850,000
福岡	41	73,050,000	22	25,150,000	25	44,150,000	38	54,050,000
佐賀	6	6,000,000	1	150,000	4	1,550,000	3	4,600,000
長崎	5	8,500,000	3	2,200,000	4	8,400,000	4	2,300,000
大分	4	1,980,000	1	2,000,000	3	1,680,000	2	2,300,000
熊本	8	7,650,000	3	4,380,000	6	7,380,000	5	4,650,000
鹿児島	6	5,840,000	8	4,900,000	4	3,000,000	10	7,740,000
宮崎	3	1,000,000	5	2,900,000	2	1,100,000	6	2,800,000
沖縄	2	1,300,000	4	6,900,000	2	1,300,000	4	6,900,000
宮城	12	17,860,000	17	22,400,000	10	16,950,000	19	23,310,000
福島	6	5,280,000	4	5,500,000	4	3,330,000	6	7,450,000
山形	0	0	2	5,450,000			2	5,450,000
岩手	3	5,500,000	2	700,000	2	5,000,000	3	1,200,000
秋田	6	5,720,000	2	1,100,000	5	4,000,000	3	2,820,000
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	50	53,330,000	37	43,990,000	27	22,800,000	60	74,520,000
函館	1	1,400,000	5	5,500,000	1	1,500,000	5	5,400,000
旭川	4	4,150,000	3	1,500,000	3	3,750,000	4	1,900,000
釧路	0	0	2	3,700,000	1	500,000	1	3,200,000
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	300,000	2	2,900,000	2	2,900,000	1	300,000
高知	3	8,750,000	1	1,500,000	1	2,000,000	3	8,250,000
愛媛	4	8,800,000	6	18,300,000	2	1,400,000	8	25,700,000
合計	779	982,360,000	459	586,740,000	388	500,140,000	850	1,068,960,000

(注) 前期より継続の数字には、過年度の件数、金額の修正を含む

【資料15】 代理援助事件の結果別内訳

地方事務所	勝訴	和解成立	調停成立	免責	示談成立	敗訴	調停不成立	取下(訴訟等)	取下(援助)	扶助打切	解任・辞任	その他	合計
東京	311	1,586	753	5,347	1,965	63	154	176	226	103	470	2,041	13,195
神奈川	150	1,182	299	1,900	54	35	117	101	153	8	226	625	4,850
埼玉	150	463	176	1,483	154	41	67	76	37	1	137	414	3,199
千葉	78	152	90	948	211	3	26	43	58	9	58	188	1,864
茨城	47	99	25	665	13	10	15	25	3	0	55	569	1,526
栃木	24	173	29	306	17	6	6	7	20	1	17	49	655
群馬	35	213	59	343	6	3	21	32	22	16	20	99	869
静岡	22	326	84	492	37	13	23	50	48	27	55	202	1,379
山梨	18	162	10	183	4	1	1	8	1	2	7	16	413
長野	38	173	50	283	8	3	9	19	9	10	11	52	665
新潟	24	247	63	427	35	7	10	26	0	0	27	133	999
大阪	192	370	250	3,274	1,121	60	80	80	155	1	148	749	6,480
京都	89	119	140	849	294	32	74	63	2	2	20	431	2,115
兵庫	92	352	165	1,260	490	30	47	72	147	14	107	490	3,266
奈良	32	271	57	501	21	9	16	16	21	0	32	106	1,082
滋賀	24	28	17	184	69	3	5	9	7	1	9	107	463
和歌山	16	29	38	388	148	6	6	18	1	4	22	94	770
愛知	120	263	198	1,024	205	18	56	87	45	12	50	233	2,311
三重	38	36	23	233	121	8	14	14	0	4	12	68	571
岐阜	28	141	38	379	18	2	6	20	12	1	19	61	725
福井	24	14	23	156	100	2	6	10	4	6	6	55	406
石川	51	53	61	313	197	6	13	27	23	1	10	76	831
富山	15	80	22	143	22	1	8	15	30	9	3	32	380
広島	61	82	75	1,230	305	17	30	44	0	30	14	217	2,105
山口	19	205	25	304	4	4	5	9	4	1	22	57	659
岡山	27	53	36	406	21	9	9	19	5	8	1	14	608
鳥取	10	91	31	217	88	6	2	8	16	7	14	63	553
島根	15	115	20	186	2	3	11	5	5	5	8	45	420
福岡	59	815	142	1,685	48	28	50	112	5	3	170	424	3,541
佐賀	17	60	30	300	11	1	10	11	9	0	23	70	542
長崎	52	48	16	465	236	7	10	14	4	15	3	109	979
大分	11	322	30	357	12	2	13	16	17	0	39	123	942
熊本	42	269	42	394	9	8	6	26	13	1	63	63	936
鹿児島	27	141	24	272	37	10	15	13	2	24	9	101	675
宮崎	19	327	36	384	24	14	5	28	30	1	48	106	1,022
沖縄	17	63	29	106	55	2	3	32	1	1	13	86	408
宮城	68	740	169	1,373	46	25	70	105	87	50	99	348	3,180
福島	27	216	27	413	6	3	11	17	37	4	35	93	889
山形	8	98	26	414	248	5	7	38	31	0	35	152	1,062
岩手	41	304	31	656	10	2	12	27	15	28	3	92	1,221
秋田	14	53	23	478	229	4	6	6	26	0	21	90	950
青森	15	339	19	534	9	1	5	18	21	0	16	121	1,098
札幌	45	288	190	2,310	110	22	58	95	109	42	1	389	3,659
函館	9	95	8	367	119	5	7	4	0	11	28	89	742
旭川	5	249	26	314	8	2	16	9	20	23	13	64	749
釧路	19	334	34	407	21	2	14	26	55	2	54	80	1,048
香川	15	99	10	173	1	5	3	7	10	1	7	32	363
徳島	14	125	13	220	0	4	6	8	6	0	2	46	444
高知	14	70	21	205	5	8	6	11	14	0	0	44	398
愛媛	19	115	8	263	51	8	4	10	15	4	1	65	563
合計	2,307	12,248	3,811	35,514	7,025	569	1,174	1,712	1,581	493	2,263	10,073	78,770
割合(%)	2.9%	15.5%	4.8%	45.1%	8.9%	0.7%	1.5%	2.2%	2.0%	0.6%	2.9%	12.8%	100.0%

【資料16】 不服申立と再審査（結果別内訳）

地方事務所	前年度継続件数	新規申立件数	再審査差戻し件数	援助開始決定に関するもの						援助終結決定に関するもの						その他の事項に関するもの					
				申立件数	結果				継続中	申立件数	結果				継続中	申立件数	結果				継続中
					却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下			却下	採用	不採用	取下	
東京	2	61	2	25	3	3	16	0	3	33	0	6	25	0	2	7	0	2	5	0	0
神奈川	1	29	0	3	1	0	0	0	2	26	13	11	0	2	0	1	1	0	0	0	0
埼玉	0	7	0	1	0	0	0	0	1	6	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	9	0	2	1	0	1	0	0	7	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	3	0	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	3	24	1	12	1	5	6	2	2	11	0	5	4	1	1	1	0	0	1	0	0
京都	1	12	0	2	0	1	1	0	0	11	0	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	5	22	1	21	6	1	11	2	1	7	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	4	1	2	1	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0
滋賀	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
和歌山	0	13	0	8	0	0	8	0	0	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	1	19	2	10	10	2	0	0	1	9	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	5	1	4	0	1	3	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	3	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	9	0	1	0	1	0	0	0	7	4	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0
富山	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0
広島	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	4	0	2	1	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	8	0	2	0	1	1	0	0	3	0	1	2	0	0	3	0	3	0	0	0
佐賀	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	4	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
大分	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	12	1	4	0	0	3	0	1	7	0	1	4	2	1	1	0	0	1	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	10	0	8	0	0	8	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	5	0	2	1	0	0	1	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	4	2	5	0	1	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	1	12	1	8	0	0	8	0	1	5	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
函館	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	4	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
釧路	0	6	0	6	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	317	12	144	31	18	83	8	12	168	22	66	72	5	4	22	2	13	7	0	0
本部再審査	10	118	12	76	0	8	64	0	4	51	2	6	40	0	3	1	0	0	1	0	0

【資料17】 立替金等残高表

	金 額
期首立替金残高	24,877,387,811
新規立替額	15,446,047,899
償還額	-9,733,812,492
償還免除額	-995,093,155
みなし消滅額	-12,028,400
期末立替金残高	29,582,501,663

【資料18】 法律相談費

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談 件数	事務所相談 件数	相談件数計	簡易援助 件数	金額
東京	35,498	4,516	40,014	115	206,816,460
神奈川	9,461	5,970	15,431	59	79,515,500
埼玉	4,062	4,071	8,133	37	39,684,750
千葉	3,592	2,485	6,077	14	31,251,150
茨城	1,165	3,755	4,920	18	21,234,150
栃木	351	1,953	2,304	6	12,272,400
群馬	917	1,217	2,134	0	10,510,500
静岡	3,902	2,038	5,940	31	24,502,050
山梨	1,046	906	1,952	1	9,893,100
長野	796	1,425	2,221	7	10,902,150
新潟	1,320	1,761	3,081	13	15,196,650
大阪	13,689	6,820	20,509	17	108,209,850
京都	3,561	1,551	5,112	21	24,586,800
兵庫	6,258	4,224	10,482	45	49,982,100
奈良	1,068	1,700	2,768	4	13,540,800
滋賀	568	886	1,454	10	6,984,600
和歌山	699	1,022	1,721	3	9,233,700
愛知	4,614	1,536	6,150	27	29,647,800
三重	864	907	1,771	6	8,964,900
岐阜	1,698	705	2,403	15	9,013,200
福井	666	675	1,341	0	6,720,000
石川	712	1,006	1,718	3	9,902,550
富山	735	92	827	1	3,622,500
広島	2,184	3,852	6,036	8	30,216,900
山口	1,411	1,670	3,081	6	14,240,200
岡山	1,043	856	1,899	13	10,329,900
鳥取	895	828	1,723	10	6,968,850
島根	1,196	408	1,604	15	5,299,350
福岡	6,684	4,076	10,760	21	49,910,800
佐賀	732	835	1,567	5	8,512,350
長崎	1,504	2,611	4,115	22	18,258,750
大分	2,606	2,032	4,638	1	22,795,500
熊本	1,367	1,641	3,008	5	15,453,060
鹿児島	720	1,310	2,030	13	8,932,350
宮崎	1,061	2,433	3,494	19	17,298,750
沖縄	973	363	1,336	2	5,173,670
宮城	2,893	2,490	5,383	8	25,155,900
福島	1,364	1,466	2,830	8	13,179,600
山形	612	1,994	2,606	15	13,585,950
岩手	878	1,392	2,270	13	10,805,550
秋田	1,374	1,536	2,910	3	15,146,250
青森	2,252	1,264	3,516	3	14,254,800
札幌	59	10,422	10,481	40	57,880,200
函館	1,234	300	1,534	9	5,430,990
旭川	405	1,399	1,804	6	9,608,460
釧路	810	2,180	2,990	33	14,139,510
香川	1,226	536	1,762	9	7,438,200
徳島	619	734	1,353	2	6,836,550
高知	1,121	908	2,029	12	8,843,100
愛媛	1,046	1,038	2,084	2	8,742,300
全国計	135,511	101,795	237,306	756	1,166,625,450

※相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料19】 代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	397,993,903	1,995,798,835	100,263,589	4,070,000	2,498,126,327
神奈川	170,615,791	755,637,620	57,160,272	3,400,000	986,813,683
埼玉	87,902,437	441,952,858	30,458,792	0	560,314,087
千葉	62,449,837	315,454,500	21,898,538	0	399,802,875
茨城	51,439,635	251,289,300	11,250,145	23,000	314,002,080
栃木	26,896,330	132,425,250	4,722,090	0	164,043,670
群馬	31,347,120	156,321,875	9,970,700	0	197,639,695
静岡	50,655,961	247,375,500	14,186,851	0	312,218,312
山梨	13,475,300	71,441,500	5,188,745	0	90,105,545
長野	20,633,103	97,413,250	9,942,604	0	127,988,957
新潟	30,224,678	154,666,750	9,347,358	0	194,238,786
大阪	202,563,506	1,008,052,200	57,765,006	0	1,268,380,712
京都	61,292,286	293,631,550	26,418,195	0	381,342,031
兵庫	98,110,110	491,506,800	33,153,533	35,000	622,805,443
奈良	28,702,782	142,028,000	8,574,309	0	179,305,091
滋賀	13,942,638	71,921,250	4,449,878	0	90,313,766
和歌山	21,876,510	111,026,150	5,048,059	100,000	138,050,719
愛知	79,532,301	377,817,100	36,499,641	200,000	494,049,042
三重	19,064,812	95,473,950	5,652,320	0	120,191,082
岐阜	18,277,565	91,559,500	7,663,243	0	117,500,308
福井	13,174,740	61,898,000	3,434,295	0	78,507,035
石川	26,994,755	123,323,220	10,885,050	0	161,203,025
富山	10,035,790	47,626,000	1,226,950	0	58,888,740
広島	44,939,966	230,667,250	11,670,443	0	287,277,659
山口	24,399,238	119,409,150	4,161,241	0	147,969,629
岡山	22,876,880	123,632,750	3,389,950	0	149,899,580
鳥取	15,077,827	71,059,800	4,616,300	0	90,753,927
島根	13,347,043	62,910,500	6,828,839	50,000	83,136,382
福岡	106,738,990	534,694,950	35,533,921	0	676,967,861
佐賀	14,483,200	73,748,550	4,777,600	0	93,009,350
長崎	29,362,521	142,640,150	4,792,942	0	176,795,613
大分	25,877,788	126,317,950	6,767,872	0	158,963,610
熊本	28,829,467	151,111,250	8,297,119	0	188,237,836
鹿児島	21,565,090	107,584,900	4,621,499	400,000	134,171,489
宮崎	30,911,402	148,936,900	12,028,224	0	191,876,526
沖縄	15,302,648	73,823,050	8,899,187	1,500,000	99,524,885
宮城	82,002,179	423,887,150	31,021,084	1,000,000	537,910,413
福島	26,757,160	138,461,700	7,834,304	0	173,053,164
山形	28,583,456	145,754,550	9,109,260	0	183,447,266
岩手	30,008,110	157,489,500	11,451,110	0	198,948,720
秋田	24,892,172	131,568,775	5,948,624	0	162,409,571
青森	27,972,008	142,092,375	3,287,603	0	173,351,986
札幌	94,466,641	473,018,054	25,233,680	123,000	592,841,375
函館	18,514,640	94,310,910	3,848,043	0	116,673,593
旭川	19,607,340	100,060,125	8,056,699	350,000	128,074,164
釧路	27,921,355	138,485,900	12,636,059	300,000	179,343,314
香川	12,700,955	54,536,388	3,137,400	0	70,374,743
徳島	13,284,300	65,402,000	4,205,859	0	82,892,159
高知	9,821,705	51,632,750	2,956,800	0	64,411,255
愛媛	15,888,740	81,569,000	3,580,678	0	101,038,418
全国計	2,363,334,711	11,700,447,285	723,852,503	11,551,000	14,799,185,499

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

【資料20】 書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	2,726,000	13,245,750	15,971,750
神奈川	3,627,000	17,544,250	21,171,250
埼玉	3,014,000	15,375,150	18,389,150
千葉	2,973,500	14,595,000	17,568,500
茨城	1,120,000	5,505,250	6,625,250
栃木	606,000	3,003,000	3,609,000
群馬	663,000	3,276,000	3,939,000
静岡	5,129,500	24,642,000	29,771,500
山梨	612,000	3,018,750	3,630,750
長野	1,761,000	8,657,250	10,418,250
新潟	2,112,000	10,439,625	12,551,625
大阪	7,543,500	37,209,375	44,752,875
京都	2,346,000	11,224,500	13,570,500
兵庫	10,104,500	49,817,250	59,921,750
奈良	1,387,500	6,588,750	7,976,250
滋賀	795,000	3,927,000	4,722,000
和歌山	740,000	3,659,250	4,399,250
愛知	2,825,500	13,984,000	16,809,500
三重	2,907,000	14,432,250	17,339,250
岐阜	479,000	2,373,000	2,852,000
福井	572,000	2,835,000	3,407,000
石川	647,000	3,173,100	3,820,100
富山	2,383,500	11,770,500	14,154,000
広島	2,991,500	15,099,000	18,090,500
山口	985,000	4,777,500	5,762,500
岡山	809,000	3,969,000	4,778,000
鳥取	671,000	3,318,000	3,989,000
島根	234,000	1,071,000	1,305,000
福岡	9,977,500	49,528,500	59,506,000
佐賀	616,000	3,087,000	3,703,000
長崎	1,294,000	6,247,500	7,541,500
大分	775,000	3,735,650	4,510,650
熊本	1,995,500	9,817,500	11,813,000
鹿児島	3,501,500	17,330,250	20,831,750
宮崎	1,893,000	9,297,750	11,190,750
沖縄	4,292,500	21,199,500	25,492,000
宮城	1,390,000	6,783,000	8,173,000
福島	1,189,000	5,843,250	7,032,250
山形	913,500	4,530,750	5,444,250
岩手	1,365,000	6,762,000	8,127,000
秋田	1,348,750	6,636,000	7,984,750
青森	3,969,500	19,582,500	23,552,000
札幌	2,996,000	14,751,000	17,747,000
函館	542,000	2,688,000	3,230,000
旭川	1,246,500	6,116,250	7,362,750
釧路	462,000	2,289,000	2,751,000
香川	413,500	2,031,750	2,445,250
徳島	1,156,000	5,706,750	6,862,750
高知	4,450,000	21,971,250	26,421,250
愛媛	653,000	3,192,000	3,845,000
全国計	109,204,750	537,657,650	646,862,400

※ 実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

【資料21】 国選弁護士契約弁護士数の推移 (含 スタッフ弁護士)

地方 事務所	平成18年	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年
	10月2日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	1,906	3,267	3,571	4,669	4,995	5,847	6,069	6,769
神奈川	435	525	550	641	637	699	704	804
埼玉	195	248	257	314	317	358	364	415
千葉	194	224	228	272	270	326	333	383
茨城	86	99	101	109	110	125	130	147
栃木	79	83	83	96	96	104	105	115
群馬	114	121	122	136	133	149	153	166
静岡	165	188	195	216	220	246	249	270
山梨	60	61	62	67	69	75	74	78
長野	105	112	119	123	122	131	131	142
新潟	111	124	126	138	138	149	150	168
大阪	1,289	1,474	1,501	1,735	1,709	1,876	1,804	1,978
京都	241	256	260	290	292	333	340	375
兵庫	247	280	297	344	344	394	406	442
奈良	82	86	88	98	95	107	108	114
滋賀	46	55	57	63	63	73	70	78
和歌山	58	66	66	72	73	85	84	97
愛知	544	636	642	763	774	788	889	999
三重	63	67	66	74	76	101	106	113
岐阜	76	83	87	97	98	103	104	110
福井	40	45	45	57	56	61	61	66
石川	84	91	91	99	100	106	110	113
富山	48	50	52	56	53	56	57	67
広島	117	182	187	215	223	244	251	290
山口	61	66	69	84	87	99	104	109
岡山	132	138	138	161	171	189	192	214
鳥取	31	32	36	43	43	46	46	53
島根	26	30	32	36	36	42	43	48
福岡	383	457	457	529	537	604	605	658
佐賀	42	47	47	52	53	56	58	65
長崎	64	70	78	82	84	95	95	108
大分	59	70	75	80	82	94	94	99
熊本	79	105	108	122	125	134	136	151
鹿児島	62	66	68	81	81	102	106	123
宮崎	55	59	59	70	71	79	79	83
沖縄	95	112	113	120	123	137	140	135
宮城	143	170	181	198	206	231	233	256
福島	85	92	97	107	109	111	113	132
山形	50	55	56	57	56	62	61	62
岩手	49	53	55	56	56	59	59	66
秋田	43	45	48	48	48	50	48	53
青森	33	38	41	52	53	61	60	72
札幌	266	293	293	341	326	373	375	391
函館	20	22	22	26	27	26	29	31
旭川	21	27	30	36	31	35	36	42
釧路	37	37	38	42	41	45	47	50
香川	53	58	59	66	66	80	84	86
徳島	42	45	47	52	52	60	60	69
高知	40	43	47	53	53	55	54	62
愛媛	71	80	82	89	88	95	96	103
合計	8,427	10,733	11,229	13,427	13,768	15,556	15,905	17,620

【資料22-1】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成21年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	63	261	664	661	529	617	743	638	557	580	669	666	6,648
多摩	13	77	163	141	116	139	160	143	113	127	134	147	1,473
神奈川	28	135	250	205	176	200	272	261	159	210	257	200	2,353
川崎	4	30	74	51	52	46	50	55	26	56	60	52	556
小田原	4	36	56	53	41	51	68	44	29	43	50	40	515
埼玉	37	221	335	277	292	285	285	312	250	236	272	262	3,064
川越	5	41	48	61	45	41	64	62	46	42	42	45	542
千葉	41	149	321	249	244	268	310	298	197	247	277	261	2,862
松戸	0	29	61	66	83	83	80	64	44	61	59	64	694
茨城	17	55	99	112	75	83	113	91	86	78	87	93	989
栃木	9	102	129	112	100	115	151	119	93	113	126	103	1,272
群馬	17	48	89	88	67	71	94	99	70	45	68	54	810
静岡	2	35	81	51	47	63	90	69	41	48	54	45	626
沼津	3	28	70	59	56	69	87	59	40	48	66	61	646
浜松	3	37	78	51	59	60	77	73	43	50	81	62	674
山梨	0	17	44	35	28	40	45	34	35	16	43	21	358
長野	8	23	64	85	54	54	60	53	37	36	47	43	564
新潟	9	46	112	84	51	80	91	80	52	73	70	76	824
大阪	64	278	515	459	433	554	685	531	362	473	424	473	5,251
京都	11	70	126	140	135	140	192	146	99	103	109	107	1,378
兵庫	19	47	128	86	93	94	137	138	85	103	128	103	1,161
阪神	4	29	73	54	68	56	75	61	42	57	57	51	627
姫路	3	26	64	50	40	31	63	50	46	68	51	55	547
奈良	2	48	75	51	68	60	84	64	48	64	84	55	703
滋賀	5	85	120	90	67	60	141	84	45	59	87	76	919
和歌山	2	23	56	36	32	51	48	61	29	66	39	25	468
愛知	33	164	313	279	244	244	288	263	151	230	223	242	2,674
三河	5	58	85	98	101	80	112	92	48	68	79	98	924
三重	6	36	89	58	63	49	92	87	62	75	79	50	746
岐阜	5	34	95	78	68	59	76	67	50	67	57	63	719
福井	1	9	35	27	27	29	41	40	10	28	28	23	298
石川	5	23	47	48	35	39	64	51	30	21	25	31	419
富山	4	10	23	19	17	28	22	24	18	25	17	16	223
広島	16	80	154	116	107	116	122	136	87	98	107	127	1,266
山口	7	32	78	70	52	63	97	86	46	45	65	62	703
岡山	8	31	105	88	70	106	96	112	72	85	71	76	920
鳥取	1	13	29	28	17	28	28	42	23	26	28	26	289
島根	0	16	41	31	28	18	30	28	13	24	18	12	259
福岡	22	108	230	209	226	179	230	260	193	233	214	195	2,299
北九州	8	45	86	90	71	68	106	83	76	93	91	75	892
佐賀	3	16	45	41	57	48	69	55	47	51	54	50	536
長崎	3	40	46	50	49	51	55	56	49	34	37	36	506
大分	3	27	47	61	39	48	48	38	33	42	22	27	435
熊本	9	50	106	74	73	51	170	75	48	74	69	66	865
鹿児島	4	22	56	52	33	41	65	66	42	54	62	45	542
宮崎	3	30	63	39	44	56	79	56	36	55	51	33	545
沖縄	7	54	107	84	80	96	116	119	85	66	98	100	1,012
宮城	13	63	146	134	94	111	160	113	77	118	123	128	1,280
福島	2	32	75	69	65	70	93	79	56	51	66	52	710
山形	3	22	48	60	32	31	39	38	20	28	29	29	379
岩手	3	14	64	37	37	48	41	49	43	34	38	33	441
秋田	4	19	55	36	37	29	41	26	30	25	31	29	362
青森	2	27	46	43	44	35	55	53	43	28	43	28	447
札幌	15	81	223	195	162	147	198	159	138	161	150	138	1,767
函館	3	15	28	24	26	15	12	19	10	20	19	22	213
旭川	3	18	37	21	27	20	32	36	15	21	25	31	286
釧路	1	31	39	33	29	29	46	46	23	31	35	30	373
香川	10	24	51	70	45	39	61	62	37	67	63	50	579
徳島	0	21	37	29	24	39	59	47	25	31	34	28	374
高知	3	23	40	43	35	23	48	44	30	28	41	30	388
愛媛	6	59	78	72	40	53	90	47	47	58	64	48	662
合計	594	3,323	6,742	5,913	5,249	5,597	7,246	6,343	4,487	5,297	5,697	5,369	61,857

(注) 集計日（平成22年6月11日）時点の件数

【資料23-1】 国選弁護報酬基準の概要（被疑者〔即決・通常〕／即決被告人の報酬基準）

	被 疑 者																																													
即決被疑者	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 基礎報酬 26,400円(定額)</p> <p>*ただし、接見を行わず電話交通のみ行ったときの基礎報酬 電話交通を1回行ったとき 10,000円 電話交通を2回行ったとき 20,000円 電話交通を3回以上行ったとき 26,400円</p> <p>(2) 要通訳加算…通常報酬の20%</p> <p>(3) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (2) 通訳人費用 (3) 訴訟準備費用</p>																																													
通常	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準接見回数 ・接見等合計ポイント <p>(実際に行った接見、電話交通、準接見の回数から計算)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>接見1回</td><td>………1pt</td></tr> <tr><td>電話交通1回</td><td>………0.5pt</td></tr> <tr><td>準接見1回</td><td>………0.5pt</td></tr> </table> <p>の2つの要素を用いて、算定する。</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="border: 1px solid black;">弁護期間</th><th style="border: 1px solid black;">基準回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="border: 1px solid black;">4日以下</td><td style="border: 1px solid black;">1回</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">5日～8日</td><td style="border: 1px solid black;">2回</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">9日～12日</td><td style="border: 1px solid black;">3回</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">13日～16日</td><td style="border: 1px solid black;">4回</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">17日～20日</td><td style="border: 1px solid black;">5回</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">21日～25日</td><td style="border: 1px solid black;">6回</td></tr> </tbody> </table> <p>a 接見等合計ポイントが基準接見回数の数値以下のとき (下記ア+イの合計額)</p> <p>ア 接見の回数に基づく金額 ・接見が0回るとき 0円 ・接見が1回以上るとき 26,400円(初回接見) + 20,000円 × (接見回数-1)</p> <p>イ 電話交通及び準接見の回数に基づく金額 10,000円 × 電話交通と準接見の合計回数</p> <p>b 接見等合計ポイントが基準接見回数の数値を超えるとき 26,400円(初回接見) + 20,000円 × (基準回数-1) *ただし、接見が行われなかったとき 20,000円 × 基準接見回数</p> <p>②多数接見加算報酬(基準回数超の接見加算) 接見等合計ポイントと基準接見回数との差による</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th style="border: 1px solid black;">接見合計ptと 基準接見回数との差</th><th style="border: 1px solid black;">多数接見加算報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td style="border: 1px solid black;">0.5回</td><td style="border: 1px solid black;">5,000円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">1回</td><td style="border: 1px solid black;">10,000円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">1.5回</td><td style="border: 1px solid black;">13,000円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">2回</td><td style="border: 1px solid black;">16,000円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">2回超</td><td style="border: 1px solid black;">0.5ポイント増毎に2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">1 但し弁護期間日数と同数の回数が上限</p> <p>(2) 要通訳加算…通常報酬の20%</p> <p>(3) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>(4) 特別加算</p> <p>①特別案件加算(前任国選が刑訴38-3⑤で解任): 通常報酬の50% ②身柄釈放 50,000円 ③和解契約等…被害者数に応じた加算(別紙のとおり)</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (2) 通訳人費用 (3) 訴訟準備費用</p> <p>◆接見等の回数と接見等ポイントの数え方</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="border: 1px solid black;">午前</td><td style="border: 1px solid black;">午後</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">接見</td><td style="border: 1px solid black; text-align:center;">(1pt)</td><td style="border: 1px solid black; text-align:center;">(1pt)</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">電話交通</td><td colspan="2" style="border: 1px solid black; text-align:center;">(0.5pt)</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black;">準接見</td><td colspan="2" style="border: 1px solid black; text-align:center;">(0.5pt)</td></tr> </table>	接見1回	………1pt	電話交通1回	………0.5pt	準接見1回	………0.5pt	弁護期間	基準回数	4日以下	1回	5日～8日	2回	9日～12日	3回	13日～16日	4回	17日～20日	5回	21日～25日	6回	接見合計ptと 基準接見回数との差	多数接見加算報酬額	0.5回	5,000円	1回	10,000円	1.5回	13,000円	2回	16,000円	2回超	0.5ポイント増毎に2,000円		午前	午後	接見	(1pt)	(1pt)	電話交通	(0.5pt)		準接見	(0.5pt)		
接見1回	………1pt																																													
電話交通1回	………0.5pt																																													
準接見1回	………0.5pt																																													
弁護期間	基準回数																																													
4日以下	1回																																													
5日～8日	2回																																													
9日～12日	3回																																													
13日～16日	4回																																													
17日～20日	5回																																													
21日～25日	6回																																													
接見合計ptと 基準接見回数との差	多数接見加算報酬額																																													
0.5回	5,000円																																													
1回	10,000円																																													
1.5回	13,000円																																													
2回	16,000円																																													
2回超	0.5ポイント増毎に2,000円																																													
	午前	午後																																												
接見	(1pt)	(1pt)																																												
電話交通	(0.5pt)																																													
準接見	(0.5pt)																																													

	即決被告人													
	<p>(普通契約)</p> <p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬 50,000円(定額)</p> <p>②公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円 × (出頭した手続期日の回数-1)</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>3. 継続による減算</p> <p>被疑者国選から継続の場合 -9,000円 *被疑者国選の報酬が18,000円以下ときは、 当該報酬額の半額を減算。</p> <p>◆第1回公判前に解任or 第1回公判前の略式命令に対する正式裁判請求取下</p> <p>↓</p> <p>被告人と接見or電話交通or打合せを行ったとき、 又は、記録の閲覧or謄写を行ったとき ……基礎報酬9,000円 *被告人に対する接見申入れor打合せ申入れ、 又は裁判所への意見書等の書面提出を行った にとどまるときは、基礎報酬9,000円。 *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。</p>	<p>(一括契約)</p> <p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>①基礎報酬</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>事件数2件</td><td>5%減</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>3件</td><td>10%減</td><td>135,000円</td></tr> <tr><td>4件</td><td>15%減</td><td>170,000円</td></tr> <tr><td>5件以上</td><td>20%減</td><td>50,000円 × 件数 × 80%</td></tr> </table> <p>②公判加算(例外的に2回以上公判が開かれた場合) 3,000円 × (出頭した手続期日の回数-1)</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p> <p>◆第1回公判前に解任or 第1回公判前の略式命令に対する正式裁判請求取下</p> <p>↓</p> <p>第1回公判前に解任された事件があるときは、当該事件については、普通契約同様に基礎報酬を算定し、それ以外の事件の報酬・費用と合算して事件全体に対する報酬・費用とする。 *この場合は、被疑者国選からの継続減算は行わない。</p>	事件数2件	5%減	95,000円	3件	10%減	135,000円	4件	15%減	170,000円	5件以上	20%減	50,000円 × 件数 × 80%
事件数2件	5%減	95,000円												
3件	10%減	135,000円												
4件	15%減	170,000円												
5件以上	20%減	50,000円 × 件数 × 80%												

【資料23-3】 国選弁護報酬基準の概要（裁判員事件の報酬基準）

① 基礎報酬	段階	公判前整理手続及び公判の日数	複数選任	単独選任			
	段階1	公判前整理手続1回～4回	1:4型 3:6型	170,000 240,000			
	段階2	公判前整理手続5回～7回 (かつ公判3日以上)		240,000	300,000		
	段階3	公判前整理手続8回～10回 (かつ公判3日以上)		300,000	380,000		
	段階4	公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)		400,000	500,000		
※「1:4型」=裁判官1人:裁判員4人、「3:6型」=裁判官3人・裁判員6人 ※公判日数は、判決期日を含む							
(1) 通常報酬	② 公判加算	a 実質審理	段階1		段階2		
			第1回目	第2回目以降	第1回目	第2回目以降	
		45分未満	0	7,900	0	8,690	
		45分以上1時間30分未満	7,900	13,200	8,690	14,520	
		1時間30分以上2時間30分未満	13,200	25,300	14,520	27,830	
		2時間30分以上3時間30分未満	25,300	40,400	27,830	44,440	
		3時間30分以上4時間30分未満	40,400	59,000	44,440	64,900	
		4時間30分以上5時間30分未満	59,000	82,200	64,900	90,420	
		5時間30分以上	82,200	97,400	90,420	107,140	
		a 実質審理	段階3		段階4		
			第1回目	第2回目以降	第1回目	第2回目以降	
		45分未満	0	9,875	0	11,850	
	45分以上1時間30分未満	9,875	16,500	11,850	19,800		
	1時間30分以上2時間30分未満	16,500	31,625	19,800	37,950		
	2時間30分以上3時間30分未満	31,625	50,500	37,950	60,600		
	3時間30分以上4時間30分未満	50,500	73,750	60,600	88,500		
	4時間30分以上5時間30分未満	73,750	102,750	88,500	123,300		
	5時間30分以上	102,750	121,750	123,300	146,100		
	b 公判前整理手続加算・進行協議加算21,000円					
	c 判決宣告のみ・実質審理なし3,000円					
	d 評議対応加算(評議の間に90分以上の在廷を命じられた場合)3,000円					
	③ 主任加算(段階2・段階3・段階4)30,000円					
	④ 追起訴加算15,000円(1回のみ)					
	(2) 遠距離接見等加算						
.....25km以上4000円、50km以上8000円							
(3) 特別加算	① 重大案件加算 (死亡被害者2名以上+整理手続)通常報酬の25%					
	② 特別案件加算 (前任国選が刑訴38-3⑤で解任)通常報酬の25%					
	③ 特別成果加算	全部無罪通常報酬の100% (上限50万円)				
		一部無罪通常報酬の50% (上限30万円)				
		縮小認定通常報酬の30% (上限20万円)				
		和解契約等被害者数に応じた加算(別紙のとおり)				
		保釈許可10,000円(1回のみ)				
継続による減算 (被疑者弁護から継続の場合)							
.....-15,000円							
費用	(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用						

【資料23－4】 国選弁護報酬基準の概要（控訴審・上告審の報酬基準）

控 訴 審	上 告 審																																																																																												
<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>① 基礎報酬</p> <p>a 控訴趣意書等の提出がなされた場合</p> <p>原審が即決 57,000円（前審から継続 40,000円）</p> <p>原審が簡裁 67,000円（前審から継続 50,000円）</p> <p>原審が地裁・家裁 77,000円（前審から継続 60,000円）</p> <p style="text-align: right;">* 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300%</p> <p>b 控訴趣意書等提出前の控訴取下げまたは解任</p> <p>◆ 記録が1000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>25,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆ 記録が1000丁を超え、5000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>33,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆ 記録が5000丁を超え、10000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>41,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「接見」と「打合せ」の「実行」には至らず「申し入れを行った」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>* 控訴趣意書等の提出前に、控訴が取下げられたとき又は解任されたときの謄写費用＝「全謄写枚数×20円」</p> <p>② 公判加算</p> <p>a 実質審理</p> <table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>第1回から</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>-45分未満</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>45分-1時間未満</td><td>12,300円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間未満</td><td>23,200円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間未満</td><td>36,800円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間未満</td><td>53,600円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間未満</td><td>74,700円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>88,300円</td></tr> </tbody> </table> <p>b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>c 整理手続期日 10,900円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>(3) 特別加算</p> <p>① 重大案件加算（死亡被害者2名以上+原審整理手続）：通常報酬の100%（注：50%ではない）</p> <p>② 特別案件加算（原審or前任国選が刑訴38-3⑤で解任）：通常報酬の50%</p> <p>* 重大案件加算が行われる場合は特別案件加算は行われない。</p> <p>③ 特別成果加算</p> <p>全部無罪…通常報酬の100%（上限50万円）</p> <p>一部無罪…通常報酬の50%（上限30万円）</p> <p>縮小認定…通常報酬の30%（上限20万円）</p> <p>和解契約等…被害者数に応じた加算（別紙のとおり）</p> <p>* 原審と同一理由の加算は行われない。</p> <p>保釈許可…10,000円（1回のみ）</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p>	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円		第1回から	-45分未満	7,500円	45分-1時間未満	12,300円	1時間半-2時間未満	23,200円	2時間半-3時間未満	36,800円	3時間半-4時間未満	53,600円	4時間半-5時間未満	74,700円	5時間半-	88,300円	<p>1. 報酬</p> <p>(1) 通常報酬</p> <p>① 基礎報酬</p> <p>a 上告趣意書等の提出がなされた場合</p> <p>原々審が即決 57,000円（前審から継続 40,000円）</p> <p>原々審が簡裁 67,000円（前審から継続 50,000円）</p> <p>原々審が地裁・家裁 77,000円（前審から継続 60,000円）</p> <p style="text-align: right;">* 記録が膨大な場合は基礎報酬増 1001～5000丁 aの150% 5001～10000丁 aの200% 10001丁以上 aの300%</p> <p>b 上告趣意書等提出前の上告取下げまたは解任</p> <p>◆ 記録が1000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>25,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆ 記録が1000丁を超え、5000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>33,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>◆ 記録が5000丁を超え、10000丁以下のとき</p> <table border="1"> <tr><td>1 接見or電話交通or打合せ</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討</td><td>41,000円</td></tr> </table> <p>* 上表の1、4、5について、「被告人に連絡をとった」にとどまるときは、各金額から4,000円を差し引く。</p> <p>* 上告趣意書等の提出前に、上告が取下げられたとき又は解任されたときの謄写費用＝「全謄写枚数×20円」</p> <p>② 公判加算</p> <table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>第1回から</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>-45分未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>45分-1時間未満</td><td>13,200円</td></tr> <tr><td>1時間半-2時間未満</td><td>25,300円</td></tr> <tr><td>2時間半-3時間未満</td><td>40,400円</td></tr> <tr><td>3時間半-4時間未満</td><td>59,000円</td></tr> <tr><td>4時間半-5時間未満</td><td>82,200円</td></tr> <tr><td>5時間半-</td><td>97,400円</td></tr> </tbody> </table> <p>b 判決宣告のみ・実質審理なし 3,000円</p> <p>(2) 遠距離接見等加算 25km以上 4,000円 50km以上 8,000円</p> <p>(3) 特別加算</p> <p>① 重大案件加算（死亡被害者2名以上+原々審整理手続）：通常報酬の100%（注：50%ではない）</p> <p>② 無罪等</p> <p>全部無罪…通常報酬の100%（上限50万円）</p> <p>一部無罪…通常報酬の50%（上限30万円）</p> <p>縮小認定…通常報酬の30%（上限20万円）</p> <p>* 原審と同一理由の加算は行われない。</p> <p>保釈許可…10,000円（1回のみ）</p> <p>2. 費用</p> <p>(1) 謄写費用 (2) 遠距離接見等交通費・宿泊料 (3) 出張旅費・日当・宿泊料 (4) 通訳人費用 (5) 訴訟準備費用</p>	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円	1 接見or電話交通or打合せ	9,000円	2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円	3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円	4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円	5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円		第1回から	-45分未満	7,900円	45分-1時間未満	13,200円	1時間半-2時間未満	25,300円	2時間半-3時間未満	40,400円	3時間半-4時間未満	59,000円	4時間半-5時間未満	82,200円	5時間半-	97,400円
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円																																																																																												
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円																																																																																												
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円																																																																																												
	第1回から																																																																																												
-45分未満	7,500円																																																																																												
45分-1時間未満	12,300円																																																																																												
1時間半-2時間未満	23,200円																																																																																												
2時間半-3時間未満	36,800円																																																																																												
3時間半-4時間未満	53,600円																																																																																												
4時間半-5時間未満	74,700円																																																																																												
5時間半-	88,300円																																																																																												
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	6,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	16,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	15,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	25,000円																																																																																												
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	9,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	24,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	18,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	33,000円																																																																																												
1 接見or電話交通or打合せ	9,000円																																																																																												
2 記録の閲覧or謄写or引継ぎ	12,000円																																																																																												
3 記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	32,000円																																																																																												
4 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ	21,000円																																																																																												
5 接見or電話交通or打合せ+記録の閲覧or謄写or引継ぎ+十分検討	41,000円																																																																																												
	第1回から																																																																																												
-45分未満	7,900円																																																																																												
45分-1時間未満	13,200円																																																																																												
1時間半-2時間未満	25,300円																																																																																												
2時間半-3時間未満	40,400円																																																																																												
3時間半-4時間未満	59,000円																																																																																												
4時間半-5時間未満	82,200円																																																																																												
5時間半-	97,400円																																																																																												

【資料25】 国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

		被疑者	被告人						被告人計
			第一審				控訴	上告	
			即決	簡裁	家裁	地裁			
平成 21 年 度	4月	575	281	549	8	2,827	332	123	4,120
	5月	723	314	735	5	3,669	463	98	5,284
	6月	5,258	432	796	4	4,212	472	161	6,077
	7月	6,756	465	915	5	4,880	439	101	6,805
	8月	5,487	270	592	4	3,194	307	81	4,448
	9月	5,088	251	798	1	4,490	466	167	6,173
	10月	6,359	355	825	2	4,802	508	141	6,633
	11月	6,421	391	733	2	4,080	456	110	5,772
	12月	6,061	379	841	3	4,944	423	129	6,719
	1月	4,459	202	646	1	3,874	389	136	5,248
	2月	5,124	239	723	1	4,657	454	124	6,198
	3月	6,520	338	810	1	5,297	576	131	7,153
	合計	58,831	3,917	8,963	37	50,926	5,285	1,502	70,630

(注) 集計日(平成22年6月11日)時点の件数

【資料26】 国選弁護報酬等に対する不服申立件数

	平成21年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全国合計	26	16	33	50	47	30	39	23	35	32	29	46	406

【資料27】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 スタッフ弁護士）

地方 事務所	平成19年	平成20年		平成21年		平成22年
	11月7日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6	352	387	530	579	661
神奈川	0	109	126	185	198	268
埼玉	4	99	112	139	144	164
千葉	0	108	112	134	146	180
茨城	67	72	72	83	86	102
栃木	12	19	21	33	36	47
群馬	35	47	48	51	77	91
静岡	0	70	152	176	178	198
山梨	0	27	28	33	32	35
長野	9	46	49	58	59	69
新潟	0	45	48	64	65	80
大阪	2	305	363	510	533	658
京都	6	117	123	155	159	190
兵庫	0	18	82	108	117	138
奈良	0	52	54	64	75	85
滋賀	0	16	19	71	67	74
和歌山	1	28	35	41	46	52
愛知	0	9	21	151	169	175
三重	0	31	31	47	50	59
岐阜	46	60	61	62	62	67
福井	0	42	42	50	50	54
石川	25	42	46	53	56	60
富山	38	42	42	45	45	45
広島	1	5	7	24	29	54
山口	36	37	39	42	55	59
岡山	0	34	33	90	94	117
鳥取	36	38	38	41	41	48
島根	0	27	27	32	33	39
福岡	116	166	207	240	256	378
佐賀	0	35	37	47	48	55
長崎	0	64	66	76	76	90
大分	0	27	32	43	45	51
熊本	66	68	69	70	82	85
鹿児島	0	27	32	40	56	71
宮崎	0	37	39	49	62	66
沖縄	0	35	36	44	61	72
宮城	51	54	82	108	109	129
福島	0	55	60	65	67	81
山形	6	38	38	46	45	48
岩手	35	36	36	37	36	47
秋田	0	25	26	28	29	34
青森	0	22	23	32	33	44
札幌	0	130	130	236	244	266
函館	0	21	22	21	24	27
旭川	0	20	19	22	22	28
釧路	0	26	26	30	32	36
香川	20	27	28	38	40	44
徳島	0	47	48	56	56	64
高知	0	26	26	30	28	38
愛媛	36	39	39	43	46	52
合計	654	2,922	3,339	4,473	4,778	5,675

【資料31】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

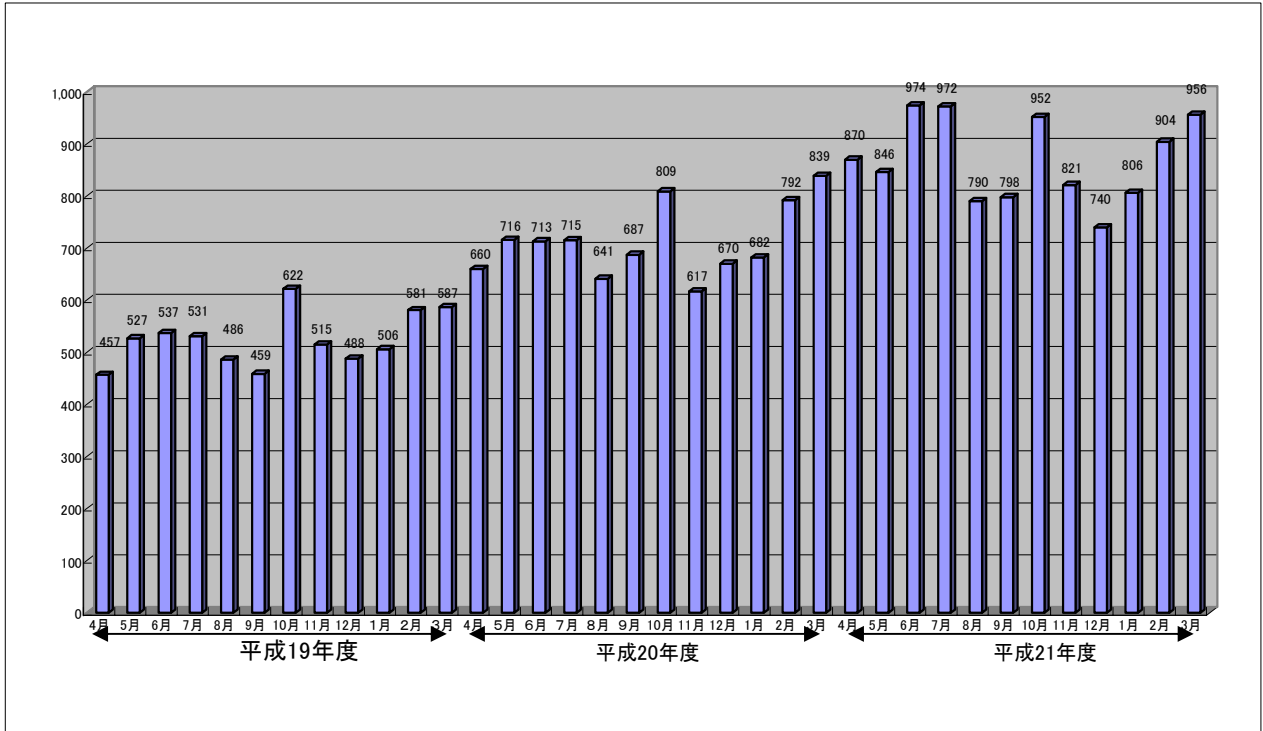
島根地方事務所の常勤弁護士の巡回状況

巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成21年6月	西郷	民事法律扶助事件	法律相談
6月	西郷	民事法律扶助事件	法律相談
6月	西郷	民事法律扶助事件	法律相談
6月	西郷	民事法律扶助事件	法律相談

旭川地方事務所の常勤弁護士の巡回状況

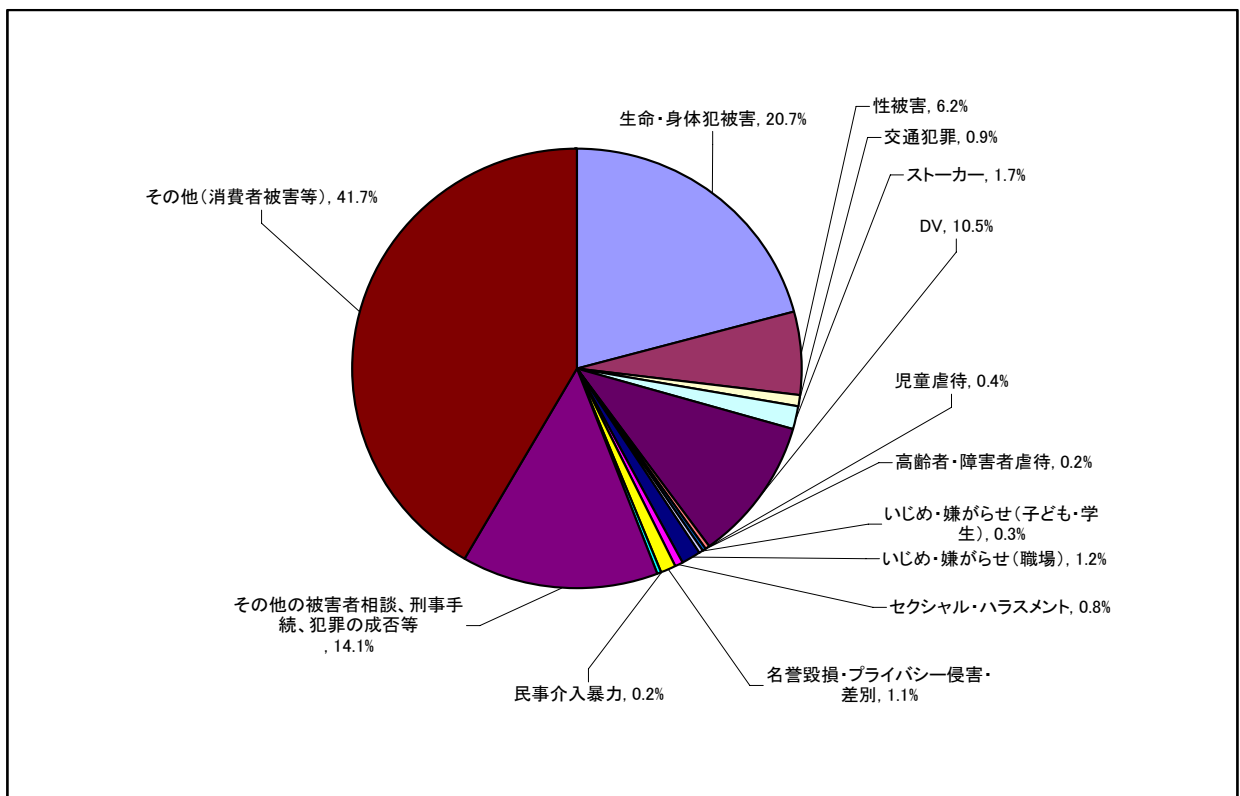
巡回時期	巡回支部	業務内容	法律事務の概要
平成21年4月	稚内	国選弁護事件	接見
4月	稚内	国選弁護事件	接見
4月	名寄	民事法律扶助事件	破産開始決定審尋
4月	紋別	国選弁護事件	被告人家族訪問
4月	稚内	国選弁護事件	接見
5月	稚内	国選弁護事件	接見
5月	稚内	国選弁護事件	証人打合せ
6月	稚内	国選弁護事件	証人打合せ
6月	紋別	国選弁護事件	証人予定者聞きとり
8月	稚内	民事法律扶助事件	調査
8月	稚内	民事法律扶助事件	調査
11月	北見	国選弁護事件	接見
11月	紋別・北見	国選弁護事件	接見・家族訪問
11月	北見	国選弁護事件	接見
12月	留萌	国選弁護事件	被害者と面会・打合せ
平成22年1月	名寄	国選弁護事件	弁論
1月	名寄	国選弁護事件	弁論
2月	留萌	国選弁護事件	示談交渉
2月	名寄	国選弁護事件	接見
2月	名寄	国選弁護事件	接見
2月	名寄	国選弁護事件	接見

【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

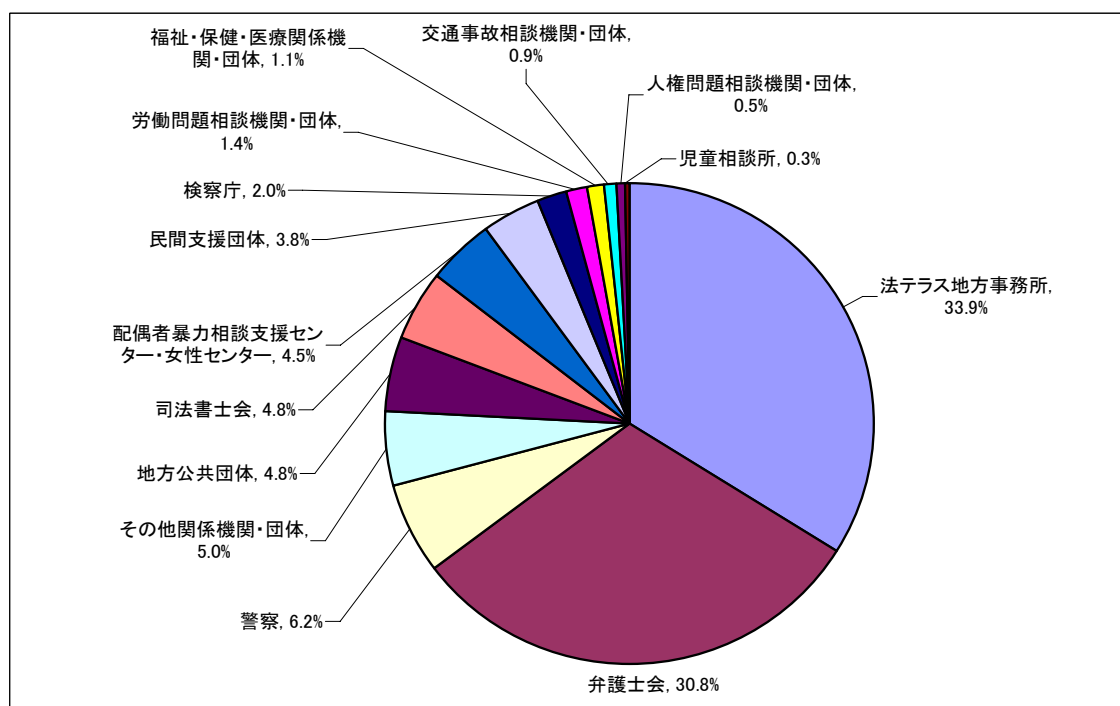


平成18年度	3,679件
平成19年度	6,296件
平成20年度	8,541件
平成21年度	10,429件
合計	28,945件

【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容



【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

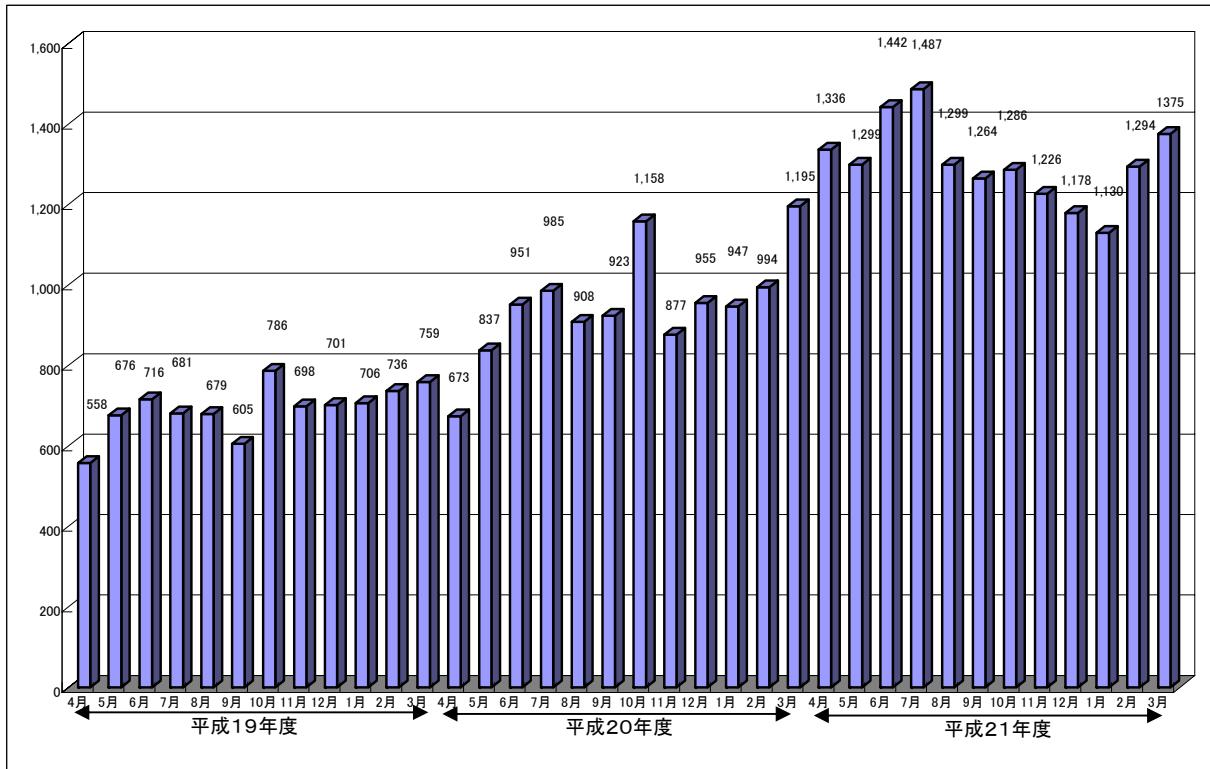


平成21年度紹介件数 6,033件

※ 犯罪被害・刑事手続等の分類に含む主なもの

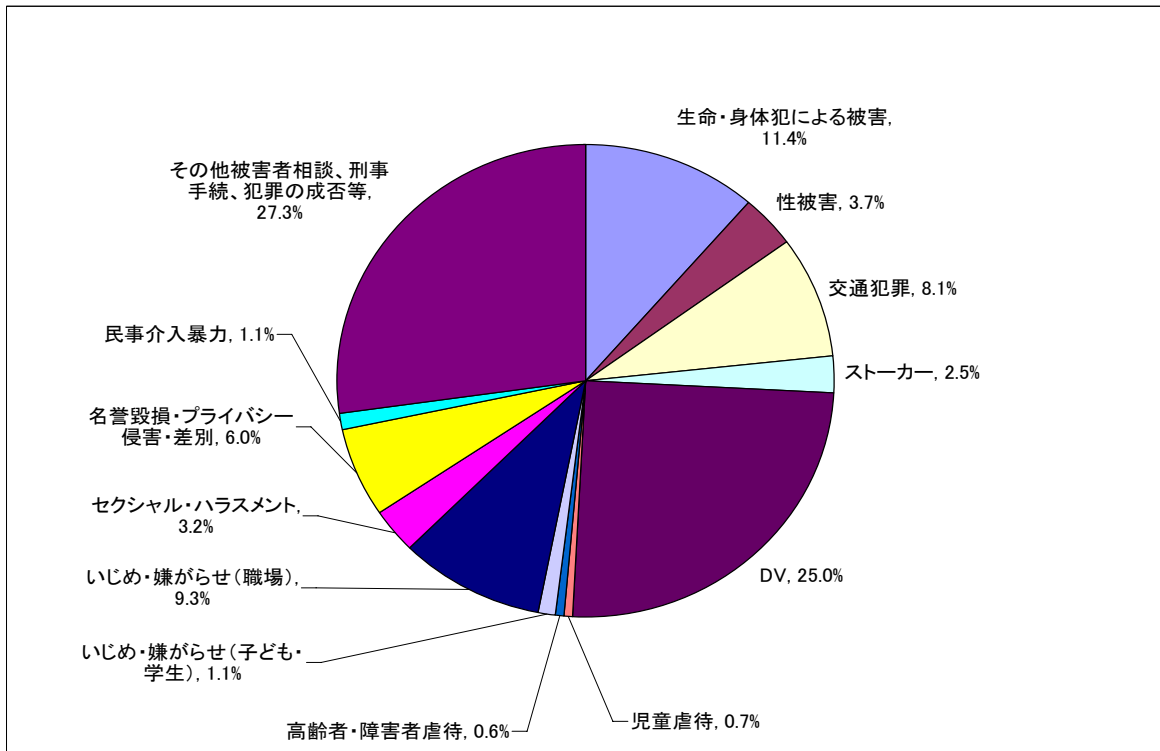
- ① 刑事手続きの仕組み
- ② 犯罪の成否
- ③ その他犯罪・刑事事件に関するもの
 (生命・身体に対する被害、性被害、DV、虐待、いじめ、セクハラ、嫌がらせ、人権、民事介入暴力を含む。消費者被害を除く)

【資料35】 地方事務所における問い合わせ件数の推移



平成18年度	715件
平成19年度	8,301件
平成20年度	11,403件
平成21年度	15,616件
合計	36,035件

【資料36】 地方事務所では対応した問い合わせ内容

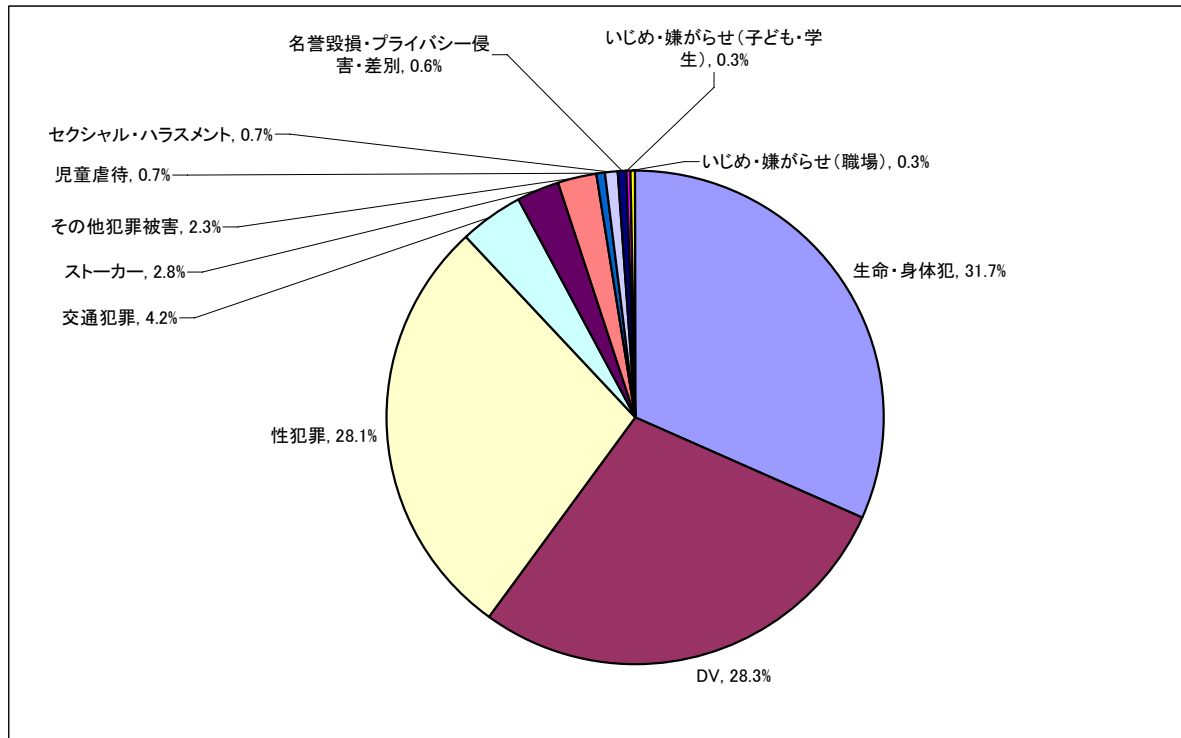


【資料37】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況（平成21年度）

①紹介件数 898件

(参考)	平成18年度	97件
	平成19年度	590件
	平成20年度	696件

②紹介内訳



【資料38】 被害者国選弁護報酬基準の概要

		第一審		上訴審
		非裁判員裁判事件	裁判員裁判事件	
基礎報酬	基本	103,000円	230,000円	控訴審 60,000円 上告審 50,000円 (原審事件の種類にかかわらず)
	特則	複数の被害者参加人に1名の参加人弁護士が選定されたときは加算 基礎報酬×{1+(被害者参加人の数-1)×0.5}		
		加算	原審の記録の丁数が1000を超えるときは、次の区分に従った金額を基礎報酬とする。 【原審記録】/【加算後の基礎報酬】 1000を超え5000以下 150% 5000を超え1万以下 200% 1万を超える場合 300%	
	減算	(一定の事由がある場合) 基礎報酬の50%又は80%		
通常報酬	公判加算	実質公判期日加算	1回目	2回目以降
		45分未満	0円	5,000円
		45分以上 2時間30分未満	5,000円	8,000円
		2時間30分以上 4時間30分未満	11,600円	16,600円
		4時間30分以上	18,300円	25,300円
		判決宣告期日等加算	3,000円	
	公判前整理手続等 (期日間整理手続) 対応加算	4,000円		
評議対応加算	3,000円			
委託事項が限定される場合の減算	○委託事項が1つ限定されるごとに公判加算を5%減額 ○公判期日への出席が委託されなかった場合には、公判加算はしない。			
加算	遠距離打合せ・協議等加算	直線片道25km以上の移動につき4,000円 直線片道50km以上の移動につき8,000円		

費用

- ・記録謄写費用
- ・遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料
- ・公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料
- ・通訳人費用
- ・訴訟準備費用

(金額は、すべて税込み)

【資料39】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(1) 国選被害者参加弁護士の選定請求受付件数及び人員 233件270名

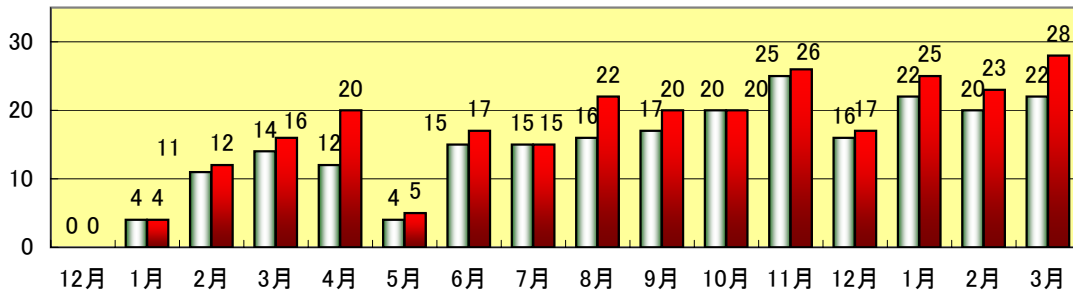
年度	平成20年度			
	12月	1月	2月	3月
件数	0	4	11	14
人員	0	4	12	16

平成20年度 合計
29
32

年度	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	12	4	15	15	16	17	20	25	16	22	20	22
人員	20	5	17	15	22	20	20	26	17	25	23	28

平成21年度 合計
204
238

(2) 件数の推移



(3) 罪名内訳

罪 名	選定請求件数			
	合 計	(割 合)	平成20年度 (4か月)	平成21年度 (12か月)
殺人(殺人未遂)	56	(24.0%)	6	50
傷害	33	(14.2%)	6	27
傷害致死	9	(3.9%)	4	5
強姦・強制わいせつ等	74	(31.8%)	6	68
危険運転致死傷	3	(1.3%)	0	3
業務上	1	(0.4%)	0	1
過失致死傷 重過失	3	(1.3%)	0	3
自動車運転	36	(15.5%)	5	31
逮捕・監禁等	3	(1.3%)	0	3
略取・誘拐等	2	(0.9%)	0	2
人身売買	0	(-)	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	11	(4.7%)	2	9
その他刑法犯	1	(0.4%)	0	1
特別法犯	1	(0.4%)	0	1
合 計	233		29	204

【資料40】 日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

	対象者	援助内容
①	身体を拘束された刑事被疑者 (被疑者国選の対象事件であって勾留状が発せられた被疑者を除く)	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
②	家庭裁判所に送致された少年	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、被害者との示談交渉その他付添人活動全般
③	犯罪被害者	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立、法廷傍聴付添、少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のために必要な活動
④	難民	難民認定申請、申請却下に対する異議申立、難民不認定処分等の取消訴訟等の活動
⑤	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外国人の訴訟代理
⑥	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
⑦	精神障害者	精神保健福祉法の退院請求、処遇改善請求等の行政手続の代理
⑧	心神喪失等の状態で重大な犯罪行為を行った者	心神喪失医療観察法の退院許可申立、処遇終了申立等の行政手続の代理
⑨	人道的見地から弁護士による緊急の援助を必要とする高齢者・障害者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
⑩	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

【資料41】 認知度調査結果概要

(調査日：平成21年2月20・21日)

図1 「法テラス」の認知度(全体)

サンプル数:1,100

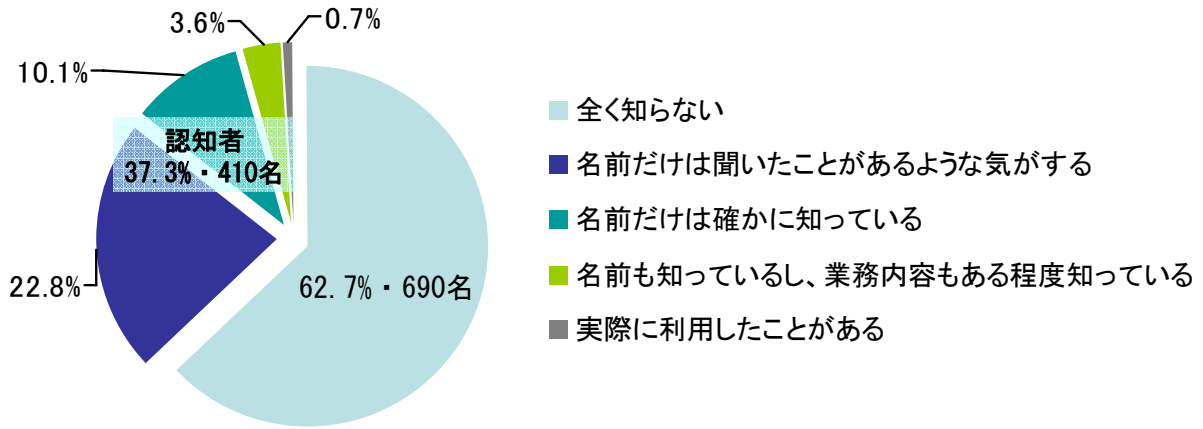


図2 性・年齢別の認知割合

サンプル数:1,100(男性550、女性550)

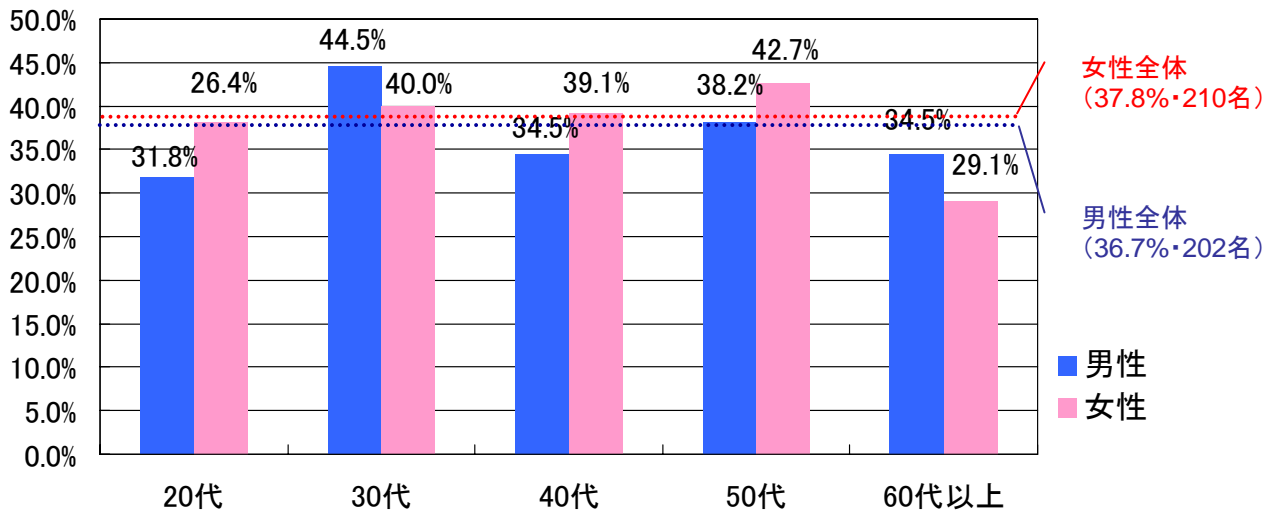
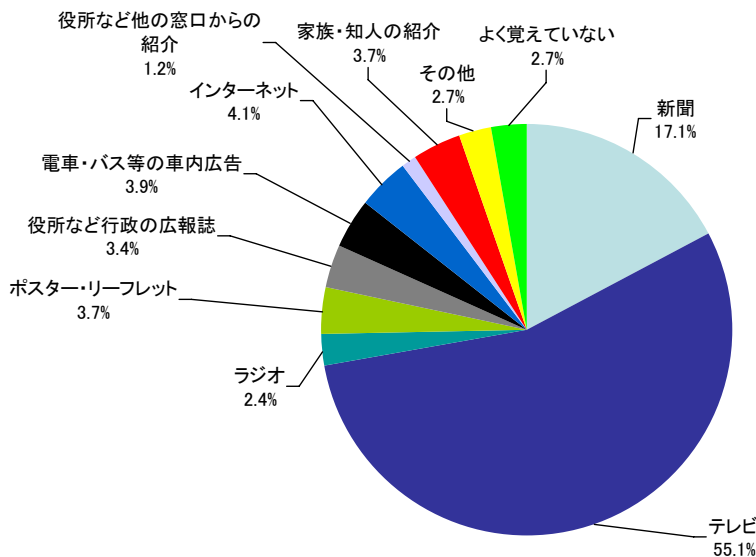


図3 認知者の認知経路

サンプル数:410



【資料42】 平成21年度地方協議会開催一覧

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
東京	平成22年2月8日	13:30～16:00	関係機関との連携強化について	72名
東京	平成22年3月8日	14:00～16:30	関係機関との連携強化について	124名
神奈川	平成22年10月6日	15:00～16:30	関係機関との連携強化について	23名
神奈川	平成21年10月30日	15:00～16:40	関係機関との連携強化について	28名
神奈川	平成21年11月13日	15:00～17:00	関係機関との連携強化について	20名
埼玉	平成21年6月22日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について 民事法律扶助の現状と課題について	24名
埼玉	平成21年9月29日	14:30～16:00	関係機関との連携強化について スタッフ弁護士の業務について	35名
埼玉	平成21年12月1日	14:00～16:00	活動状況報告 基調報告(雇用と貧困について) 分科会(関係土業、自治体等相談窓口、犯罪被害・労働等関係期間)	66名
千葉	平成22年3月19日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	26名
茨城	平成21年10月30日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について 多重債務問題を中心とした関係機関との連携について	106名
栃木	平成22年2月22日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	30名
群馬	平成21年11月2日	14:30～16:30	関係機関との連携強化について 講演	71名
静岡	平成22年3月10日	14:00～16:45	関係機関との連携強化について 講演	74名
静岡	平成22年2月18日	13:30～16:00	関係機関との連携強化について	25名
静岡	平成22年2月15日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	32名
山梨	平成21年7月2日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	61名
長野	平成21年9月11日	13:30～16:00	法テラス業務に関する講演会 関係機関との連携強化について	講演会100名 意見交換会30名
新潟	平成21年8月18日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	19名
新潟	平成21年10月16日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	16名
大阪	平成21年11月11日	15:00～17:00	関係機関との連携強化について	61名
京都	平成21年11月11日	13:15～15:15	法テラスの概況説明 法的サービスの充実について、意見交換	37名
兵庫	平成21年12月1日	13:30～14:30	関係機関との連携強化について	45名
奈良	平成22年2月24日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	25名
奈良	平成22年3月4日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	25名
奈良	平成22年3月11日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	25名
滋賀	平成22年10月16日	13:30～15:30	情報提供業務、民事法律扶助業務に関する意見交換	11名
滋賀	平成22年11月24日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	13名
和歌山	平成21年11月25日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	93名
和歌山	平成22年2月2日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	25名
愛知	平成21年11月12日	13:30～16:20	関係機関との連携強化について 講演	165名 (内一般市民100名)
三重	平成21年10月29日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	63名
岐阜	平成21年11月25日	13:00～16:00	関係機関との連携強化について スタッフ弁護士の活動について	67名
福井	平成21年12月10日	10:00～12:00	窓口対応及び関係機関との連携についての意見交換	10名
石川	平成21年7月21日	13:30～15:00	関係機関における取組状況報告及び意見交換	6名
石川	平成21年9月17日	13:30～15:00	関係機関における取組状況報告及び意見交換	15名
石川	平成21年11月9日	13:30～15:00	関係機関における取組状況報告及び意見交換	19名
富山	平成22年3月1日	13:30～16:20	関係機関との連携強化について 講演(法的トラブルの解決方法(ADR))	32名
広島	平成22年1月20日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について 講演	89名
山口	平成21年10月16日	14:00～15:30	関係機関との連携強化について	66名
岡山	平成22年2月25日	13:00～15:00	関係機関との連携強化について 講演(裁判員制度について)	58名
鳥取	平成22年2月18日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	17名
鳥根	平成21年4月28日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	59名

地方事務所名	開催日時		主な議題等	参加者数
島根	平成22年2月8日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	40名
福岡	平成21年12月14日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	123名
福岡	平成21年12月1日	14:00～16:30	関係機関との連携強化について	64名
佐賀	平成21年11月4日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	24名
佐賀	平成22年2月5日	13:00～16:00	関係機関との連携強化について	25名
長崎	平成21年12月15日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	76名
大分	平成21年9月17日	14:00～16:00	多重債務問題についての意見交換等	45名
大分	平成21年11月18日	14:00～16:00	労働問題に関する意見交換	13名
大分	平成22年2月10日	14:00～16:00	家庭問題に関する意見交換	12名
熊本	平成22年3月5日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	23名
鹿児島	平成22年2月12日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	70名
宮崎	平成22年2月16日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	56名
宮崎	平成22年3月3日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	12名
宮崎	平成22年3月16日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	16名
沖縄	平成22年3月4日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について 講演(①法テラスの現状と展望②犯罪被害者支援について)	43名
宮城	平成21年12月2日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について 講演(雇用問題と生活支援について)	62名
福島	平成21年9月18日	14:00-16:00	情報提供業務、民事法律扶助業務及び常勤弁護士活動に関する説明、意見交換	51名
山形	平成21年10月2日	14:00～15:30	関係機関との連携強化について 情報提供及び民事法律扶助業務について	19名
山形	平成21年11月17日	14:00～15:30	関係機関との連携強化について 情報提供及び民事法律扶助業務について	41名
岩手	平成21年10月29日	13:30～15:30	業務報告、情報提供業務のあり方について及び意見交換	47名
秋田	平成21年10月30日	15:00～16:30	関係機関との連携強化について	55名
青森	平成21年10月30日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	45名
札幌	平成21年10月6日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	101名
函館	平成21年10月26日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	100名
旭川	平成21年10月28日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について 多重債務、会社代表者による破産申立について	92名
釧路	平成21年10月22日	13:30～15:00	関係機関との連携強化について	24名
釧路	平成21年10月29日	13:30～15:00	関係機関との連携強化について	28名
釧路	平成21年11月12日	14:00～16:00	関係機関との連携強化について	36名
香川	平成22年1月22日	13:40～15:10	関係機関との連携強化について	93名
徳島	平成21年6月16日	13:30～16:00	法テラス及び関係機関における多重債務に関する取組状況報告 意見交換、質疑応答	34名
徳島	平成21年11月17日	14:00～15:45	関係機関との連携強化について	50名
高知	平成21年5月13日	16:00～17:00	被疑者国選対象事件の拡充に係る関係機関との意見交換等	14名
高知	平成21年6月22日	15:00～16:00	犯罪被害者支援について	16名
高知	平成21年9月8日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	23名
高知	平成21年9月28日	15:00～16:00	犯罪被害者支援について	12名
高知	平成21年10月2日	15:30～	再破産防止策について	10名
高知	平成21年10月28日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	50名
高知	平成21年12月2日	15:30～	再破産防止策について	14名
高知	平成22年1月18日	15:00～16:00	犯罪被害者支援について	15名
高知	平成22年1月27日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	15名
高知	平成22年3月3日	13:30～15:30	関係機関との連携強化について	27名
高知	平成22年3月10日	15:30～17:30	再破産防止策について	17名
愛媛	平成21年10月5日	14:00-16:00	関係機関との連携強化について	81名

【資料43】 平成21年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	5名
2			平成21年10月5日～10月9日	5名
3		大阪地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	4名
4			平成21年10月5日～10月9日	4名
5	法テラス中規模型事務所修習	埼玉地方事務所	平成21年9月7日～9月18日	1名
6		愛知地方事務所三河支部	平成21年8月31日～9月4日	3名
7		福岡地方事務所北九州支部	平成21年8月3日～8月7日	3名
8	法テラス小規模型事務所修習	滋賀地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	1名
9		三重地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	1名
10			平成21年10月19日～10月23日	1名
11		広島地方事務所	平成21年10月13日～10月16日	1名
12		島根地方事務所	平成21年9月14日～9月18日	1名
13		長崎地方事務所	平成21年10月19日～10月23日	2名
14		熊本地方事務所	平成21年8月17日～8月21日	1名
15		沖縄地方事務所	平成21年8月3日～8月7日	2名
16		釧路地方事務所	平成21年10月19日～10月23日	1名
17		香川地方事務所	平成21年9月24日～10月7日	2名
18		徳島地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	3名
19	愛媛地方事務所	平成21年8月31日～9月4日	2名	
20	法テラス過疎地型事務所修習	牛久地域事務所	平成21年8月3日～8月7日	2名
21			平成21年8月17日～8月21日	3名
22		佐渡地域事務所	平成21年9月7日～9月11日	1名
23		倉吉地域事務所	平成21年9月28日～10月2日	1名
24		吉岐地域事務所	平成21年8月3日～8月7日	1名
25			平成21年10月19日～10月23日	1名
26		対馬地域事務所	平成21年8月24日～8月28日	1名
27	江差地域事務所	平成21年9月7日～9月11日	2名	
28	法テラス扶助国選型事務所修習	松本地域事務所	平成21年10月5日～10月9日	1名

【資料44】 平成21年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	法科大学院名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	大阪学院大学大学院	兵庫地方事務所阪神支部	平成21年8月31日～9月11日	1名
2			平成21年9月25日～11月27日の毎週金曜日	2名
3	大宮法科大学院大学	会津若松地域事務所	平成21年7月27日～7月31日	1名
4		釧路地方事務所	平成21年8月10日～8月21日	1名
5	関西学院大学大学院	倉吉地域事務所	平成21年8月31日～9月11日	1名
6	九州大学大学院	福岡地方事務所	平成21年8月31日～9月4日	1名
7	神戸大学大学院	福知山地域事務所	平成21年8月18日～9月4日	1名
8		奈良地方事務所	平成21年8月24日～9月4日	1名
9		南和地域事務所	平成21年8月24日～9月4日	1名
10		和歌山地方事務所	平成21年8月24日～9月4日	1名
11	上智大学大学院	埼玉地方事務所	平成21年8月31日～9月4日	1名
12		群馬地方事務所	平成21年8月31日～9月11日	1名
13		宮崎地方事務所	平成21年8月24日～9月4日	1名
14		青森地方事務所	平成21年8月17日～8月21日	1名
15		函館地方事務所	平成21年8月31日～9月11日	1名
16	専修大学大学院	熊谷地域事務所	平成21年9月7日～9月11日	1名
17	新潟大学法科大学院	佐渡地域事務所	平成21年8月24日～8月28日	1名
18		福井地方事務所	平成21年8月31日～9月4日	1名
19	一橋大学法科大学院	栃木地方事務所	平成21年8月24日～8月28日	1名
20	広島大学法科大学院	広島地方事務所	平成21年9月7日～9月11日	2名
21	法政大学法科大学院	栃木地方事務所	平成21年8月13日、14日、 20日、21日及び28日	1名
22	明治学院大学法科大学院	静岡地方事務所	平成21年8月24日～9月4日	1名
23		愛知地方事務所	平成21年8月31日～9月11日	1名
24	立教大学法科大学院	埼玉地方事務所川越支部	平成21年9月2日～9月18日	1名
25	琉球大学法科大学院	沖縄地方事務所	平成21年9月24日～9月30日	2名
26	早稲田大学法科大学院	埼玉地方事務所	平成21年8月3日～8月14日	1名
27			平成21年8月17日～8月21日	1名
28		吉岐地域事務所	平成21年8月10日～8月21日	1名
29		奄美地域事務所	平成21年8月3日～8月14日	1名
30		愛媛地方事務所	平成21年8月10日～8月21日	1名

【資料45】 連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等（地方事務所別）

地方事務所	関係機関 ・団体数	窓口総数
東京	376	1,868
神奈川	225	943
埼玉	160	427
千葉	127	878
茨城	109	340
栃木	123	320
群馬	97	516
静岡	183	893
山梨	105	315
長野	181	512
新潟	150	598
大阪	193	672
京都	154	502
兵庫	236	906
奈良	99	310
滋賀	130	403
和歌山	149	299
愛知	211	1,099
三重	112	574
岐阜	105	420
福井	89	311
石川	113	275
富山	120	336
広島	219	833
山口	188	491
岡山	203	730
鳥取	126	310
島根	104	312
福岡	223	840
佐賀	120	434
長崎	194	540
大分	158	406
熊本	161	383
鹿児島	120	366
宮崎	131	375
沖縄	119	214
宮城	117	510
福島	178	471
山形	115	251
岩手	133	278
秋田	99	454
青森	114	395
札幌	240	475
函館	92	218
旭川	127	280
釧路	110	278
香川	104	233
徳島	104	290
高知	96	271
愛媛	130	283
合計	7,372	24,638
平均	147.4	492.8

【資料46】 常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

1 法曹経験のある常勤弁護士対象

(1) 内定者業務研修

<実施日：平成21年12月8日～9日>

講義	総合法律支援法の概要
講義	受託業務の概要
講義	民事法律扶助について
講義	国選弁護・付添業務の概説
講義	赴任前業務研修 ～事務員との関わり方、指導方法等について～
講義	赴任後の業務関係について
講義	情報提供業務について（コールセンター見学を含む）

(2) 業務研修等

<実施日：平成21年4月30日～5月1日>

参加型研修	公判前整理手続
講義	特定商取引法、割賦販売法の活用上のポイント ～2008年改正の概要も含めて～

<実施日：平成21年8月18日～19日（大阪）、平成21年8月21日～22日（東京）>

参加型研修	法廷弁護技術
参加型研修	模擬裁判

<実施日：平成21年9月17日>

事例研究	裁判員裁判経験者等による報告及び講評
事例研究	裁判員裁判に向けた弁護戦略

<実施日：平成21年10月20日～21日>

参加型研修	実務研修（民事編）
事例研究	事例相談
講義	障害を持った人への支援（民事関係）

2 司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士対象

(1) 新任業務研修（採用時期に併せて年2回実施）

<実施日：平成21年9月29日～30日、平成22年1月14日～15日>

講義	総合法律支援法の概要
講義	民事法律扶助業務の概説
講義	情報提供業務について（コールセンター見学を含む）
講義	常勤弁護士の職務について
講義	国選弁護・付添業務の概説
講義	受託業務の概要
講義	犯罪被害者支援業務について
講義	各種手続きについて

(2) 定期基礎研修

ア 現行第61期・新第61期常勤弁護士対象 定期基礎研修

<実施日：平成21年5月15日（東京）、6月26日（大阪） 第3回>

参加型研修	実務研修（民事編） 高齢者・消費者
参加型研修	実務研修（刑事編） 否認事件について ～捜査段階の弁護活動～
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日：平成21年6月19日（東京）、8月7日（大阪） 第4回>

参加型研修	実務研修（民事編） 労働・保全
参加型研修	実務研修（刑事編） 否認事件について ～公判段階の弁護活動～
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日：平成21年7月31日（東京）、9月11日（大阪） 第5回>

参加型研修	実務研修（民事編） 民事手続・貸金
参加型研修	実務研修（刑事編） 弁護士倫理
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

イ 現行第62期・新62期常勤弁護士対象 定期基礎研修（東京・大阪2か所開催）

<実施日：（東京会場）平成22年2月19日、（大阪会場）2月26日 第1回>

参加型研修	実務研修（民事編） 債務整理
参加型研修	実務研修（刑事編） 自白事件について ～捜査段階の弁護活動～
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

<実施日：（東京会場）平成22年3月19日、（大阪会場）3月26日 第2回>

参加型研修	実務研修（民事編） 離婚、DV
参加型研修	実務研修（刑事編） 自白事件について ～公判段階の弁護活動～
講義	先輩スタッフ弁護士の体験談
事例研究	事例相談

（3）赴任前業務研修（赴任時期に併せて年2回実施）

<実施日：平成21年9月3日～4日、平成21年12月8日～9日>

講義	犯罪被害者支援について
講義	民事法律扶助業務の概説
講義	赴任前業務研修 ～事務員との関わり方、指導方法等について～
講義	国選弁護・付添業務について
講義	会計事務について
講義	内部監査について
講義	赴任後の業務関係について

3 ブロック別研修

○近畿ブロック（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成21年4月25日>

参加型研修	法廷弁護技術
-------	--------

○中部ブロック（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成21年5月9日>

実践型研修	高齢者・障害者の権利擁護
実践型研修	生活保護
事例報告	各種事件の報告

○中国ブロック（広島・山口・鳥取・島根）

<実施日：平成21年5月15日>

講義	労働者側からみた労働事件
講義	使用者側からみた労働事件
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○関東A（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成21年5月18日>

講義	労働事件について
経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ

○九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成21年7月17日>

講義	過払金返還請求権の消滅時効に関する最高裁判例について
事例研究	医療観察法上の付添人の経験報告
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○近畿ブロック（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成21年7月25日>

講義	少年事件について
事例研究	家事事件事例報告
経験交流ゼミ	具体的事件の疑問点についての意見交換、議論

○関東A（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟）

<実施日：平成21年8月31～9月1日>

講義	司法アクセスについて
討論	報告とパネルディスカッション
経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ

○北海道・東北ブロック（北海道・福島・岩手・秋田・青森）

<実施日：平成21年9月6日～7日>

事例研究	民事事件に関するケーススタディ
事例研究	対応困難な依頼者への対処方法に関するケーススタディ
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○四国ブロック（香川・徳島・高知・愛媛）

<実施日：平成21年9月26日～27日>

講義	依存症に関する講義
講義	労働事件実務の概要及びケース研究
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○中部ブロック（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成21年9月5日>

事例研究	各種事件の報告
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○中部ブロック（愛知・三重・岐阜・福井・富山）

<実施日：平成21年12月12日>

講義	裁判員裁判事件のケース研究
講義	保全処分による事件処理
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○関東A・Bブロック（埼玉・千葉・茨城・栃木・群馬・新潟・東京・静岡・長野）

<実施日：平成22年1月22日>

講義	離婚事件について
経験交流ゼミ	民事事件経験交流ゼミ
経験交流ゼミ	刑事事件経験交流ゼミ

○近畿ブロック（大阪・兵庫・京都・奈良・滋賀・和歌山）

<実施日：平成22年2月6日>

講義	家事事件実務について事例を用いた講義形式の研修
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○九州ブロック（福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄）

<実施日：平成21年2月12日>

講義	知的障害者の自立支援の制度と運用について
講義	法律家のための税金問題
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○中国ブロック（広島・山口・鳥取・島根）

<実施日：平成22年3月4日～5日>

講義	医療過誤事件処理の手引
講義	裁判官経験を踏まえた家事・労働事件
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

○北海道・東北ブロック（北海道・福島・岩手・秋田・青森）

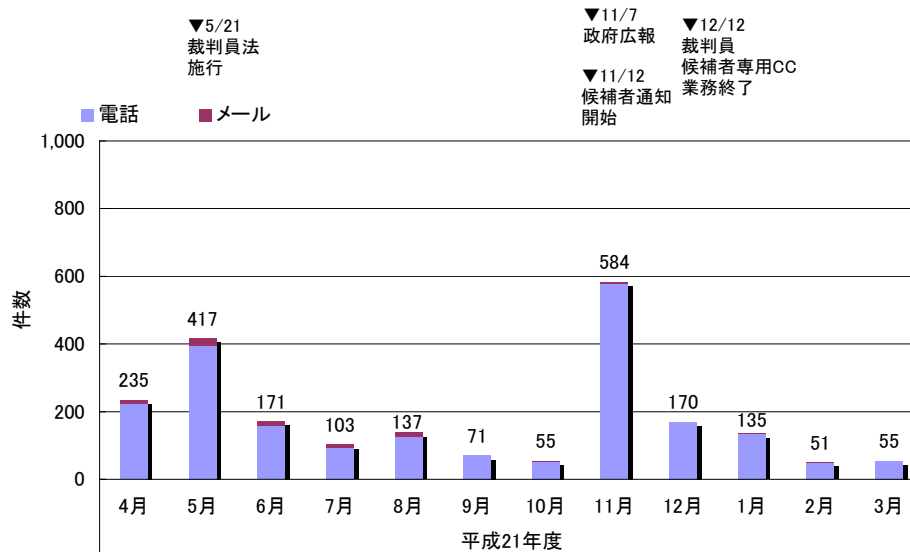
<実施日：平成22年3月19日～20日>

講義	精神保健士による講話
講義	困難事例への対応について
経験交流ゼミ	各地の活動及び取組の報告、意見交換

【資料47】 裁判員制度についての問い合わせ件数

■裁判員制度に関する問い合わせ件数

年度	平成21年度												合計
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
電話	224	396	159	93	125	71	52	579	170	133	48	55	2,105
メール	11	21	12	10	12	0	3	5	0	2	3	0	79
合計	235	417	171	103	137	71	55	584	170	135	51	55	2,184

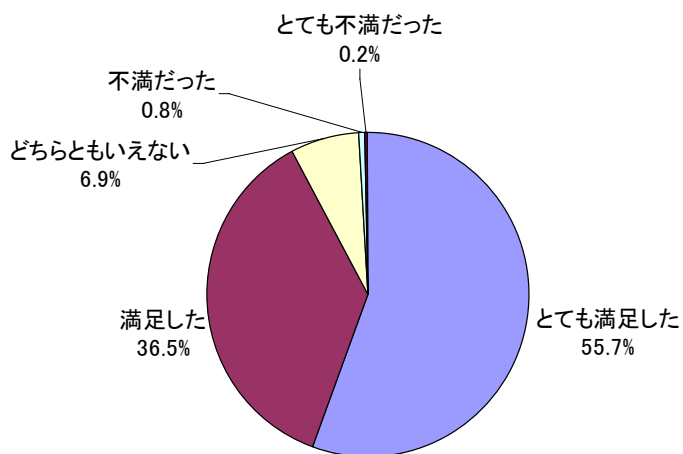


■裁判員制度に関する分野別問い合わせ件数

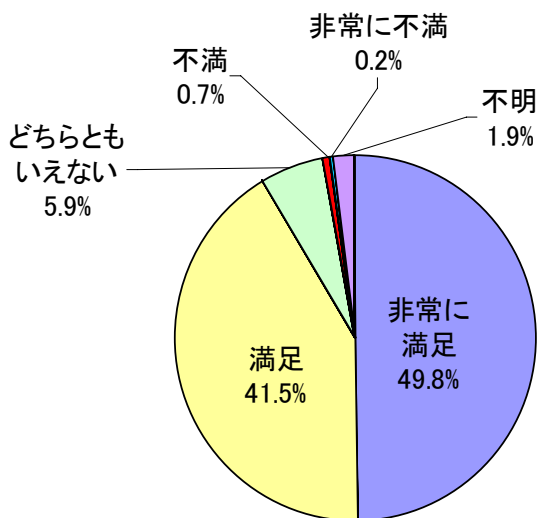
	平成21年度												合計	割合
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
制度概要	26	54	17	15	19	9	4	21	0	6	2	1	174	8.0%
対象事件	4	16	4	8	3	5	5	3	1	1	1	1	52	2.4%
選任手続	87	119	50	26	49	22	15	188	78	67	27	31	759	34.8%
辞退・不適格事由	67	99	48	15	13	9	13	290	65	40	9	10	678	31.0%
職務内容	14	22	14	9	12	2	3	14	5	3	2	2	102	4.7%
義務・罰則	4	22	4	7	8	6	4	17	5	7	2	3	89	4.1%
裁判員の保護	4	10	7	1	4	2	1	9	0	1	0	1	40	1.8%
補償・雇用・環境整備	17	31	8	4	9	7	3	8	6	2	1	2	98	4.5%
旅費・日当	3	15	4	5	4	1	2	12	2	1	1	0	50	2.3%
その他(裁判員制度)	9	29	15	13	16	8	5	22	8	7	6	4	142	6.5%
裁判員制度 (小分類未入力)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	235	417	171	103	137	71	55	584	170	135	51	55	2,184	100.0%

【資料48】 利用者満足度調査

コールセンター利用者満足度調査集計結果より
実施期間：平成22年2月1日～同月27日
満足度調査件数 1,773件
回答率（転送件数／転送対象数） 7.2%

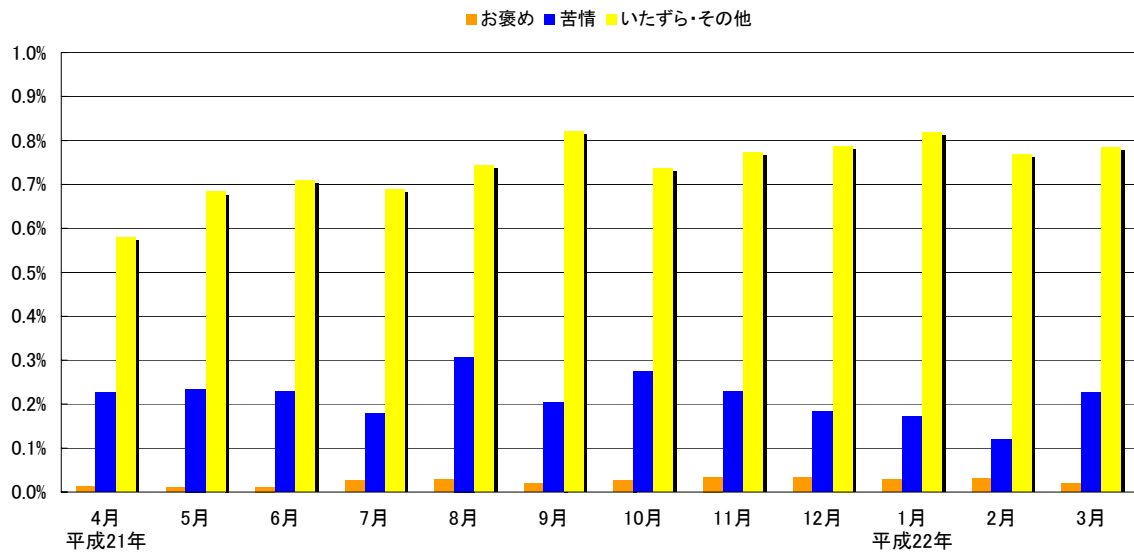


地方事務所面談アンケート集計結果より
実施期間：平成21年10月1日～同年12月28日
面談アンケート回収件数 1,758件
回答率（回答件数／面談による情報提供件数） 32.6%



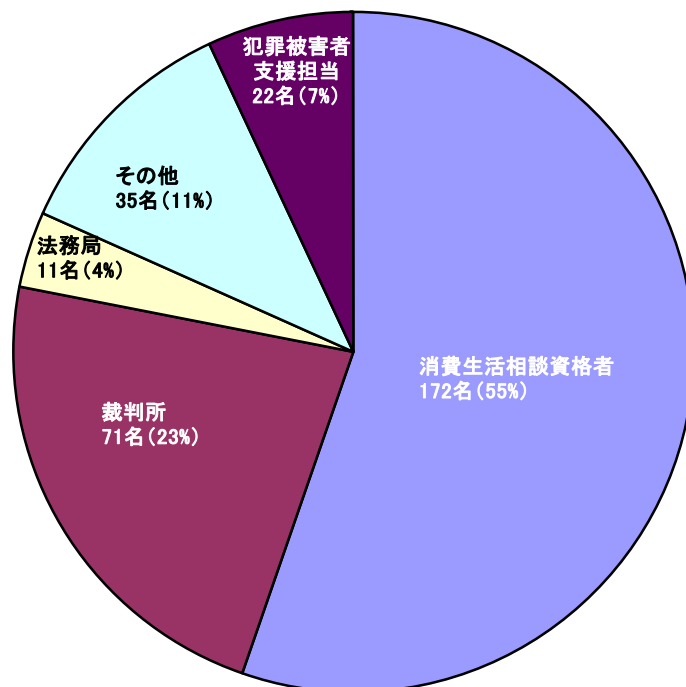
【資料49】 平成21年度コールセンターにおける受電内容の推移（割合）

	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談	99.18%	99.07%	99.05%	99.11%	98.92%	98.96%	98.96%	98.96%	99.00%	98.98%	99.08%	98.97%
お褒め	0.01%	0.01%	0.01%	0.03%	0.03%	0.02%	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%	0.02%
苦情	0.23%	0.23%	0.23%	0.18%	0.31%	0.20%	0.28%	0.23%	0.18%	0.17%	0.12%	0.23%
いたづら・その他	0.58%	0.68%	0.71%	0.69%	0.74%	0.82%	0.74%	0.77%	0.79%	0.82%	0.77%	0.78%



【資料50】 資格・経験別窓口対応専門職員数（総数311名）

H22.3.31現在



注1)「消費生活相談資格者」は、窓口対応専門職員のうち、消費生活相談業務に関する次のいずれかの資格を有する者の数を示す。

ア 消費生活専門相談員[独立行政法人国民生活センター認定]

イ 消費生活アドバイザー[経済産業大臣認定]

ウ 消費生活コンサルタント[財団法人日本消費者協会認定]

注2)「裁判所」は、窓口対応専門職員のうち、裁判所における書記官等窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注3)「法務局」は、窓口対応専門職員のうち、地方法務局における各種窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注4)「その他」は、窓口対応専門職員のうち、地方公共団体、その他の行政官庁等公的機関や、弁護士会、司法書士会、民間企業等における窓口対応業務経験を有する者の数を示す。

注5)「犯罪被害者支援担当」は、窓口対応専門職員のうち、犯罪被害に関する相談窓口経験を有する者の数を示す。

注6) 地方事務所窓口において情報提供業務を担当する司法書士(総勢340名)は除いている。